

平成24年
第1回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示..... 1
応招・不応招議員..... 2

3月8日(木) ○開 会..... 5
○開 議..... 5
○町長あいさつ..... 5
○議事日程の報告..... 6
○会議録署名議員の指名..... 6
○会期の決定..... 7
○諸般の報告..... 7
○一般質問..... 15
 4 番 大 野 伸 恵 議員..... 16
 5 番 若 林 想一郎 議員..... 29
 10 番 小 泉 初 男 議員..... 37
 3 番 内 藤 純 夫 議員..... 49
 1 番 富 田 能 成 議員..... 54
 8 番 若 林 スミ子 議員..... 59
○散 会..... 67



3月9日(金) ○開 議..... 72
○議事日程の報告..... 72
○請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決..... 72
 ・ 請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対
 し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める
 請願書
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決..... 76
 ・ 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例
 の一部を改正する条例)
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決..... 78
 ・ 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度

横瀬町一般会計補正予算（第4号）

- 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決……………8 1
 - ・議案第3号 横瀬町印鑑条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………8 4
 - ・議案第4号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決……………8 5
 - ・議案第5号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決……………8 6
 - ・議案第6号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決……………8 7
 - ・議案第7号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決……………8 9
 - ・議案第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決……………9 0
 - ・議案第9号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決……………9 9
 - ・議案第10号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決……………1 0 1
 - ・議案第11号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決……………1 0 2
 - ・議案第12号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決……………1 0 3
 - ・議案第13号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決……………1 0 5
 - ・議案第14号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第15号～議案第20号の上程、説明……………1 0 7
 - ・議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算
 - ・議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算
 - ・議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算

・議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算	
・議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算	
○施政方針に対する質疑	112
○延 会	114



3月10日(土)	○休 会
3月11日(日)	○休 会



3月12日(月)	○開 議	117
	○議事日程の報告	117
	○議案第15号～議案第20号の説明、質疑	117
	・議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算	
	○延 会	144



3月13日(火)	○開 議	147
	○議事日程の報告	147
	○議案第15号～議案第20号の質疑、討論、採決	147
	・議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算	
	○答弁の補足	147

○答弁の補足	160
○町長あいさつ	169
○議案第21号の上程、説明、質疑、採決	170
・議案第21号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	170
・請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書	
○陳情第1号の上程、説明、委員会付託	173
・陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣） へ意見書提出を求める陳情書	
○日程の追加	174
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
・発議第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い 懸念される保育制度の拡充を求める意見書案について	
○閉会中の継続審査の申し出	177
○閉会	178

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第16号

平成24年第1回横瀬町議会定例会を、平成24年3月8日横瀬町役場に招集する。

平成24年3月1日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	富	田	能	成	議員	2 番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3 番	内	藤	純	夫	議員	4 番	大	野	伸	惠		議員	
5 番	若	林	想	一	郎	議員	6 番	赤	岩	森	夫	議員	
7 番	町	田	勇	佐	久	議員	8 番	若	林	ス	ミ	子	議員
9 番	関	根			修	議員	10 番	小	泉	初	男	議員	
11 番	若	林	新	一	郎	議員	12 番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成24年第1回横瀬町議会定例会 第1日

平成24年3月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

4 番 大 野 伸 恵 議員

5 番 若 林 想一郎 議員

10 番 小 泉 初 男 議員

3 番 内 藤 純 夫 議員

1 番 富 田 能 成 議員

8 番 若 林 スミ子 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管理 計者
加藤芳男	参事兼 まち経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
木崎泰明	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	村越和昭	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田等	事務局長	町田祥明	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○町田勇佐久議長 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。

開会前に謹んでご報告申し上げます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災から、はや1年を迎えようとしています。

この災害は、多くのとうとい命を奪い、原発事故の発生や家屋の流失など甚大な被害をもたらしました。

改めてお亡くなりになった方々のご冥福と原発事故の収束、被災地の一日も早い復旧・復興を望みます。

ここで、この災害でお亡くなりになられた多くの方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

○富田 等事務局長 黙祷。

[黙 祷]

○富田 等事務局長 黙祷を終わります。

○町田勇佐久議長 ご着席ください。

ただいまより開会いたします。

◎開議の宣告

○町田勇佐久議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎町長あいさつ

○町田勇佐久議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

[加藤嘉郎町長登壇]

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。

平成24年3月議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ようやく寒さも緩んで日増しに春らしくなってはまいりましたが、まだまだ寒さが続いております。議員の皆様方には大変お忙しい中、本定例会にご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年度も間もなく終了いたします。1年を振り返ってみますと、東日本大震災の発生、続いて発生した原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散など、次から次へとさまざまな問題が発生し、被

災地の復興支援や町民の安心・安全の確保等、終始その対応に迫られた年でありました。

このような状況の中、平成23年度の当町の主要施策事業につきましては、厳しい財政状況の中、財政の健全化に努め、議員各位のご協力をいただき、順調に推進をさせていただきました。現在実施しております工事の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

横瀬小学校木造校舎耐震補強工事につきましては、進捗率約90%と順調に進捗しております。横瀬小学校エアコン設置工事ではありますが、木造校舎以外の各教室につきましては設置が完了し、残す木造校舎は耐震補強工事に合わせて行う計画になっております。

横瀬町スポーツ交流館太陽光発電施設設置工事及び補正予算で対応させていただきました電気自動車等充電設備設置工事につきましても順調に進捗しております。

各工事工期内竣工を目指し、現在取り組んでおりますので、ご報告をさせていただきます。

次に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。専決処分の承認を求めることについて2件、条例の一部改正案5件、広域連合規約の変更案1件、平成23年度一般会計補正予算案を初め各特別会計補正予算案6件、平成24年度一般会計当初予算案を初め各特別会計当初予算案6件、人事案件1件であります。ご審議の上、全議案ともご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、議会定例会開催に当たってのあいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして、新年度予算上程の際、申し上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○町田勇佐久議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○町田勇佐久議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

4番 大野 伸 恵 議員

3番 内藤 純 夫 議員

2番 新井 鼓次郎 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○町田勇佐久議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

3番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員長の内藤でございます。議長より指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

3月1日午後2時より、301会議室におきまして委員全員、議長、事務局長、書記の出席で議会運営委員会を開催いたしました。事務局長より、本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期について審議いたしました。

議案件数及び一般質問者の人数等を検討の結果、会期は3月8日から3月13日までの6日間とし、会議規則第9条第1項の規定により10日、11日は休会といたします。また、議案第15号から第20号までを一括上程し、審議することといたします。

なお、一般質問につきましては、1名1時間以内、一問一答方式といたします。

円滑な議会運営がなされますよう皆様のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日8日から13日までの6日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は6日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○町田勇佐久議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議長の諸報告について報告いたします。

このことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

続きまして、報告第1号 議員派遣の件でございますが、この件につきましては、お手元に配付してありますとおり、会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、報告いたします。

続きまして、例月出納検査の結果について報告されておりますので、監査委員に説明を求めます。

代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 おはようございます。議長からご指名をいただきましたので、地方自治法第235条の規定に基づき、過日ご報告いたしました、直近3カ月の例月出納検査結果についてご説明申し上げます。

実施日は、平成23年12月19日、平成24年1月18日及び2月17日であります。関係者の出席並びに必要な調書、帳簿、証拠書類の提出を求めて監査委員2名で実施したところでございます。

検査の対象は、一般会計と国民健康保険等4つの特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出現金出納状況であります。

次に、検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項につきましては、検査の過程でそれぞれ触れておきましたので、ここでは省略をいたします。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成24年1月31日現在の現金預金残高は、一般会計において4億5,638万8,715円であります。水道事業会計におきましては2億6,928万1,056円であることを確認いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○町田勇佐久議長 代表監査委員による例月出納検査の説明を終わります。

次に、各委員長報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員長、2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。議長より指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の審査の概要についてご報告いたします。

開催日は、去る2月24日金曜日で、午後2時より開催しました。出席者は、委員6名全員出席と執行部10名、事務局2名でございます。

審査事件は、1、委員会付託案件として、請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について。2、教育委員会報告、自己点検・自己評価について。3、中学生海外派遣事業について。4、その他でございます。

最初に、副町長からあいさつをいただいた後、会議録署名委員を指名し、直ちに会議に入りました。

議題の1は、委員会付託案件、請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてです。審議いたしました内容につきましては、後ほど議題として上程されており、改めて報告いたします。

次に、議題の2、教育委員会報告、自己点検・自己評価についてですが、教育長より資料に基づき学校教育、社会教育、社会体育、教育委員会活動に関する自己点検・自己評価について報告、説明を受けました。この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものでございます。

次に、議題の3、中学生海外派遣事業についてですが、教育次長より資料に基づき中学生海外派遣事業について、これまでの事業実績、効果、課題を踏まえ、事業の検討として、平成24年度中学生海外派遣事業実施計画案について、報告、説明を受けました。この事業は、平成23年度は東日本大震災等の影響により中止となっております。質疑においては、オーストラリアを選定した理由としては、時差が少ないこと、

治安がよい、現地学校・ホームステイ先の受け入れ態勢が充実しているとのこと。また、選定業者の質問では、現地スタッフの充実、取り扱い実績等を検討し、前回実績のある大手旅行会社のJTBがいいだろうとのこと。その後、まとめとしまして、この件について諮り、本委員会においては、平成24年度中学生海外派遣事業について了承することを決定いたしました。

次に、議題の4、その他ですが、執行部から3月議会提出議案の概要について報告、説明を受けたほか、教育次長より学校給食食材の放射能測定について、副町長より岩手県からの木くず受け入れについて報告、説明を受けました。

学校給食食材の放射能測定については、埼玉県が国の補助を受けて購入する予定の10ベクレルまではかれる高性能測定器5台のうちの1台を横瀬町に貸していただけるもので、まだ最終の契約等は終わっておりませんので、詳細は未定ですが、4月新学期より測定し、結果は町ホームページ等に掲載する予定だそうです。

また、岩手県からの木くず受け入れに関する件ですが、内容については3月25日に実施予定の実証試験に関するもので、既に配付されております資料のとおりですが、試験には議員の立ち会いを求めるほか、一般の枠も要望しているとのことでございます。

当委員会としましては、これら報告、説明を聞きおくことでまとめといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○**町田勇佐久議長** 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○**赤岩森夫産業建設常任委員長** 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果、会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成24年2月24日金曜日午前10時。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名全員、議長、執行部4名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、①、林道の実績について。②、道の駅（果樹公園あしがくぼ）視察。2、その他でございます。

執行部を代表して、渡辺副町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を関根修委員、小泉初男委員にお願いをいたしました。

審査経過、まとめ。1、所管事務調査、①、林道の実績について、建設課長より資料に基づき報告、説明を受けました。

(1)、町営林道（平成23年4月1日現在）10路線。(2)、町営森林管理道、2路線。(3)、近年の林道工事の実績。(4)、県営森林管理道二子線、用地測量、用地買収事業。(5)、森林整備計画と掲載された林道に係る事項。以上について詳細に説明をいただきました。

まとめ。議題について執行部より報告、説明を受けたということといたしました。

2、その他について。執行部から3月定例会提出案件の概要について説明を受けました。

まとめ。執行部から報告、説明に対し、報告、説明を聞きおくことといたしました。

②、道の駅果樹公園あしがくぼの視察について、会議終了後、視察をいたしました。研修項目、道の駅果樹公園あしがくぼの施設計画について、地域振興拠点施設の活用について。振興課長、道の駅支配人から説明をいただきました。出席者は委員6名全員、議長、執行部4名、事務局2名が参加いたしました。

以上で報告を終わります。

○町田勇佐久議長 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、秩父広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。お手元の報告書をごらんください。

まず、定例議会の報告です。開催日時、平成24年2月22日午前10時から14時まで。場所は秩父クリーンセンター。出席者、議員16名全員出席です。それから、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部です。

会期は1日。諸報告で専決処分報告及び例月出納検査の結果報告がありました。

審議案件は4件です。1番、議案第1号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例です。概要、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う条例改正です。内容としては、これは消防法上の危険物を貯蔵する特定野外タンク貯蔵所の中に浮きぶたつき特定野外タンク貯蔵所の技術上の基準が新たに設けられましたので、これに伴いまして手数料条例の文言を一部改正するというものです。具体的に言いますと、液体の危険物を1,000キロリットル以上貯蔵するタンクです。この浮きぶたつき特定野外タンクというやつなのですが、これは秩父管内には現在存在していないということでした。

2番、議案第2号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例です。概要、危険物の規制に関する政令の一部改正の公布に伴う条例改正です。これは総務省の消防庁で定めています火災予防条例の準則と整合性を図るために改正するという趣旨のものです。

議案第3号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）です。概要、歳入、繰越金1億4,807万円増加など、歳出、予備費2億3,734万3,000円増加等を含めまして、それぞれ1億5,737万8,000円の増額というものです。これは予算ベースでは増額の補正ということになりましたが、真水の事業費ベースで見ますと7,996万円の減額になっていました。減額となった歳出分と減額となった歳入分を歳出の予備費に回して、その一部を平成24年度の財源にするとのことでした。個別の項目を少し申し上げますと、歳入のところ繰越金のほか清掃手数料で406万円増、これは持ち込みごみ手数料が見込みより多かったことによるもの、それから財産運用収入で117万円の増加、それから財産売却収入で278万円の増加、これは秩父環境衛生センターのトラック及びフォークリフト等を売却したことによるものです。歳出の部でいきますと、総務費で1,014万円の減額、これは職員の配置がえ等によるものです。斎場費365万円の増加、これは燃料費の単価上昇等によるものです。それから、清掃総務費581万円の増加、これは指定ごみ袋の製作等が新たに加わりましたので、増加となったもの等がありました。

続きまして、議案第4号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計当初予算です。概要、歳入歳出それぞれ34億3,645万6,000円という予算規模です。これは前年度と比べますと4億181万1,000円の減額、これはパーセントにしますと10.47%の減額になります。公債費の償還に伴う公債費、これが約4億7,000万円減少いたしましたことが大きく影響しまして、歳入歳出規模は縮小しています。内容としては、北分署及び南分署庁舎の建設、あわせて工事請負費ベースで計上が、平成24年度分で2億3,400万円あります。それと、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、金額にしますと2億1,600万円、それから高規格救急車2台購入等を織り込んでいます。ちなみに横瀬町の負担金ということで申し上げますと、2億2,763万9,000円ということで、前年度と比べまして2,881万1,000円の減少ということになります。この中で基幹的設備改良工事について補足説明させていただきます。

お手元にお配りしました基幹的設備改良工事の概要をごらんください。この工事は、施設の延命化と温室効果ガスの発生抑制を目的に、施設の運転制御システムの更新、焼却炉本体設備の一部改修、排熱ボイラーの一部改修、排ガス処理施設の中心機器であるバグフィルターなどの各機器の更新等に加えて、地球温暖化対策として二酸化炭素の発生量を削減し、蒸気によるごみの熱エネルギーを有効利用する発電設備の設置を含めた施設改良を実施するものです。この概要に書いてありますとおり、発電の効果としまして、停電時の自立運転が可能になるということ、それからCO₂を122%削減すること、年間使用電力540キロワットを賄い、経費を削減するということ、売電ができるということ、ごみの熱エネルギーを有効利用する等の効果が見込まれるそうです。平成24年度から平成26年度までにかけて予算計上される見込みでして、トータルで約21億2,000万円の予算計画です。ポイントは、循環型社会形成推進交付金という国の補助金が利用できるということと、計画では対象事業費の3分の1に当たります5億6,500万円の交付金を見込んでいます。

以上、4議案なのですが、審議の結果、最終的に議案第1号、第2号、第3号、第4号ともに総員賛成で可決をされました。

次に、一般質問です。2名の方から一般質問がありました。皆野町の林豊議員、火葬場建設について、それから秩父市の新井康一議員、消防救急無線のデジタル化についてです。前者は、この後でまとめてお話をしますので、消防救急無線のデジタル化について一言補足します。平成15年の総務省総合通信局から電波法関係審査基準の一部改正というのがありまして、現在使用している消防無線のアナログ周波数の使用期限が平成28年5月末と定められていることから、消防無線のデジタル化を進める必要が現在生じています。その進捗を確認したというものです。現状でいきますと、電波伝搬調査等委託をしている段階でして、平成24年度は、システム設計に係る業務委託を入札する予定とのことでした。続いて、平成25年度、平成26年度に整備工事、平成27年には並行運用を開始しまして、平成28年6月に正式切り替え予定とのことでした。

次に、定例議会に先立ちまして行われた全員協議会の動きです。平成24年1月24日火曜日午後3時30分から午後5時まで、場合は秩父クリーンセンター、議員は全員出席、管理者、副管理者、理事、事務局の出席がありました。協議内容は、新火葬場建設事業の進捗状況についてです。これは定例会の答弁等を含めまして、まとめて報告させていただきます。

この2回全員協議会及び定例会を通じまして、以下、要旨の進捗の報告がありました。1つ目、聖地

公園グラウンドを第1候補地としてきたが、地元中宮地町会に続き、同候補地に隣接する特別支援学校のPTA会長からも建設反対趣旨の文書を受領しました。これが12月の出来事だそうです。

かかる状況から、執行部として同候補地での早期建設は困難と判断し、現在地、下宮地ですが、こちらで建てかえる方向で1月16日、正副管理者、理事全員で下宮地町会へ再交渉の申し入れを実施したとの報告でした。

それで、現状ですが、2月20日、管理者が下宮地町会秩父斎場建設対策協議会長に対し、お願い文書を手交したとのことです。現在下宮地町会の反応待ちという状況だそうです。

また、一般質問に答える形で、管理者より新火葬場の建設スケジュールへの言及がありまして、平成24年度中に地元の承諾を得て場所を決定し、実施設計までの建設準備で1年半から2年ぐらい。建設工事で約2年かかるものと思っているそうです。あと、第1候補地でありました聖地公園グラウンド候補地の復活可能性についても質問があったのですが、さきのPTA会長や町会の反対文書に対して、「別の場所を探すことにしました」との回答を既に出したとのことで、その可能性は極めて低いとの報告でした。

以上、秩父広域市町村圏組合の報告として終わらせていただきます。

○町田勇佐久議長 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対して質疑がありましたら、お受けいたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。教えていただきたいのですが、総務文教厚生常任委員会の関係なのですが、2の教育委員会報告で、この間私もいただいた自己点検・自己評価の冊子についてなのですが、どんな質問が委員のほうからあったか、教えていただきたいと思います。私は横瀬中学校が、1年生を武甲山に連れていったことに対してすごく評価しておりますし、横瀬小学校が詩の暗唱というのを全校生徒にさせて、それで実績を上げていることに対して、すごく評価をしているものなのですが、委員の皆さんからどのような質疑があったのか、教えていただきたいと思います。

それから、広域の関係なのですが、今ちょっと聞いただけで、よくまとまらないのですが、まず基幹的設備改良工事の概要について、発電設備導入なのですが、これは大変いいと思うのですが、この発電効果の二酸化炭素排出量を現状より122%削減するというのは、年間この使用電量の540ワットを自分のところで賄うので、この電気量を換算すると、この排出量が削減されるのかということと、1,000キロワット規模の発電設備というのは、この燃料は全部ごみの熱エネルギーを有効活用するものなのでしょうか。

それと、ただいまのちょっと今びっくりしてしまったのですが、火葬場の建設について、かなり長いこと下宮地でいろいろな検討がされていて、だめと言われて、では次の候補地にいったと私はとらえていたので、そこがだめです。はい、わかりました。では、またもとのところというふうなことで、下宮地のほうで、今度は確実に決定されるようにしていただきたいと私は思っているのですが、その点広域のほうの議員さんとか、執行部の考えとは違うと思うのですが、こちらがだめ、だからあっち、あっちもだめ、またこっちみたいな形で、私もちょっとびっくりしたので、そこら辺のところ、私はとにかく早く実現していただきたいのですが、議員さんのほうではどのような発言があったのか、教えていただきたいのですが、よろしくお願いたします。

○町田勇佐久議長 2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 ただいまの4番、大野議員さんのご質問にお答えいたします。

総務文教厚生常任委員会の2つ目の議題、教育委員会報告における委員からの質問に関することだと思いますが、自己点検・自己評価報告書の中で、学校教育の分野がありまして、その中で生徒指導の項目があるのですが、細かいことですが、こちらの人数の確認等が行われました。それから、この評価は、どのような形で行われるのかという質問がありまして、こちらに関しましては、まずもって評価は、現場の担当者が行うと。そして、上がってきたものをまとめて、3名の方に見ていただいて、意見を伺うとのことでございます。3名に関しては、民間ということで、見識者ということで、三菱マテリアル工業の横瀬工場の副工場長さん、それから横中のPTA会長さん、それから文化財保護審議委員会の委員長さんをお願いしてあります。その3名において意見を聞いてはおるのですが、この評価は現場から上がってきたものをそのまま掲載し、一切の修正はしていないということでございます。そして、この中での弱点について克服していきたいとのことございました。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 大野議員の質問にお答えいたします。

3点あったかと思えます。まず1つが、基幹的設備改良工事についてなのですが、これはまさにごみの熱エネルギーを有効活用しようという趣旨のものです。国の補助金が出る水準というのが決まっています、二酸化炭素の排出量20%抑制というのが基本になって、それ以上削減するということであると補助金がもらえるということだそうです。今計画されているのは122%ですので、これを大きく上回っています。補助金のところが、これは試算上は3分の1もらえるという数字で試算をしておるのですが、今、形式基準としては2分の1が基準だそうです。ただ、その後の、震災後のいろいろな状況の変化とかがありますので、かために3分の1で見ているという報告がありました。

次、斎場の建設に関してなのですが、これは実は広域の議会でもかなり議論になりました。というのも、報告書のほうにも書かせていただいたのですが、執行部が早期建設を困難と判断して、16日に下宮地町会のほうと接触されたのですが、我々議会が最初に報告を伺ったのが1月24日なのです。ですから、そのときは既に接触された後でして、これに関しては、議会のほうからはいろいろな厳しい意見が出たということだったと思います。

あとは、では、下宮地の見込みはどうかということなのですが、これも議会の中ではいろいろな角度で質問が飛んだのですが、まだ確定的なことは何も申し上げられないという回答でした。つまり、見込みがありそうだとかということまでは、まだいっていないという状況です。ですから、ここからまたスタートだろうと思っています。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 先ほどの4番議員とちょっと重複するところがありますけれども、新火葬場の建設についての、広域での報告の中にあります、ちょっと解せないのは、今も富田議員のほうから説明がありましたけれども、1月16日現在で第1候補地であります聖地公園グラウンドの予定地を断念して、また早くに議会に諮って下宮地町会から返ってきた経緯があるにもかかわらず、またもとへ戻ったという。これは少なくとも広域の議会を全く軽視したやり方ではないかなと思うのですが、その辺について広域の議会の中ではどんなふうに取り扱ったのか。

また、さらに下宮地町会に既にお願いの文書を議会に諮らず出しているという、そういうところも非常に問題があるかというふうに思います。なお、既に下宮地町会については断念をしたという中で、まだ対策協議会は残っているのかどうか、そういうのがあるかないかもわからないまま、こういった取り扱いをすること自体が非常にまずいなというふうに思うのですが、その辺につきまして、広域の議会の中ではどんなふうな議論があって、また管理者はどんなふうな答弁をされているのか、その辺をもうちょっと細かく説明をいただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 質問にお答えいたします。

まず、議会としてということなのですが、おっしゃるとおりだと思います。当議会も反応としては、かなり厳しい反応でした。ただ、その中で議会としても早期実現を果たすためにどうしたらいいかということは考えて議論になりました。昨年度に、前回報告をさせていただいた事項にもありましたが、議会のほうから関係者に要望書を出しているのです。そういう要望書を、これは特別支援学校あてだったり、あるいは県議会議員さんあてだったり、議会から要望書を出しているのです。そういう経緯がありながら、1月に方針転換されたということに関しては、議会からは非常に厳しい意見が出ました。

ただ、その中で我々としても、とにかく早期にやらなければいけない問題という問題意識がありましたことと、それから管理者のほうから、今回は時間を区切って、平成24年度中という明言がありまして、それらを勘案して議会としては進捗を見守るというような形になっております。それで、下宮地町会の対策協議会が残っているかということに関しては、これは残っているということだそうです。

以上です。

○町田勇佐久議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 大体的内容的なことについてはわかるのですが、たしか第1候補地として聖地公園グラウンドを決めた経緯はわかるのですが、第2、第3の候補地もあったはずなのですね、そのときは。それをまた下宮地のほうへ戻す。それで、下宮地のほうでできなかった場合には、だれが責任をとるのですか。管理者がとるのだから、広域の議会が責任をとるのか。こういうことを繰り返していると、できるものもできなくなってしまう、そういう事態を招くのではないか、その辺を非常に危惧しております。その辺の責任の所在はどうなっておるのか、その辺については議会の中で議論はされたのかどうか、その点をもう一度お願いしたいと思います。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 お答えします。

まず、候補地を第2候補地、第3候補地まで含めて検討したかということに関しては、かなり議論がありました。議会の中でも最初から一本に絞る必要はないだろうという意見も根強くありました。ただ、管理者とか執行部のかたい意思がありまして、二兎を追う者は一兎をも得ずという発言もありまして、1カ所に絞ってという方針というふうにお伺いいたしました。

だれが責任をとるのかというのは、そのとおりでして、我々としては、とにかく1年という期間を執行部のほうで設定して交渉するというを明言されましたので、そういう意味では、執行部の不退転の決意をもとにやるというふう到我々は受け取りましたので、それを見守るという形になるのだと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 直接広域の議会の中ではないので、ちょっとあれですけども、下宮地の建設計画も何年もかかってやっそこぎつけて、対策協議会の人たちに集まってもらった中で、過半数はいたんですけども、31人の中で、いきなり決をとって、1票違いで断念したという、そういう経緯もあります。それでまた、簡単に新しい候補地を決めて、これはよかったというふうに思ったんですけども、聖地公園グラウンドも簡単にあきらめて、またもとへ戻っていく。二兎を追う者は一兎をも得ずといえますけれども、こんなことを繰り返していたら、決まるものも決まっていけないのではないか、非常に危惧をします。ぜひ広域の議会の中で、とにかく平成24年度中には何とか結論を出すということで、それはそれなりに見守っていきたいというふうに思いますけれども、できなかつた場合の責任の所在だけは、やはりきちっと明らかにしておいてほしいと思うのです。ぜひそのことを広域の議員の皆さんに要望いたしまして、この件については終わりにしたいと思います。

○町田勇佐久議長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

本休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎一般質問

○町田勇佐久議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

質問、答弁に際しては、わかりやすいよう簡潔にお願いいたします。

なお、ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明申し上げます。

本日の一般質問者は6名の方がおりますが、最初、演壇にてすべてに対し質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で質問を行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

議員は、町の政策や方向性など、大きな視野の立場で町政に質問をすべきであると思っております。しかしながら、今回私は大きな政策の間で、ずっと忘れ去られた、もしくは顧みられなかった小さな箇所について幾つか質問していきたいと思っております。木を見て森を見ずと申します。しかし、森を見て木を見ないのも、それは正しくありません。まさに問題は、小さな身近な毎日の生活の中にあるからです。また、一般質問は、議員のパフォーマンスで、議員のPRのためやっている、課長に聞けばよいとも一部の人たちから思われているようです。しかし、議員の調査権は、議会の議決があつてのみ実行されることで、議員個人には調査権はありません。むしろ、行政への圧力となりやすく、倫理条例に触れることとなります。議員の権限は、議会内のみ有効ですので、小さな質問ですが、私がずっと疑問に思っていた事柄をお聞きしたいと思っております。

それでは、第1の質問をいたします。まず、私が日常利用し、毎日子供たちが通学路として利用する町道の整備についてお聞きいたします。私は、地元11区の3194号線や118号線をよく利用します。その交差点は、子供たちの通学路にもなっていますが、我が家の子供たちが利用した30年以上前から危険と言われていますが、変わらない状態です。最近、私はここに横断歩道が設けられないのだろうかと思ひ至りました。最近気がついたのです。また、この3194号線は、このまま私有地につながり、児童生徒や近隣住民の路地となっています。これは地権者の厚意で私有地を利用させていただいているという形であるそうです。118号線が国道299号に接続する部分では、双方から来た自動車が立ち往生する場面もよくあります。きょう私も立ち往生してきました。しかし、ずっと改良はなされてきませんでした。計画とかあるのだろうか、優先順位とかあるのだろうか、ずっと疑問に思っていました。このたび建設課長に聞いてみましたら、これらの道路は2級幹線と位置づけてあるようですが、これらについては、地元の要望により危険性を考え、実施していくとのことでした。まず、地元の要望が必要なようなのです。新しい道路は、姿地区に多くできました。計画も知らないうちに整備されています。ありがたく思っています。しかし、以前からある2級幹線道路については、町としては、独自に危険箇所を調べるなどしての改良計画はなされないのでしょうか、その点についてお聞きします。

また、横瀬町私道整備事業補助金交付要綱ができていますが、実績はどうでしょうか、お聞きいたします。

また、町道で4メートルが確保できないと改良を考えないらしいのですが、私は道イコール車が通りやすい道ではなく、人が安全に歩ける道、車のスピードが出ない道というものもあるのではないかと考えています。「子どもの目で見たまちづくり」という本に、町を最も長い時間使う子供や主婦、老人たちにとつ

て優しい町にするには、例えば路地を保全したほうが散歩にも通学にもかえって快適なはずですが、実際には防災と交通の利便性が優先し、道路の拡張工事が行われ、自動車が行き交う危険な道路となりますとありました。防災上危険な住宅地への進入路は、それこそすぐに改良が必要だと思えます。しかし、それ以外の場合は、4メートルにとらわれずに穏やかな道として考えていただくと、住民としては生活しやすいと考えますが、その点いかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、第2の質問として、道路改良につきましての疑問点から感じました、町の政策などの広報・PRについてお聞きいたします。私は、ずっと改良を待っていました。でも、待っているだけではだめだったようです。そこで、町の政策と個人または町民の感覚の差を埋めるためのもの、政策の広報・PRなどが必要だと考えました。町として住民参加型のまちづくりを目指しても、町民に知れ渡らなければ、よい政策をうたっても効果は望めません。「広報よこぜ」2月号において、新成人と町長の懇談が載っていましたが、その中で、「やはりアピールするのは武甲山」「一番力を入れるPRをつくらないと」などの発言があり、ふるさとの山を愛する若者たちに心強く感じました。その中でも「PRは内側からですね」との結論でありました。

そこで、横瀬町の政策に対するPRの仕方、考え方について、どのように考えているのか、お聞きいたします。

地方公共団体は、その事務を処理すると決められています。市町村は、基礎的な地方公共団体として住民の日常生活に直結する事務を包括的、一般的に処理することを明らかにするとともに、計画的にと解説されています。役場として、その政策などを住民に知らせる方法ですが、それが十分に発揮されているのでしょうか。住民は、道路行政は町で考えるととらえていたし、町は住民の要望を待っていたのです。完全なミスマッチですが、ここで、この大切な事実、地元の要望を住民によく知らせよう周知徹底がなされているのでしょうか、PRはされていたのでしょうか、お聞きします。

住民自治なのだから、町でなく、町民みずから汗をかくことが大切とよく言われています。もちろんそうでしょうが、そのシステムの利用についてPRされていなければ、なすすべもないのではないのでしょうか。町民としても自分のところなんてという遠慮があります。町全体から見ての優先順位は役場で判断されると思っているからだと思えます。しかし、地元の要望が必要なのだとしたら、その事実を町民みんなに公平に知らせることが必要ではないのでしょうか。

以前有名になりましたが、北海道のニセコ町では、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事。お伝えします。ことしの仕事とお金の使い方」という冊子を全家庭に配布して情報を共有し、町民参加の行政展開を目指しているようです。我が横瀬町では行政区があります。住民の日常生活に直結する横瀬町の区行政は、私はすばらしい組織であると思っています。町の情報をよりよく知らせて、その力を十分に発揮していただき、住民自治の発展を願うものですが、その点について、例えば区長会等で、毎年その情報を知らせているのでしょうか。

毎年予算に反映させるので、危険な道路、町設備の改修部分、街路灯など、区行政の要望を吸い上げるシステムを構築しているのでしょうか。知っているわけだと役場では考えるでしょうが、また要望書などもあるようですが、区長さんはよくかわります。情報が十分に伝わっていない場合もあるのではないのでしょうか。住民にもよく周知され、要望が区行政へスムーズに伝達され、町の政策に吸い上げるシステムが

必要と考えますが、その点どうでしょうか、お聞きいたします。

また、町に関心を持ってもらうことが、住民自治の一步だと考えています。町民の方から素朴な質問で、「旧給食センターはどうするの」と聞かれました。私も知りません。新しい給食センターができたとき、古いものはどうするの。当たり前と思うことですが、これらの情報を町民にお知らせするシステムを構築してほしいのですが、どうでしょうか、お聞きします。

それらにあわせて、町ホームページで幾つかの補助金等の交付要綱などを見ってみました。リフォーム補助事業もありました。また、建築行為に対する後退用地と整備要綱も見ました。これは経過措置で適用前の後退用地等については、該当し、かつ申し出があったもののみ適用するという文言で、これは町民に対し、ひとしく知らせてほしいと強く思いましたが、どのようにお考えでしょうか。

また、この1月から岩手県の瓦れき処理の報道がされています。私は、安全性を確保すれば、災害復旧のため協力したいと考えます。三菱マテリアル株式会社の協力に対しても感謝の念を持っています。私の周りにはいる人たちも、おおむね協力すべきとの意見が多く聞かれました。「困ったときはお互いさまだよね」の声に、互譲精神のあるすばらしい町民だなと感じ入りました。その中で消極的に引き受けるより、どうせなら町のPRに利用したらの意見の人がいました。ピンチをチャンスに変えようとする意識に驚いてしまいましたが、目が覚める思いでした。今、町民の安心への不安感もあります。観光産業などへの風評被害などへの影響も心配されています。毎月の降下ばいじん調査の結果などを広報紙の1面に掲げるなど、安心への徹底と被災地に協力する町の姿勢を大いにPRしていったらどうかと考えますが、その点どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、3番目の質問として、安心・安全なまちづくりについてお聞きいたします。昨年暮れ、この役場近くで火災が発生いたしました。家人にけが等なくほっといたしました。そのことから見えた事柄についてお聞きしたいと思います。まず、この庁舎内に防災グッズが完備されていたのでしょうか。どなたかが転んでけがをしたようでしたので、役場内に救急箱がないのか聞きに行きましたが、わからないようでした。また、寒さが厳しい中での現場検証で時間もかかり、毛布を貸してほしいと聞きましたが、事前に迅速に用意してくれていたらと思いました。私が旧役場庁舎で仕事をしていましたときですから、もう40年くらい前のことですが、庁舎前の坂道で子どもさんが犠牲になる交通事故が起きてしまいました。そのときふだんとても静かな保健師さんでしたが、青木さんという方ですが、毛布などを持ち、迅速に早く駆けつけていて対処していたことを見えています。すごいなと感動したことを私は思い出しました。

今回、役場の直近の場で起きた火災に対し、万が一の場合の膨大な書類の保護などの防災体制はどのようになっているのか、疑問に思いました。隗より始めよといいますが、役場内で防災訓練、避難訓練等は実施しているのでしょうか、お聞きいたします。

そして、ご近所の方から「国道の草に燃え移らなくてよかった」とも言われました。幸いなことに風がなかったのです。しかし、もし強風であったらと考えると、私有地の枯れ草の除去などの徹底も安全な町のためには必要なことなのだと考えました。町としてはどのようにお考えでしょうか。

また、町で発行している防災ガイドブックを見ました。大震災前の発行ですが、今後数年の間にまた大地震が来ると憶測されている現在、ちょっと真剣に見ましたら、避難場所が土石流危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所に設定されていたりしたのですが、大丈夫でしょうか、お聞きいたします。

また、交通事故の関係ですが、これか「広報よこぜ」にも載っている情報ですが、12月に人身事故36件と載っています。1月は2件のようでした。大掘に面した道路でよく事故が起きているので、区長さんが役場に対策をお願いに行ったら、「交通標識等は警察の管轄であり、順番待ちで、いつになるかわからない状態です」と言われたそうです。安心・安全な施策は、町としても緊急な課題でしょうから、町で危険な箇所を注意を呼びかけるような手だては考えられないものなのではないでしょうか、お聞きいたします。

また、商業連盟のごみ拾いに参加したとき、苅米のセブンイレブンの前の国道299号が一番危険な箇所だと聞きました。私もそう思いました。町としては、それらについて国道を管理する県への要望はどのような形で行っているのでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○町田勇佐久議長 4番、大野伸恵議員の質問1、町道の整備に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 4番、大野議員さんの一般質問、1、町道の整備について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1、2級幹線道路の改良計画についてですが、最初に幹線2級町道の現状について少し触れさせていただきます。現在2級町道は22路線あり、総延長は1万8,946.4メートルであります。実延長は1万8,548.5メートルであり、そのうち規格改良済み延長は1万4,461.6メートルで、改良率77.97%となっております。また、舗装済み延長は1万5,650.5メートルで、舗装率は84.38%となっております。参考までに歩道等設置道路延長は1,435.6メートルで、防護さく設置延長が5,391メートルとなっております。以上、2級町道の現状ですが、拡幅等されていない未改良延長は4,086.9メートルあることとなります。

ご質問の改良等されていない区間の改良計画についてであります。建設課では2級町道に限らず1級その他町道の未改良区間については、道路新設改良修繕工事实施の考え方に基づき実施計画に登載の上、順次整備を行っていくこととしております。また、3カ年計画である実施計画に登載する前段として、町道改良に係る実施計画内訳書を作成、管理しており、町みずから改良等を必要と考える路線、各地区等から要望等のあった路線などをその都度記載しておき、緊急性等を考慮しながら実施計画に登載するための資料としております。2級町道につきましては、最初に現状で申したとおり、幹線である上、路線数も余り多くないことから、その未改良区間については、おおむね把握するとともに、先ほど申しました内訳書に改良等必要箇所を記載しており、用地等の協力が得られる路線かどうかを確認しながら、実施計画に登載していきたいと考えております。

次に、要旨明細2、町私道整備事業補助金交付要綱の実績についてですが、私道整備事業補助金交付事業の概要ですが、一定の要件を備えた私道の舗装または側溝整備を行う場合、補助対象経費のおおむね2分の1以内で100万円を限度とする補助金を交付するものでございます。ご質問の事業実績でございますが、平成13年度に34万3,000円交付の実績がありますが、その後問い合わせ等はあるものの、交付にまで至った実績はございません。

最後に、要旨明細3、4メートル未満の町道の整備についてですが、町道については、交通の利便性、安全性を考えた新設及び拡幅改良を主としてきたことは以前からの事実であろうと考えております。近年

では、より安全性を考えた歩道整備を推進しております。これら町道新設、拡幅改良を行う場合は、根拠を道路法、道路構造令等として行っております。道路構造令上の道路の区分として、地方部のその他の道路は第3種として規定されております。また、第3種の市町村道で計画交通量1日500台未満は第5級と規定されております。当町では、この第3種第5級として区分される道路改良等が多いわけですが、第3種第5級の普通道路の車道の幅員は4メートルとすると規定されております。ただし、車道の幅員については、計画交通量が極めて少なく、かつ地形の状況、その他の特別な理由により、やむを得ない場合等は高速走行を防ぐための措置として3メートルとすることができるとされておりますが、この場合でも片側50センチの路肩を設けることと規定されておりますことから、自動車が通行する町道の拡幅改良は、どうしても全幅4メートル以上の用地が必要となってしまうこととなります。ただし、道路構造令には、幅員基準を2メートル以上とする歩行者専用道路の規定、第3種第5級の道路には、必要に応じて凸部、狭窄部等を設けるという規定もありますので、必要に応じて検討はしていきたいと思っております。

なお、道路構造令は、道路の新設、改築に適用され、修繕等の場合は規定によらないで行えますので、修繕で対応できる場合などは今後も臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。今のお話ですと、2級幹線道路でも、町みずからここは危険だと思ったところは、地元の要望がなくても実施していただけるという実績というのですか、事実があるわけですね。それを確認です。1点。

それから、町道整備補助交付で平成13年に利用されて、あと10年間利用されていないということなのですけれども、例えば横瀬町は昔生け垣条例みたいなものもあったのですが、条例をつくっても、それに心がっていないというのですか、使いづらい条例をつくってもできない場合があるのですね。だから、そういう気持ちがある、生け垣条例なんかも、私はもっと使いやすくすれば町が緑になってきれいなものになったことがあるのですけれども、市道の整備に対しても10年間利用されていないということだと、もう少し緩やかな、住民に対して利用しやすいものに変えていったらどうかと思ったのですが、どうでしょうかということです。

それから、既存の道路に対して修繕はオーケーということで、大変心強く思ったのですが、この間、私は横瀬中学校裏の旧第2グラウンド周辺を通って、ここも相当ひどいなと思ったのですが、ダンプも入っているし、そういうところとか、あと私が一番言いたいことは、ファシリティマネジメントをちょっと学んだものですから、これから後、維持管理していかなくてはいけないと思うので、新しい道をどんどんつくれということではなくて、そのポイント部分のみの改修をお願いしたいと思うのですが、その点についても、あくまでも全部ではなくて、その部分だけ、ここだけ直せばいいやという感覚でやっていただければいいと思うのですが、その点についてはどうでしょうか、お願いします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 大野議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

2級町道に関して危険等と思うところは、町で率先してやっている実績はあるかということでございますけれども、町道というのも歴史がありまして、古いもので、ほとんどといたしますか、地元とかから何らかの話というのはやはりあります。それなので、完璧に横瀬町、建設課が考えてやったかという、前にもそういう話があったかもしれませんが、一概にそういうことは言えません。ただ、当然町の職員がパトロールして危ないと思うところは、局部的には修繕するようにしております。

次に、私道の補助金のことでございますが、実績が10年間1件ということで、ないわけでございます。これに関しましては、やはり条件というのがございまして、この条件をクリアしないとできないという、これは道路改良にも伴っているのですけれども、ある程度条件をクリアできないとできないのではないかという解釈をしています。ただ、実績がないということですので、その辺の条件というのは、また今後確認したいと思います。

それと、ポイントでできないかということでございますが、これは先ほどちょっと申しましたけれども、修繕ということになると思いますので、当然その部分だけ特に危険で、改良を伴わない修繕であれば当然行っていくということになると思います。ただし、改良となってくると、ある程度の距離を計画的にやりたいものですから、ポイントでやることはないということでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、町の政策などの広報・PRなどについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 それでは、大野議員さんの2番目の質問、町の政策などの広報・PRなどについてのご質問でございます。

私、広報を担当している関係上、私のほうからご答弁させていただきますけれども、質問が情報の提供にかかわるということでございます。まず、政策等のPRなどについてというお話もございますけれども、まずは町といたしましては、広報の第1の手段としましては「広報よこぜ」がありますけれども、それを通じ、毎年4月に町長の施政方針や政策宣言等を盛り込んだものを広報として毎戸に、町民の方々にお知らせをしているところでございます。また、広報のホームページにも掲載しておりまして、インターネットで見られるというふうなシステムにもなっております。

参考までにご紹介いたしますと、ホームページ等では、まちづくりコーナーのところをクリックしていただきますと、政策宣言や総合振興計画を初めといたしまして、まちづくりに関する情報を提供してございます。また、町の予算、財政コーナーというところもございまして、これは予算関係、財政状況などについての情報、また町長の部屋というものもございまして、町長へのEメールのコーナーにおいていろいろなご相談、ご意見、ご要望なども受けられるような体制にはなっております。また、要望等につきましては、随時それぞれの役場の各窓口においても要望は受けておりますし、またさらに陳情、要望

等につきましては、まとめて秘書の担当窓口においても受け付けております。随時そのような情報を提供し、町民の方々への周知に努めているところでございます。また、町といたしましては、できる限りの情報の提供に努めていることもございます。そのほかの手段といたしましては、回覧板、それからリーフレット等の配布を行っているところでございます。

ただいま申し上げました「広報よこぜ」でございますけれども、役場の各課所に広報委員を配置させていただいております、記事の重要度や必要度をかんがみまして、情報収集をした上で、記事として掲載し、お知らせしているところでございます。紙面数や紙面構成なども考慮いたしますけれども、そのような形の中で掲載に努めている状況でございます。また、住民生活に直接かかわる数多くの必要な事項がございますけれども、これらについては、先ほど申し上げました、町のホームページ等に掲載いたしまして、利便性を図っているところでございます。また、日常の行政の中においていろいろな事案が発生するわけでございますが、そのようなことにつきましては、該当者等が限定されるようなことも発生することも多々あるわけでございますが、そのようなときには、直接その該当者の方々にお知らせするなどしての周知をしているところでございます。また、区長会が時折開かれるということもございますので、そのときは必要に応じまして、町の情報を各区長さん方にご提供申し上げているところでございます。今後においても、やはり区長会のお場をおかりしまして、町の情報等の提供に努めてまいりたいというふうに思います。そんな中で、区長さん方には、何か要望等ございましたら、町のほうへもご案内いただけたらというお知らせもしてございます。

ただいま申し上げました、町のホームページでございますけれども、役場の各担当課所において、その都度、情報を提供したいという事案などがございまして、必要な場合においては、各担当課においてホームページに記載できるシステムが整っておりますので、必要であれば、その都度掲載していただくという形ができるようになっております。そのような形もございまして、引き続き、それらを利用していただくように各課長のほうにはお願いしてございます。ただいま申し上げましたようなことから、広報、ホームページ、回覧等々によりまして、情報の提供ができる体制は整っているというふうに考えております。

議員さんご指摘の情報の内容におきましては、現在の町の情報システムの中で対応が可能と考えられますので、今後さらに情報の提供充実にも努めてまいりたいというふうに思います。さらには、町の情報、あるいは意見を聞く場として、ご案内いたしておりますけれども、町民と語る会というふうな場においても意見を聞かせていただいて、町政に生かしていくということも行っております。今日はパソコン等の普及が非常に進んでおりますけれども、情報の伝達のスピーディー化も進んでおります。町では、多くの情報をホームページに掲載して、これを十分に活用していただくことを願っているわけでございますが、さらには毎戸に毎月ご配布申し上げさせていただいている「広報よこぜ」をよくごらんいただくことが、町としての行政にかかわる情報提供はよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 私の方からは、瓦れき処理について、安心を伝える方法というようなご質問について答弁したいと思います。

現在岩手県から、大野議員さんの表現ですと、瓦れき処理という表現をしていますが、これは木くずと
いうような形でとらえていますが、木くずの受け入れについては、3月25日に三菱マテリアル横瀬工場
において実証試験を行う旨の通知を埼玉県の方から、住民皆様毎戸配布というような形で周知をいたして
ます。この実証試験については、環境への安全性の確認という考え方で実施されるものでございますが、
そこで得られた空間放射線量率、それから放射性物質濃度のデータというのは、県のホームページで速や
かに公表されるということなので、多くの方に知っていただけるものと思います。町では、空間放射線量
率は定期的に測定し、また公開をしております。

ご質問の中で、降下ばいじんの調査というようなご提言がありましたけれども、降下ばいじんというの
は、大気中の粉じんとかばいじん、それが雨にまじって落下してくるというようなことで、これは洗濯物
とか、窓ガラスの汚れ、そういったものになりますと、苦情につながりやすいということから、大気汚染、
環境監視の一環として町としては調査をしております。そのようなことから考えますと、今回木くずの処
理ということを考えますと、放射性物質が関係していることから、空間放射線量率の測定結果というのが
ベストではないのかなと思います。そういった結果をPRするという事だと思えます。安心への徹底と
いうのは、さまざまな伝達手段を使いまして公開し、多くの皆様に訴えていきたいと私は考えております。

また、被災地に協力する町の姿勢、これは瓦れき処理については、恐らく各メディアにこれから取り上
げられていく場面が多くなるかと思えます。そのことから必然的に横瀬町をPRしていると私は考えま
す。このメディアの報道等が、横瀬町のイメージにプラスになるか、マイナスになるか、そういったもの
はあるかと思えますけれども、これは個人の考え方になると思えます。町としましては、必要な情報の公
開、それから情報の提供は、これからも実施していきたいと思っております。そして、被災地の一日も早
い復興を望んでおります。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、「広報よこぜ」が主なものということで、加藤課長さんのほうから言われたのですけれども、「広
報よこぜ」、今現在行っている情報の公開の方法で、まだ足りないのではないですかという質問なので、
今までやっているの、これからも充実したいというお答えなのですけれども、具体的には、例えば「広
報よこぜ」に余り情報を載せてしまうと、かえって読まなくなったりするのですよね。あと、ホームペ
ージを見てくださいという回答でしたけれども、我々議会では、ホームページは、インターネットの利用者
がまだ少なく、インターネット配信は時期尚早という、我々議会のほうでは、そういうふう判断して
いるものなのですね。だから、ホームページでやりますというのは、絵にかいたもちで、やっていますよ
といっても、実際はそれを利用される方々が少ないという事実もよく知っていただきたいのですけれども、
その点はどうでしょうかということで、回覧板が一番有効なかなと思うのですけれども、あと区長会へ
の報告なのでも、区長さんに聞いてみましたら、何か来ているのだけれども、システムがよくわ
からないということを言われました。だから、私もそうなのでも、役場の職員とか、自分で知っ
ていると、説明の仕方もすごく簡単になってしまうし、このぐらいわかっているだろうということが、実

はわかっていないということが、一般町民としてすごく感じる人が多いのです。

だから、毎年、毎年同じことを繰り返して、おかしいのではないかと思うぐらいにいろいろなことを繰り返して言っていただくと、例えば区長会は毎月やっていますので、予算をつくる時期になれば、区のほうで、この辺の箇所はどうですかみたいなことを、よりきめ細やかに、一步前に進んで、区長さんから情報を聞くようなシステムというのですか、考え方をとっていただきたいと私は思っています。だから、その点どうでしょうかということと、あと例えば街路灯なんかでも、街路灯が切れてしまったのだけれども、だれに言えばいいのかわからないのだよねということをしごくよく聞きます。だから、私も行政にかかわる前は、だれに聞けばいいのって議員に聞いたりしたのですけれども、だから住民も、街路灯が切れたら区の役員さん、区の役員さんもよくわからないという人が多いのですけれども、区の役員さんに言って、区長さんに上げてもらって、町のほうに上げるのだよという、その流れというのを、その他の件についても徹底的に住民に知らせていただくことが、横瀬町の住民自治というのが発展するもどかと思しますので、そこのところはやっていきますよということではなくて、もう一步進めて、そのためにはどういうふうにするのかという知恵を使って考えていただいて、こういうことをやりたいというふうな答弁をいただければうれしいのですけれども、お願いいたします。

それから、木くずの関係なのですけれども、三菱マテリアルさんへこの間見学に行きましたら、海水の塩分がセメントには非常によくないので、大変なのですよというお話でした。でも、その中でも引き受けていただくということなので、その心意気というのですか、みんなで災害を共有して、みんなで頑張らなくてはいけないという気持ちを私は強く持っておりますので、しかし小さなお子さんを持っている方は不安だと思えます。今はわからないことですから、10年先、20年先になっていろいろな問題が起きる場合が今まで多かったです。水俣病だとか、そういうことについても多かったですので、そういう轍を踏まないようにするためには、私は降下ばいじん調査と書きましたけれども、線量の測定をやっただけではなくて、こうなのですよということで、毎月広報紙の一番前に、こうですみたいなことをお知らせするという姿勢が大切かと思えます。

私は、学校給食の食材についてもはかっていたきたいなと思っていたのですが、器械が300万円以上するみたいな形だったので、ちょっと無理かなと思ったのですが、県のほうから貸していただけるということで、とてもよかったなと思っています。だから、住民の方へ放射線測定器の貸し出しをするなどすれば、あと放射線の検査のときに住民の希望者というのですか、一緒に測定する場所に行くみたいな感じで、そういう場面をつくっていただければ、住民の方もすごく安心すると思うので、そういうこともやっていただきたいと思っているのですが、どうでしょうか、お願いいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 広報の仕方ということで、今までの方法以外で何かないかという話ですが、うちのほうの職員も個別のパンフレットとか、そういうものもつくっております。今のご提案の趣旨でいくと、例えば日々、日常で困ったこと、街路灯であるとか、道路であるとか、そういったときはどうすればいいかというようなものが1つのパンフレットになればいいのかなというふうな考えを持っています。例えば目次

に今言ったような、同じことになってしまいますが、街路灯とか、道路だとか、また皆さんのいろいろな意見を聞きながら、日々どういうことに疑問を持って、どういう質問がしたいのかということが収集できれば、当然そういったパンフレットができると思いますので、またそういうときにはご協力いただければ、そのような方向で検討させていただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 再質問についてお答えしたいと思います。

3点ほどあったのではないかと思います。測定結果の公開、そういったものにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、データの開示につきましては、できる限りやっていきたいという考えであります。

それから、三菱マテリアルさんともこの前ちょっとお話をして、三菱マテリアルさんのほうでもデータをとっておりますので、三菱マテリアルさんのほうでは、その三菱マテリアルのホームページのほうで開示しているということをお聞きしていますので、その辺で入って見ていただければ、その点もわかるかと思えます。

それから、広報紙等へそういったデータを載せて、皆様にとこのようなお話だったのですが、今現在一月分をまとめて、こういう回覧ということで、各地域に回っているかと思えます。これは町内23カ所を網羅しまして、それを回覧して、皆様にお知らせしていると、こんな手法をやっておりますので、広報の紙面の関係等もありますので、できる限り、こういう回覧方法で、手段としてはやっていきたいと思えます。

それから、測定機器の貸し出しというようなご質問がありましたけれども、今現在町のほうで測定しているのも秩父環境管理事務所、県で持っている測定器、サーベイメーターなのですけれども、それをお借りして、こういった測定をやっているわけでございます。簡易的な測定値ですと、我々がとっているデータの数値と機種によってピンからキリまでというような、そんなお話も聞いておりますので、その部分データが変わってきてしまうと思えますので、ここをはかってくれというような形で住民から要望がございましたらば、できる限り私どもの職員が行って、同じような条件、やり方になれた、使い方になれた職員が行って測定するというような方法を今考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、2点。

パンフレットを考えていただくということで、大変ありがたいのですが、文字が小さかったりして、つくったけれども、読まないみたいなものにならないようにつくっていただきたいのですけれども、その点ご検討をお願いいたします。質問にならないのですけれども、あと三菱のセメントのデータはホームページで公開されているということなので、今現在やられている、回覧で配られているのは、私も見て、大変いいなと思うのですけれども、それらと一緒に書けたら書いていただいて、あとそこも同じ紙に、放射線測定器も希望がありましたら、貸し出ししますので、役場に連絡してくださいみたいなものを書いていただくといいと思ったのですが、どうでしょうか。

以上です。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 まず、ご質問の道路関係の予算づけの関係でございます。私もニセコ町の予算説明書については読ませていただきまして、大変立派な説明書がございます。それを参考にして、私も「広報よこぜ」に二、三年はかなり詳しく、道路を中心に予算づけした箇所を地図で明示させていただきました。それが読まれているかという問題になると、残念ながら読まれていないと。私に悪意を持っている人は、町長の単なるパフォーマンスだと言われた方もいらっしゃいました。非常に残念なのですけれども、今の実態としては、そうなのかなという理解をさせていただいて、現在は振興計画に基づく重点項目について紹介をさせていただくということにとどめさせていただいております。

なお、私はふだん感じているのは、補助金等の紹介は、もっとしてもいいのではないかなというふうに思っています。町としても給食費の補助ですとか、医療費の補助ですとか、また地震対策の建築関係の補助ですとか、大変細かく配慮しているのですけれども、その点については、まだまだ知らない人が多いのではないかな。何かのお話のように区長会を通じて、もうちょっとPRをさせていただきたいな、そんなふうにも思っております。

それから、瓦れきの関係なのですけれども、これも私も声を大きくして言いたいのですけれども、大変微妙な問題があります。声を上げると、それに対する反対というのが、また強く出ることもあります。それが埼玉県が行おうとしている瓦れき処理に対する協力にマイナスになってはいけないという心配もありますので、私としては大前提を踏まえつつ、慎重に対処していきたいというふうに思っております。

○町田勇佐久議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、安心・安全なまちづくりについてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから3番、安心・安全なまちづくりについて答弁をさせていただきます。

この質問の冒頭で議員さんが、こちらの役場の北側で、今年の12月ですけれども、火災があった、そのことについて触れて言われました。確かにそのときに休暇に入りまして、この役場庁舎に職員が当直2名というような状況でございました。そのようなことで、すぐ消火栓から水を出すというような対応を当直の1名がして、もう一名は管理職等に連絡というような体制をとったと思います。そのようなことで、この質問の中にも細かい部分で、大変田中さんにはいろいろな部分でご迷惑をおかけしたことがあったかと思っております。そのようなことでございますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

そのようなことで、安心・安全なまちづくりについてのご質問をいただいたということだと思っております。幾つかご質問をいただいておりますので、それぞれ答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、役場内の防災体制についてでございます。具体的に何点か質問されておりますので、一つずつ答弁をさせていただきます。まず最初に、役場庁舎内の防災グッズについてのご質問でございます。役場来

庁者が転倒等により軽傷を負ったときには、応急手当を行うことができる救急箱は用意がしてございます。保健師が在庁しておれば、当然保健師は専門でございますので、保健師が対応するというところでございます。また、救急箱のほかに熱中症予防対策キット、それとAED、これが設置してございます。この設置してある場所について、役場全職員が知っておかなければ、いざというときに困りますので、今後総務課として全職員に保管場所の周知を徹底していきたいと考えております。

それと、火災への対応でございますけれども、横瀬町内で火災による被害が発生して生活に支障を来したときには、横瀬町社会福祉協議会で事務をとっております日赤横瀬分区、こちらで布団、毛布、日用品を被災された方にすぐに届けるようにしていただいております。12月に発生した火災につきましても、社会福祉協議会のほうで毛布、布団、日用品の配布をさせていただきました。

次に、役場の防災訓練についてのご質問でございます。防災訓練を実は平成23年9月20日火曜日になりますけれども、勤務時間の前7時に、これは職員には訓練の周知をすることなく、横瀬町地域防災対策マニュアルにのっとりまして、この訓練をいたしました。この訓練は、熊谷气象台から大雨警報が発表され、さらに雨量が増し、横瀬町内で相当規模の災害が発生することを想定して実施をいたしました。

まず、総務課職員が情報収集のため役場に待機をいたしました。その後、熊谷气象台から大雨警報が発令されたことにより、町長が課長を招集する警戒体制の第1配備をしきました。その後、さらに雨量が増し、相当規模の災害が発生するおそれがあるため、町長の指示により、全職員を招集する非常体制をとる訓練を行いました。実際各課長が所属の各職員に電話等で招集の話を行いました。実際に全職員にすぐ出勤しろというようなことではなく、電話にとどめたわけでございますけれども、そういう訓練を行いました。

また、消防訓練を先月の2月21日に横瀬町役場消防計画に基づき実施をいたしました。この訓練は、役場庁舎の2階湯沸かし室から火災が発生したことを想定して実施をいたしました。この訓練は、通報、消火、避難訓練を総合訓練として行い、さらに水消火器を使用して消火訓練を行いました。火災災害に備えて、今後もこのような訓練を実施していきたいと考えております。

続きまして、私有地の枯れ草の関係についてのご質問でございます。確かに私も横瀬町内の私有地の枯れ草については気になっております。この私有地の管理につきましては、やはりその管理者の責任において管理していただくというのが基本的な部分になっておろうかと思っておりますけれども、この辺について、防災無線等を利用して、その管理についてもしていただきたいというようなことで、行政として周知していくのも1つの方法かなと考えているところでございます。

なお、農地の管理につきましては、農業委員会で農地の所有者に対して適正な管理をしていただきたいというようなことで指導しているということでございます。

次に、避難所についてのご質問でございます。議員さんご指摘のとおり、避難所が土石流危険箇所や地すべり危険箇所等のエリアの中に設定されている箇所がございます。特に大字芦ヶ久保地区において多い状況でございます。芦ヶ久保地区は、地すべりの危険箇所等のエリアが広く、避難所の設定が非常に難しい状況でございます。避難所の過去の設置した状況について、ちょっと簡単に申し上げたいと思っておりますけれども、まず昭和44年に防災計画を策定して、そのときにお寺、学校、公会堂等17カ所の避難所を設定してございます。その後、平成4年度に防災計画の見直しを行い、そのとき公会堂、福祉センター、コミュ

ニティー広場等の公共施設、学校、お寺等43カ所の避難所を指定してございます。さらに、平成12年に見直しを行いまして、そのときお寺を外して35カ所指定して、現在に至っていると、そのような状況でございます。平成24年度に防災計画の見直しを行う予定でございますので、避難所の指定につきましても、検討していきたいと考えております。

続きまして、交通の危険箇所についてのご質問でございます。町としても交通安全対策につきましては、春、秋の全国交通安全運動、夏、冬の交通事故防止運動により交通安全の啓蒙を行っております。また、交通指導隊の方々のご協力をいただき、街頭パトロールを常時実施していただいている状況でございます。交通標識等の整備につきましては、交通安全協会と町で対応しております。区長さん等から要望があれば種々検討して、交通安全協会に対応するものであれば、交通安全協会を訪問し、要望しております。町で対応できるものであれば早急に対応させていただいております。危険を回避するための看板の設置につきましても、昨年末、交通指導隊員さんのご協力をいただき、見ていただいたかと思っておりますけれども、路面凍結の注意喚起の看板を設置いたしました。これからもできる手だてを検討して、いろいろな方で交通安全をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 大野議員さんの要旨明細3、国道の危険箇所に対する県への要望はについて答弁をさせていただきます。

国道、県道、1級河川、砂防、治山等、県が管轄する事業に対する要望方法ですが、1つとして、秩父県土整備事務所長または秩父農林振興センター所長あての要望書を作成し、県の新年度予算要求事務が始まる前を目安に提出することにより行っております。その他年度初めごろに町村会、県議団を通して県への要望を行っております。

なお、要望は1度だけでなく、要望事項に対し、測量等何かしらの動きをしていただくまでするようにしております。また、小規模な修繕で対応できると思われるような場合には、電話連絡により現場確認をしていただくようお願いをしております。

参考までに、ご質問の箇所に関する要望ですが、平成18年9月に秩父県土整備事務所長あて要望書にて行い、平成20年3月に地元説明会を開催、平成21年度以降、境界測量、用地測量、物件調査を行っていただき、終了しております。現在用地交渉を継続中で、特に反対等もなく、順調に予算執行しているとのことですが、横瀬町内では、このほか県道の歩道も整備中であり、予算の都合上、まだ用地交渉は終了していない状況であるとのことでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了します。

ここで本休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

質問を続行いたします。

○町田勇佐久議長 5番、若林想一郎議員、お願いします。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○5番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

私の声は聞こえますでしょうか。ありがとうございます。

さて、昨年3月11日に未曾有の東日本大震災がありましたことは、いまだ記憶に新しいものがございます。私も昨年の7月と9月に被災地を訪問し、その惨状をつぶさに見てまいりました。今ここに被災地並びに被災者の皆さんの一日も早い復興・復旧を切に願うものでございます。

さて、私の手元に平成16年12月18日付の埼玉新聞の記事がございます。当時、横瀬町は秩父市を含めた9市町村との合併を問う住民投票を3月に実施いたしまして、合併を選ばず、単独でのまちづくりを標榜するとともに、緊急行財政改革を推進してまいりました。このことにより議員定数や報酬減、職員の人件費や各種団体の補助金などを大幅に切り詰め、全町挙げての徹底したスリム化で、直面する財政難を乗り越える構えで年間3億円の縮減を目指すとあります。あれからはや8年、今横瀬町の状況はいかがでしょう。加藤町長さんもことして4期、14年目に入り、日夜本町発展のためにご尽力をいただいていることに深く敬意と感謝を申し上げるところでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問の1としまして、町の賃借地の解消についてでございます。要旨明細の1として、新年度における各会計ごとの賃借料及び賃借地の所在、地目、面積についてどのぐらいあるのか、お伺いをいたします。

2としまして、これら賃借地の契約及び方向性についてお伺いいたします。具体的には、どこの用地が何年に契約が切れて、今後どのような方向性なのか、お伺いしたいと思います。例えば町民グラウンドはいつ地主さんとの契約が切れて、その後どのようにしていくつもりなのか、お教えいただきたいと思ます。

続きまして、2としまして、国民健康保険制度についてでございます。国民健康保険は、昭和36年に国民皆保険の体制がしかれ、全国民が何らかの医療保険制度に加入し、病気やけがをした場合には医療保険によって必要な給付が受けられる体制になっているとされております。本年2月4日の日本経済新聞には「国保赤字3,900億円に増加、高齢化で医療費増、平成22年度」とありました。その中で厚生労働省は2月3日、年金生活者や自営業者らが入る国民健康保険の平成22年度の実質収支が3,900億円の赤字となったと発表しています。赤字幅は前年度より650億円拡大し、平成20年度の後期高齢者医療制度の導入以降

で最大となったとあります。高齢化や新たな医療技術の普及によって医療費の膨張に歯どめがかからないことが主因で、多くの市町村が保険料の引き上げを迫られているとあります。

そこで、横瀬町の現状はどのようになっているか。まず、新年度の取り組みについてお伺いをしたいと思います。また、国民健康保険の財政が悪化する中で、政府は2月3日に国民健康保険法の改正案を閣議決定いたしました。すべての医療費を都道府県単位で共同負担する仕組みを平成27年度から導入するとありましたので、今後の横瀬町の方向についてお伺いしたいと思います。

続きまして、3としまして、町民グラウンド周辺の整備についてお伺いいたします。町民グラウンドは、昭和48年に川東12区地内に整備され、本年ではや40年を迎えております。この間、町民の社会体育の振興はもとより、広く多方面に活用されておまして、私たち町民の誇りとするものであります。しかしながら、平成9年の横瀬大橋の開通に伴いまして、町民グラウンドの周辺の交通量は年々増加し、土、日及び祝祭日の交通渋滞も著しく、周辺住民の方々からは、地域住民の安心と安全な生活を推進するため、歩道の設置が強く望まれております。そして、今般、町民の健康増進のために町内7カ所にウォーキングコースが設定されました。町民グラウンドの南側、町道9号線沿いにおきましては、近年住宅が増加するとともに、狭隘で見通しの悪いところもありますので、早急に歩道の設置をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**町田勇佐久議長** 5番、若林想一郎議員の質問1、町の賃借地の解消についてに対する答弁を求めます。
まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○**加藤芳男参事兼まち経営課長** 5番、若林議員ご質問の1項目の町の賃借地の解消についてというご質問に答えさせていただきます。

要旨の中で新年度における各会計ごとの賃借料及び賃借地の所在、地目、面積等について、まずお答えをさせていただきたいと思っております。既に議員さんもご承知のとおり、町では役場庁舎を初め数々の公共施設用地を借地しているわけでございます。町民グラウンドを初めその駐車場、それから総合福祉センター、保育所、活性化センター、町民会館駐車場、横瀬小中学校用地、農村公園、コミュニティー広場、町営住宅、消防署関係の施設及び分署、それから野外活動施設、そのほか姿見山を初め上水道施設等々の用地を借地しているところでございます。

これらの地目については目的がございまして、宅地、雑種地、山林、原野、田畑と多岐にわたっております。借地の面積でございますが、私調べさせていただきましたけれども、一般会計では9万8,855平米ほどとなっております。また、水道の企業会計の関係の借地の面積でございますけれども、1万866平米というふうな数字に私の調査ではなっております。一般会計、企業会計を合わせまして総面積は10万9,721平米というふうな面積になっているかと思っております。借地に係る地目でありますけれども、一般会計で申しますと、宅地、雑種地ということになりますけれども、これにつきましては6万6,916平米、それから山林、原野、田畑といたしましては3万1,939平米という私の調べたところの資料になろうかと思っております。

なお、水道企業会計につきましては、上水道施設でございますので、宅地、雑種地がメインとなりまし

て、先ほど申し上げました1万866平米が企業会計の借地面積というふうになるかと思ひます。

それに伴う借地料の額でございますが、一般会計で総計いたしますと、これから新年度予算のほうでございまして、計上させていただきますが、4,136万3,000円ほどになるかと思ひます。それから、水道会計でございますけれども、これにつきましては、1,000円以下は丸めてはございますけれども、611万9,000円ほどに土地の借地の費用になるのではないかと見込んでおります。合わせまして4,748万2,000円ほどになるのではないかとと思ひます。1番目の要旨明細については以上でございます。

それから、2番目の今後の契約及び方向性についてでございますけれども、町では現在契約期限の到来が近づくことになるとと思ひますけれども、その時期が到来いたしましたときには地権者と協議をいたします。その協議において、期間の更新の意思を町のほうとしては伝えさせていただきたいというふうに思っておりますが、借地の継続をお願いするか、また予算上の都合もありますし、また地権者との交渉の進展次第によりましては、できる限り、買い取りできるのであれば、町としては買い取っていききたいという方向性を考えております。

なお、予算も伴いますので、余り多額になりますと、町の財政上のことも、私管財の立場からすると考えなくては行けないと思ひますけれども、交渉によっては、できるだけ買い取りしていききたいという考えは持っております。

今後においても、各施設用地につきましては、期限が到来することになるかと思ひます。そのようなこともございますので、ただいま申し上げたとおり、地権者と協議を重ねまして、更新または買い取りの方向性で今後もいききたいというふうに思っております。

なお、議員さんが1つの例として、町民グラウンドの用地の更新の関係でございますが、これにつきましては平成27年3月末が、一応契約が切れる期間となっておりますので、ただいま申し上げました考えのもとに、これは直接教育委員会のほうで交渉、更新等していただくことになるとと思ひますけれども、そのような形の考えを持って折衝していったらというふうに思ひます。

私のほうからの答弁は以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま加藤課長さんより、平成24年度の賃借地の面積、そして賃借料についてご説明をいただきました。賃借地につきましては、およそ全部で約11ヘクタールあるということでございます。この面積を想定しますと、町民グラウンドの約4.5倍の面積だと、かなり広い面積だということで認識をしているものでございます。そして、ただいま借地料についてでございますが、一般会計で4,136万3,000円、そして水道事業会計で611万9,000円、合わせて4,748万2,000円ということでございます。これを10年間で単純に計算いたしますと、10年たちますと、4億7,048万2,000円ぐらいになるということでございます。この金額でしたら、順次買収ができるのではないかと。そういうことで、先ほど加藤課長さんの答弁ですと、順次買っていく方法もあるということで、認識をさせていただきたいと思ひます。そして、この4,748万2,000円という金額を見ますと、横瀬町の小中学生の給食費というのが、年間3,825万1,000円でございます。これより948万7,000円も高いわけでございますので、どうか早く、この辺の解消をお願い

できればと思うところでございます。ということで、これから3つ、その中でお願いしたいと思います。

1つは、これら賃借地の解消について、具体的な対策をとっておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、2番目ですが、賃借料の算出根拠はどのようになっておるでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

3つ目でございますが、相続税法が改正されようとしておりますが、この影響についての対策は講じられておるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 それでは、お答えさせていただきます。3点ほどのご質問でございます。

賃借地の解消に向けてということでございます。ただいま申し上げましたけれども、借地の期間の満了を迎えることになったときに、また意思等を確認させていただくと。それから、中には事情によりまして、地権者のほうから買い取ってほしいというようなことがあれば、買い取りをしていきたいというふうを考えております。私も過去において経験がございます。町営住宅のほうの借地につきましては、地主さんから町のほうへ提供したいのだというお話をいただきまして、町も予算の都合がございましたけれども、相談させていただいて、買い取ったという経緯もございますので、そのようなこともありますれば、今後そのような対応もしていきたいというふうを考えております。

それから、賃借料の算出根拠という話でございますけれども、これにつきましては、町の、私の管財担当のほうの内規的なものでございますけれども、一応賃借料における考え方等の規定を持っております。その中で基本となりますのは、やはり土地というのは、議員さんも経験上ご承知かと思っておりますけれども、土地評価がされるわけでございますので、その土地評価の基本に基づきまして、内規の定めのもとに一応算出をさせていただいているところでございます。

それから、3番目の今話題になっておりますけれども、税制改正等で、ただいま申し上げました相続税の基礎控除、あるいは法定相続人の控除額等の検討がなされるということで、これは現在検討中ということで、その辺の額が下がるのではなかろうかというふうな情報もちらほら聞いているところでございますけれども、これらにつきましては、やはり確定した段階で、それらの考慮も入れるというふうな形にはなろうかと思っておりますけれども、まずは基本的には土地の評価というものが、ご承知のとおり3年に1回、評価がえというものがございますので、それが一番のメインになろうかと思っております。その他の考慮するものも発生等すれば、また考えていきたいということで、現段階では、今のところ、相続税の関係につきましては、きょう云々ということではございませんけれども、将来にわたって必要とあれば、やはり町の考え方、内規的な考慮の一つにはさせていただくという考えもあろうかと思っておりますので、現段階では、申しわけないのですけれども、そのようなことが申し上げられるのかなということで、ご容赦をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま買収も考えているということで答弁をいただきました。特に買収についてお願いなのでございますが、今租税特別措置法、あるいは公払法という優遇税制もございますので、特に税務署との事前協議を行っていただきまして、どうか優遇税制等をこちらで活用させていただいて、地主の方に、役場に貸しておいてよかったというような信頼関係が生まれることを望んでおるところでございます。過去にそうでないようなことがあったとも聞いておりますので、どうかその辺については、お含みいただきたいと思っております。

そして、2点目の役場の地代というところでございますが、聞き及びますと、根拠的には固定資産税の3倍になっているということであると思っております。ということで、固定資産税が地代の3分の1であるけれども、実際には国民健康保険税で資産割というのがございます。実際に固定資産税の42%が、また資産割ということで課税されます。この辺についてのお考え、あるいは皆野町を調べましたところ、今度の改正で45%から40%になったというような話も聞いておりますので、この辺の見解をお聞きしたいと思うところでございます。実際に固定資産税と、それから今言った資産割、そして3分の2の地代に対して、今度所得税と住民税がかかってきます。この3つを足しますと、地代の半分以上が税金になってしまうというところで、地主の皆さんは、多分ここまでは知らないのではないかとこのところでございますので、どうか役場も積極的に税金のことを住民の皆さん、地主の皆さんにお教えいただき、信頼関係を持って進めていただければと思うところでございます。

また、相続税につきましては、現在検討されておるようですが、現状の基礎控除が5,000万円から3,000万円に、そして1人当たりの基礎控除も1,000万円から600万円になろうとしております。例えば配偶者と子供2人の場合は、現行ですと8,000万円ですが、これが4,800万円に減額となりそうですので、この辺についても、ぜひ相続税等を勉強されまして、地主の皆さんに、こういうふうになるけれども、いかがでしょうかというような説明等をいただけるといいのではないかなと思うところでございます。どうかその辺につきまして、ご検討いただきたいと思っております。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 土地を買収するときの租税特別措置法の適用とか、公払法、公有地の拡大に関する法律の適用とか、そういう特例関係でございますけれども、これにつきましては、各担当課においてお知らせして、対象になるものについては対象にしてくださいよと私どもお願いしてございます。だから、そのような形で対応していただけるものと私のほうでは思っております。

それから、国民健康保険税の資産割等で土地を貸している方々が、負担があるというふうなことでございます。これにつきましては、かねてからそんな話も、ちらほら中にはおっしゃる地主さんもおるようでございますけれども、これにつきましては、また土地をお借りしている関係部署等からご意見を拝聴するなり、また国保税の担当課等からお話を聞くなり、それらのことが考慮できるかできないかを判断させていただきたいと思っております。そのようなことで、国の税制も、毎年、毎年というほど変わるわけではござい

すけれども、それらも極力情報を入手いたしまして、考慮できるものがあれば考慮するし、またできるかできないか、その時点で判断をさせていただきたいということで、ご容赦をいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○町田勇佐久議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、国民健康保険制度についてに対する答弁を求めます。
健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 私のほうからは、2番、国民健康保険制度について、5番、若林議員さんからの一般質問に答弁させていただきます。

まず、要旨明細1、新年度予算の取り組みについてでございます。現在の医療保険制度は、職業、地域、年齢などで区分された複数の制度によって構成され、だれしものがいずれかの医療保険に加入する国民皆保険制度体制を確立しております。そのうち74歳以下の方が加入する医療保険は、健康保険と国民健康保険の2つの柱から成り立っております。健康保険は、同種同業のもとに勤労する方々が加入する保険で、被用者を対象とすることから、被用者保険や職域保険と呼ばれております。これに対し国民健康保険は、健康保険の適用を受けない方や自営業者の方など加入する保険で、職域単位の制度でカバーできない方々を地域を単位に把握して構成するため、地域保険とも呼ばれております。近年、産業構造の変化や高齢社会の進展により、高齢者や無職者など低所得の方が被保険者として多くを占めております。また、経済の低迷により課税所得も年々減少しているところでございます。こんな状況下、平成24年度の予算につきまして、横瀬町国民健康保険を適正かつ円滑に運営し、将来にわたり安定的な事業の推進を図るため、適用事務の適正化、適正な財政運営、保険税収入の確保、保健事業の充実を重点項目に予算編成を行っております。

まず第1に、適用事務の適正化でございますが、被保険者の資格の移動を適正に、また退職者医療制度への適正な適用を行います。次に、適正な財政運営でございますが、賦課の適正化や基金積立金の確保に努めます。そして、保険税収入の確保でございますが、平成22年度実績、一般被保険者の現年度分収納率92.97%でございました。前年度に比較し、1.2ポイント向上しております。平成24年度につきましても収納率の向上に努めていきたいと考えております。そして、保健事業の充実でございますが、生活習慣病の予防に努め、特定健康診査や特定保健指導の受診率を向上し、人間ドック受診者への補助、健康相談や健康教育、ウォーキングコースを利用した運動教室等を行い、被保険者の健康増進に努めていきたいと考えております。以上の重点項目に基づき予算編成を行っております。

また、財政の厳しいところ、保険税の見直しでございますが、国民健康保険運営協議会から平成16年に3年に1度税を見直すようにと答申を受けております。その後、平成19年度に後期高齢者医療制度ができる関係で見直しを行っております。その3年後の平成22年度は見直しの年度でしたが、平成25年度から高齢者医療制度改革が行われ、国民健康保険の広域化が図られ、大幅な制度改正が予想されておりました。そんな関係で、3年間試算を行い、検討した結果、税率の改正は行いませんでした。税の見直しにつきましては、国保運協の答申に基づきまして3年に1度、見直しの時期に検討することと考えております。

続きまして、要旨明細の2、今後の方向性についてでございます。国民健康保険の広域化についてでご

ざいます。平成22年の高齢者医療制度改革会議の12月の最終取りまとめの中で、次のようになっております。後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様に国民健康保険か被用者保険に加入することになります。まず第1段階として、平成25年度に国保の75歳以上の方については、都道府県の財政運営とし、第2段階として、平成30年度を目標に全年齢の方についても都道府県の運営に一本化する。そして、都道府県が財政運営、標準保険料率の設定を行い、市町村が賦課、徴収、保険給付、保健事業等を行うこととなりますとうたっております。しかし、この法案については、今国会に関係者の理解を得た上で提出すると社会保障と税の一体改革ではうたっております。実際財政運営を行うこととなる都道府県の知事会が、法案提出については反対していると思われるので、広域化の方向性については変わらないと思いますが、実際時期的なことについては、まだまだ不透明なものと思われます。今後の動向を見て対応していきたいと思っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま大野課長さんからご説明いただきまして、ありがとうございました。

国民健康保険について熱心にご努力いただいております皆さんに、まずもって敬意を表したいと思っております。私もインターネットでいろいろな市町村を調べてみました。その中で、特に小鹿野町の在宅ケア事業というのに注目させていただきました。小鹿野町は、県内で2番目に高齢化が進んでいますが、医療費は低水準に抑えられておりまして、特に1人当たりの老人医療費は県内最少です。横瀬町も具体的に医療費の削減に結びつく施策がありましたら、教えていただければと思います。

また、先ほど賃借地の解消についてということで資産割の話をしました。こちらにつきましてもタウンミーティングをしておる中で、いつも出ている話題でございますので、二重課税というようなことに対して考慮いただければと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの若林議員さんの再質問に対して答弁させていただきます。

医療費の減少に向けて健康増進ということで、確かに小鹿野町、かなり進んでいるところがあると思っております。その辺教えていただきまして、横瀬町は横瀬町でする方法で行いたいと思っております。現在ウォーキングコース等を利用して健康増進、また健康相談や健康教育等を行っております。医療費の適正化に向けて、今後も努力していきたいと思っております。

続いて、税の関係でございますが、税の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたが、3年に1度見直しを行うようにという国保運協の答申がございます。また、そのときに広く広域化等もあると思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ないようですので、以上で質問2を終了します。

次に、質問3、町民グラウンド周辺の整備についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 5番、若林議員さんの一般質問3、町民グラウンド周辺の整備について、要旨明細1、ウオーキングコースの設定に伴う歩道整備について答弁させていただきます。

町民グラウンド周辺には、南側に町道9号線、西側に町道5号線、119号線、北側、東側に町道3214号線があります。これら町道は、町民グラウンドを利用する町民の方が多く通行する道路であります。特に町道5号線、9号線は幹線1級町道であり、交通量もより多いと認識しております。町道5号線については、グラウンドとは反対側になりますが、既に歩道を整備しております。町道9号線は歩道のある改良ではありませんでしたが、南側の一部については、平成21年度、平成22年度に拡幅改良を終了していることから、現時点でのグラウンド付近の改良ではございません。ただし、起点を町民会館付近国道とし、終点を第16区日向地区県道までとする9号線は、先ほど申しましたとおり幹線1級町道でありますことから、町民の方はもとより、さまざまな方が通行する道路と認識しております。また、新田橋には平成22年度に歩道整備していること及び現在社会資本整備総合交付金事業として県道から横瀬大橋方向に向かい、歩道整備を推進しておりますこと並びに健康づくりウオーキングコースとなっていることも含め、町道9号線歩道設置改良等について、町道改良等実施計画内訳書に記載しておき、検討路線とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 柳課長さん、ありがとうございました。

ちょっと皆野町のことを調べましたら、皆野町では町民運動公園にウオーキングコースが設定されているようでございます。この辺を参考にさせていただいて、どうか町民グラウンド周辺にも、そこでウオーキングができるようなコースを早く設定していただければと思うとともに、歩道の設置をさらにお願ひ申し上げまして、私の質問は終わりにさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○町田勇佐久議長 以上で5番、若林想一郎議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩といたします。

再開は午後1時50分といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時50分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

○町田勇佐久議長 次に、10番、小泉初男議員、お願いします。

〔10番 小泉初男議員登壇〕

○10番 小泉初男議員 皆さん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の場合は、大きく分けまして4点でございます。初めに、1番といたしまして、職員の資格取得者の人材活用についてでございます。前回の定例会で職員の資格取得状況をお尋ねしましたけれども、どう考えても、職員のほぼ全員の方が資格を持っているとは思えませんが、資格の取得状況を詳しく述べていただきたいと思います。また、今後その資格を最大限に生かした人材活用についてもお伺いをいたします。

②でございます。元あしや豆腐利用施設の今後の利用推進についてでございます。以前、芦ヶ久保の活性化のために、あしや豆腐が製造及び販売をしておりましたが、ある日突然施設を追い出されました。町として使用していない施設の今後の利用推進についてもお伺いをいたします。

3番目でございます。旧芦ヶ久保小学校の利用及び推進状況についてでございます。旧芦ヶ久保小学校の詳しい利用状況の内容及びその実績についてお伺いをいたします。

また、今後の推進に対します施設の改修及び事業の計画予定についてもお伺いをいたします。

4番目でございます。根古屋城址の再整備の推進についてでございます。教育委員会では、根古屋城址の遺跡調査をしたようでございますが、どのようなものが発掘されたのか、お伺いをいたします。

この遺跡調査の実施に伴いまして、それらを活用した整備が必要と思われませんが、今後の取り組みや再整備の計画予定についても、あわせてお伺いをするわけでございます。

これで壇上からの質問を終わるわけでございますけれども、これから答弁に移るわけでございますけれども、よく質問を聞いていただきまして、答弁をお願いしたいわけでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員の質問1、職員の資格取得者の人材活用についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 1の職員の資格取得者の人材活用についてお答え申し上げます。

資格取得状況でございますが、自動車の運転免許証を除きますと、職員から申告のあった資格の種類は36、延べ資格取得者数は87名、これは実人数で申しますと39名です。主な資格と取得者数ですが、防火管理者が13名、保育士が9名、社会教育主事が7名、幼稚園教諭が5名、保健師が4名、まだありますけれども、あとは1人か2人が多いので、そういった状況です。

次に、資格を生かした人材活用につきましては、業務内容に沿って資格の取得状況、それから本人の希望、本人の希望というのは、人事評価制度の中で本人の希望を記入するところがありまして、そういったところでわかるわけですが、そういったことを勘案して、人事ですから、適材適所ということを基本に行

っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 前回の一般質問で町長が、何らかの資格は延べで88名の方が持っていると言われましたけれども、私もリストを見たり、聞いたりする上では、ほとんどの方が資格を持っていないようでございます。今の時代でございますと、草を刈ろうと思っても草刈り機の必要があるわけでございます。チェーンソーを使おうと思っても資格があるわけでございます。役場の職員の皆さんは、その人たちの模範になる資格が必要ではないでしょうか。今副町長が答弁しましたけれども、今は情報化社会でございますから、だれがこれを持っているとか、こういうことだとか、言いにくい点が多々あると思いますけれども、私が3人ほどの方に「何か免許を持っているかい」と聞きましたら、2人の方が「運転免許しか持ちゃいねえやい」。前回町長の答弁で、運転免許も入っているのかなというふうに思ったわけでございますけれども、その中で町長と前は話の行き違いもあったかわかりませんが、私も私なりに、だれが資格を持っているとか、免許を持っているとか、これから資格を取らすよとかするのが筋ではないかなというふうに思っているわけでございます。

今の副町長の答弁でございますけれども、一般的な話をしまして、保育所とか、防火管理者ですか、話をされましたけれども、もう少しいろいろな形で、例を挙げましたら、今耐震の関係も問題になっておりますので、1級建築士がいるとか、1級土木施工管理技士がいるとか、そのぐらいの話をしてほしいかなというふうに思っていますけれども、少し議会軽視と思われそうですが、再度お尋ねするわけでございます。また、今後職員の資格取得に対し、どのように生かしていくのか、あわせてお伺いいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今ご質問がありました、例えば1級建築士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士は、それぞれ1名おります。ちなみに私も技術士という資格を持っています。ただ、それは申告していないだけで、そういった意味で、活用してほしい資格というのが、職員は持っていますので、そういった申告の中で、台帳に載っている資格を申し上げました。資格だけで人事するということは多分ないというふうに思います。まず、役場は一応事務職ということで、皆さんは入ってきております。その中で適性を見たり、資格状況を見たりしながら、先ほど申しましたように適材適所で人事を行うというのが、一般的な筋だというふうに思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、副町長からは、事務職で役場に入ったのだという話をお聞きしたわけでございますけれども、私ども町民は、何も事務職ばかり雇ってほしくないわけですよ。技術者がいれば、すぐ使えるし、即戦力になるわけですよ。その中で1人、一人前にするには10年もかかるわけですよ。副町長

と私は意見がよく食い違いますが、それはそれといたしまして、3回目でございますので、役場内で私が職員の皆さんにお会いしますと、元気のない職員が多いのです。下を向いている多くの職員の方々が見受けられますけれども、そのような実態に対して改善と今後の人材の生かし方と考え方について再度お伺いいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 役場の職員の元気があるか元気がないかということに対して、いろいろな印象を持たれる方があると思います。また、それが元気がないというふうに受け取る方もあれば、元気があると受け取る方もいると思います。私が最近役場の職員に対する印象は、元気があるなという印象を持っています。いろいろな仕事に積極的に取り組んでいただいていますので、そういった面では、個人的には安心していきます。ただ、そういった小泉議員からの指摘もございますので、庁内の状況を、また違った目で、もう一度よく見て、もしそういうことがあれば、元気が出るようないろいろな対策を立てていきたいというふうを考えています。

以上です。

○町田勇佐久議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、元あしや豆腐利用施設の今後の利用推進についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 それでは、質問事項の2ということで、答弁者は町長、副町長というふうになっていますが、その前に私のほうから申し上げたいと思います。

この施設の利用につきましては、平成16年3月から平成20年10月までと、それから平成20年12月から平成21年7月まで、延べ2つの会社によって営業してきました。最初の会社につきましては、契約上の違反があったということで返納されまして、2番目の会社につきましては、会社の諸事情により撤退、返納を受けたというようなことで、私は聞いております。現在は指定管理先であります有限会社果樹公園あしがくぼで管理を継続しておりますが、ご質問のとおり、今現在は使用されておられません。

今後の利用方法につきましては、今までに町と指定管理者とでいろいろと相談を重ねてまいりました。中でも町と指定管理者の共通理念としましては、町の活性化を図ること、また管理運営をしていくために経営の安全、安定が確保できる、そういった目的を第一に考えながら慎重に研究、検討を重ねてきました。これからは、この施設を取り巻く環境も徐々にではありますけれども、変わってくると思います。その辺を期待しているところでございますけれども、その1つの例としましては、本定例会で上程となります電気自動車の充電設備も3月末までには設置されますし、道の駅の拡張というようなことも1つの素材として上がってくるのではないかと思います。このようなことから、ある程度時代の変化を注視しながら、ベストの状態で利活用ができる、そういった施設となることを、これからも検討してまいりたいと私は思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 議長、今振興課長が話をしましたけれども、そんな話は、私は聞いていないわけですよ、はっきり申し上げて。先ほど言いましたけれども、よく質問内容を聞いていただいて答弁するように言いましたけれども、あそこに自動販売機をつくるとか、そんなことは聞いていませんから。2回目、いいですか。

当時は、町の活性化のために事業を起こした株式会社秩父振興物産を町側が追い出したわけでございます。12月の議会の中で、小泉議員もかかわったのだろうという話を副町長からされましたけれども、私が当時町長に言われまして、保証人になったわけでございます。私の保証人は、あそこの地代が月に10万円です。もし3カ月滞納しましたら、私が追い出してあげますからという話をさせていただいたわけでございます。よく見ていますと、秩父振興物産も家賃は払っていたのですね。皆さんが違法、違法とよく言いますけれども、あの場所で10万円毎月いただければ、だれでも貸しますよ。そういう内容は、振興課長もわからないでしょうから、そういう答弁でしょうけれども、私が聞いたところによりますと、町長側が少し圧力をかけたとか、これはまずいとか、社長がかわったとかございますけれども、時には、会社なんて経営しますと、その時々で社長もかわるし、その中で豆腐屋さんも、いろいろな方に聞いても、今までは豆腐屋さんといいましたら、おからが出る。秩父振興物産の豆腐は、おからの出ない豆腐を販売していたことがあります。今思えばもったいなかったなと思って私もいるわけでございますけれども、その中で現在施設があいておるわけでございますけれども、約3年間ですか、あいているわけでございまして、うちの加藤町長におかれましても、町の運営から、道の駅の運営から、商才があるのではなからうかというふうに思っているわけでございまして、これから町として積極的に対応していただきたいと思っておりますけれども、今後の利用促進等はどのように考えているか、再度お尋ねいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今、町長が話したいと言ったのですが、この辺の事情、横瀬町のほうから……

〔何事か言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 先に答弁させていただきます。答弁については、議長の采配ですので、その辺よろしくをお願いします。

あしや豆腐さんが家賃を払っていたという話でしたが、家賃については6カ月ぐらい滞納していた時期があります。それも1つの理由にはなっています。

それから、社長がかわったということは、おっしゃるとおり大した問題ではないです。ただ、社長がかわったというよりも、中にある機材が、よその会社の機材だったと。つまり、所有者が、先ほど言ったあしや豆腐さんが自分で経営していたのではなくて、それは名前だけで、内容は長寿システムですか、そちらのほうの機材で、実際運営していたのが長寿システムだということがわかったということで、これは又貸しを禁止するとか、またほかの会社の機材を搬入したとかということが違反事項になって、そして契約を解消したというふうに経緯の中には書いてあります。

そういったいろいろな事情があって、いろいろな事情を抱えた会社だったので、またいろいろな権利関係等も再燃するおそれもあるということで、しばらくの間、そのままにしてありましたが、先ほど電気自動車の充電設備等を入れたということもありまして、今幾つか検討している事項もありますので、まるっきりほうってあるというわけではなくて、活用方針について検討しております。検討に当たっては、先ほど振興課長から申しましたように、あの施設は農林産物の加工販売施設ということで、あるいは横瀬町のグリーンツーリズム、ある意味では観光ですか、そういったものを振興して、もって横瀬町の産業の発展とか、そういうことに資するということで作られた施設でありますので、そういった目的に沿って施設の賃貸等今後考えていきたいというふうに考えております。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、副町長が長寿システムが道具を貸したとか、どこの企業でも、よく言っておきますよ。土建屋でも機械がなかった、これ貸してくれねえか、リース屋もあるわけですよ。違いますか。それで、今6カ月滞納と言いましたけれども、その中で、ごてごて、ごてごてしながら申し上げますけれども、では秩父振興物産は株式会社ふるさと両神というのですか、その会社に乗っ取られそうになったのですね。私がお聞きした限りでは、まあそんなことはないでしょうけれども、横瀬町の町長が圧力をかけたとか、後押し行為を行っているとか、当時の社長が言っていましたけれども、そんなことはないかなというふうに思っているわけでございますけれども、そんなことがあったとするならば、まことに好ましくない事実であると思っておりますけれども、またいろいろ話しますと、最後に町長が出てきますので、最後まで副町長に答弁していただきますようお願いするわけでございますけれども、もっと世間一般に、社会に通用する答弁で、これはこうでこうだから違法だとか、一般社会では通用しませんよ。何はともあれ約4年間で、あの会社も2,000万円のお金がかかっているのですよ。2,000万円で4年間で元が取れますか。黙って出ていく人がいますか。はっきり申し上げて、滞納6カ月というのがありますよね。

その中でいろいろな方々が、ここに議事録に書いてありますけれども、当時私も中に入ってしまったわけですよ。私は中に入っても、ちゃんと地代を払ってくださいよ、横瀬町のためにいい豆腐を売ってくださいよという発想で、私は町長にお願いしたわけですよ。違法でもなければ何もないわけですよ。違う会社から道具を借りたから違法だというのは、では日本じゅうの会社は全部違法ですよ。今あそこの場所に電気自動車のコードをつけるとか、自動販売機を設置するとか言っていましたよね。自動販売機なんか幾らになると思いますか。皆さんは頭もいいし、商才があれば、あそこの場所で、何人でもいいから、こういう問題を考えると、こうしたらお客さんが寄ってくれるとか、こうしたら人が使えてやるとか、それを考えるのがあなた方の使命ではございませんか。ただ、答弁、答弁でいくのではなくて、私が質問したら、小泉君、おれもこういう気持ちでいるのだと、こういうことをしたいのだと、私も賛成しますよ。よく見ていると、議事録の中で、前回のときも副町長が、小泉議員の話はごもっともだと、よく出ているのですね。ごもっともだというのであれば、早く実践してくださいよ。では、最後にお願いいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 何て答弁していいのか、大変難しいご質問ですが、1つは、例えばある会社が、ほかの機材を持ち込んだのは、通常は正当な話ではないかというような話ですが、もちろんリース契約を結んだり、そういった形式で持ち込むのは全然違法ではないです。その会社の名前で持ち込むのは違法ではないです。ところが、違う会社が機材を持ち込んで、違う会社が営業していたということになると、それは偽装になります。そのために契約をするときに他の会社のものを持ち込まないという条項がついています。それは例えば横瀬町の人を装って全く違う人が営業するとか、そういったことができないようにするために、そういった条項が入っていることになります。もちろんあしや豆腐さんがいろいろ果たしてきた役割、豆腐というものを横瀬町の中で販売するといった行為が、横瀬町の産業にとって、また観光産業にとって、それが通常に、小泉議員が期待するような形で、通常に営業されていたら非常にいいことであると思います。

このようなことがどうした発覚したかという、その当時の状況にあるのですが、先ほどおっしゃられたような、例えば豆腐の里とか、いろいろなほかの会社と示談をやっていく中で、実際振興物産ですか、あしや豆腐さんには何の権限もなく、機材についても何の権限もなかったということがいろいろわかってきて、契約条項違反があるということで、お引き取り願ったというふうな経緯がございます。

以上です。

〔議長、これでは3回目でき、意味がないわけですよ。何も当初から契約書もなければ何もないのですから〕と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 いずれにしても、以上で質問2を終了します。

次に、質問3、旧芦ヶ久保小学校の利用及び推進状況についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 それでは、小泉議員の質問の要旨の前段の部分で、旧芦ヶ久保小学校の利用状況に関して私のほうからご答弁させていただきます。

これらの内容につきましては、議員さんからも以前にご質問をいただいているかと思えます。閉校後の利用状況についてでございますが、この閉校後の旧芦ヶ久保小学校につきましては、平成22年1月からスタートしております。平成21年から平成22年までの利用状況と、それから平成23年、今年度に入りまして、2月末までの利用状況について、ちょっとご説明させていただきたいと思えます。

まず、町の事業のミニデイサービスから始まりまして、子育て支援事業の広場としてメープルの森の事業、それから地元の芦ヶ久保の子供会、それから獅子舞保存会、体育部、納涼祭の実行委員会、横瀬ソフトボールクラブ、県立名栗げんきプラザ、横瀬中学校の体操のクラブ、それから横瀬サッカースポーツ少年団、中郷コミュニティクラブのディスコンクラブなどの数々の団体にご利用いただきまして、平成22年度末、平成23年3月までは2,200人に上っております。

その後、平成23年度に入りまして、引き続きまして、いろいろな団体にご利用いただいたわけでございますけれども、主な団体を申し上げますと、中郷のディスコンクラブ、芦ヶ久保子供会、それから芦ヶ久保獅子舞保存会、納涼祭実行委員会、それから体育部、名栗げんきプラザ、横瀬サッカースポーツ少年団、それから地域づくりの推進を目的として活動を続けていただいております地元団体のアスガキボウ委員会

の会議等々を初め町の事業のミニデイサービスも引き続き実施しております。

このミニデイサービスについては、運動指導士、保健師、看護師、ヘルパーなどの方々による指導によりまして、ゲームや歌を歌ったり、軽い体操を行うなど、介護教室としての利用をいたしております。また、子育て支援事業の子育て広場といたしまして、ただいま申し上げましたけれども、メープルの森事業で紙芝居や体操、ゲーム、楽器遊びなどの活動の場として数々利用していただいているところでございます。平成23年度の2月までには、やはり2,500人ほどの利用者数というふうな数字が残っているところでございます。

これまでに2年ちょっとたっているわけですが、4,700人の方々にご利用していただいたという数字が入っております。ことしの3月に入りまして、イベント等の計画が予定されている団体もありまして、利用の申し込みをいただいております。今後も引き続き地元の方々を中心にいただいて、有効に利用していただけたらというふうに思っております。利用状況については、そのようなところでございます。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 後段の今後の推進に対します施設の改修及び事業の計画予定についてお答え申し上げます。

施設の改修につきましては、今まで町の事業である高齢者を対象としたミニデイサービスや幼児とその母親を対象とした子育て支援事業の実施に支障にならないようにトイレの改修やスロープの設置といった最小限の工事を、県の交付金等がありましたので、それを活用させていただいて実施しました。ただ、大幅な改修については、旧芦ヶ久保小学校の今後の利用方法が、まだ決定してございませんので、そういった決定に合わせて大幅な工事となると思いますので、設備等については、そのときに改修等を行っていきたいというふうに思います。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今、加藤参事さん、副町長から答弁いただきましたけれども、その中で旧芦ヶ久保小学校については、町が利用推進を積極的に進めているようでございますけれども、耐震もしない、また利用に当たっては、トイレの改修工事を実施しましたけれども、合併処理浄化槽にはしなかった等利用上からも問題を残す汚点的な整備ではないでしょうか。たしかですね、渡辺副町長が今おっしゃいましたけれども、副町長が進めた事業だと思っているわけでございます。副町長に申し上げましたが、ただやればよい、公共工事こそが問題でもあるのですよ。もし今後芦小を引き続き使用するのであれば、耐震化や合併処理浄化槽の設置は至急に行うべきであるというふうに考えているわけでございます。再度、整備の計画についてお伺いをするわけでございます。

また、前回12月に副町長から、こういうふう書いてあります。「トイレしか使っていないので、合併浄化槽にすること自体のほうが無駄が大きいということを町の職員の多くの人から聞いております」という答弁が載っているわけでございますけれども、もしこの中で職員といたしましたら、恐らく副町長ですから、皆さん課長さんに、どうしたらいいだろうと相談をしたと思うのですけれども、その中でだれが無駄

だから合併処理浄化槽にすることはないと言ったのか。もし言った人がいたら、1人ずつ、どういうことで、模範的な仕事をするのが町の職員の皆さんですよ。一般の方々が、単独処理浄化槽は川が汚れるから合併処理浄化槽にしてくださいよ。皆さん方が反対している、だれがやりますか。そういうふうに議事録に書いてありますよ、副町長。そんな人がいたらお目にかかりたいですよ。副町長、何人の方が言ったのだから教えてくださいよ。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 ご指名ですので、答弁させていただきます。

合併処理浄化槽の考え方は、小泉議員よくご存じだと思います。例えば横瀬町浄化槽設置指導要綱の中で、どう書いてあるかといいますと、第5条というのがありまして、既存の建築物所有者の責務というのがあります。その中で、現に建築物を所有する者は、当該建築物から排出される生活雑排水が公共用水域の汚濁発生の原因とならないよう浄化槽等の設置または既存単独浄化槽から浄化槽への転換に努めなければならないというふうに書いてあります。だから、この前から、だからという言い方はちょっと悪いですけども、答弁させていただいているのは、家庭雑排水等が今含まれていないと。それからもう一つ、もしあそこに浄化槽を設置すれば、約1,000平米あります。1,000平米の公会堂等の施設を当てはめると約80人槽が必要です。80人槽が必要だということは、小泉議員、大体幾らぐらいかかるかということ、すぐにわかると思うのですが、浄化槽だけで一般的には800万円と言われていています。そういったことが1つと、それから今つくれば、数年後に新たな土地利用があれば、利用の形態によって、面積によって、浄化槽の設置基準というのは変わります。だから、また場所も、今現在慌ててつくったりすると、全体計画の中で、なかなかうまくいかないという場合があります。そういったことから、まだつくるときではないのではないかとこのことを申し上げまして、先ほど職員がという話がありましたけれども、職員に、この横瀬町浄化槽設置指導要綱を教えていただいたので、こういうのがありますよということで、お知恵を拝借しました。そういったことで、まだ必要ないというご意見を職員からいただいたというふうに表現させていただいたところです。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 副町長と話をしますと、どこから質問していいか、また考えるわけでございますけれども、ここに町長も、いろいろな形からいろいろなことを勉強したりされていると思いますけれども、芦ヶ久保の地域は、横瀬町の水資源保護条例により水資源の確保が守られているのですよ。それだけ重要な区域場所になっておるわけでございます。私が言うのは、公共施設の管理者ですよ、それが合併処理浄化槽なんか何に使うか、当たり前の話ですよ。なぜ町が率先して模範になる整備をしないのかについても伺いたします。

また、課長さんもいっぱいいますけれども、もう少し町のほうでも保護条例を守る覚悟が必要ではないでしょうか。上下水道課の課長がいると思いますけれども、恐らく水資源の保護条例という文書があると

思いますから、今度副町長によく説明して、こういうのがありますよって、これではまずいですよって。あるでしょう。ないですか。

〔何事か言う人あり〕

○10番 小泉初男議員 まだしゃべっているのですから。一々職員に聞いたから、こうではなくて、そのぐらい、私なんか一番できの悪い議員かもしれませんが、私も私なりに幾らか勉強して、私と副町長の話が全然かみ合わないわけですよ。私が言っていることが、役所が守れなくて、だれが守るのですか。それは副町長も先ほど言いました、1級建築士だの、1級土木施工管理技士の何かを持っているという話をしましたけれども、何を持っているのですか。それを持っているなら、わかるでしょう。県の所長までした男が、どうしたら横瀬町の中で、学校の下のほうに取水口があるのですよ。何にも使わないから必要ないとか、さっき加藤参事が言いましたけれども、4,700人使っているとか、いいですか。この前何て言いましたか。あそこは場所は耐震がしていませんから、余り使えないのだから。では、子供さんが死んでもいいのですか。おじいさんが亡くなくてもいいのですか。全然答弁が食い違うから、私が何回となく質問するのですよ。だから、今回も水資源条例もありますから、時間もまだありますから、よく課長に聞いて答弁してもらえませんか。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 私も物を知らないものですから、職員の方々から水資源条例というものもあるよというのは伺いました。その内容は、新たに横瀬町で、例えば土石の採取だとか、産業廃棄物の埋め立てだとか、そういったものを開始するものについては、水質の保全に努めなさいよというものでした。先ほどから質問と答弁がかみ合わないとかというお話があると思いますが、今、小泉議員からは、新たに水の保全という観点から次の質問がありました。質問内容のもととなるものが、変わったと。要は水資源の保全というのをどう考えるか、それによってどうかという質問がありましたので、そちらについてお答えさせていただきますと、今余りしゃべってないので、口の中が乾いてきてしまったのですけれども……

〔「水を飲んで」と言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 水資源の保全というのは大変重要なことであると思います。ただ……

〔何事か言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 コップが、小泉議員が口をつけたのでなければ飲んででもいいのですが。

〔「持ってってあげて」と言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 結構です。大丈夫です。

〔何事か言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 そうですか。では、済みません。議事録には入れないそうですから。

そういった新たな観点からご質問がありました。それから、耐震化等についても、ご質問がありました。そのときも答弁したと思うのですが、臨時的な利用であると。それから、小面積に限った利用であると、そういった答弁をさせていただいたと思います。今人数について4,000人とか答弁させていただきましたが、例えば校庭を利用して、あそこから遠足に行くとか、あるいは集合場所にするとか、校庭でちょっと

した活動をするとか、会議をするとか、そういったもろもろを含んだ延べ人数ですので、中でトイレとか、中で全部を使った活動とかというのは、本当に臨時的な利用であるということで、そういう法令にかからないように、例えばさっきの浄化槽の話もそうですが、何か水を使うようなときには、ごみは持ち帰ってもらうとか、なるべく排水を汚さないようにするとかという措置をとりながら利用させてもらっています。ただ、今浄化槽を設置するということが大変難しい状況であるということは、先ほどから何回か説明させていただいたと思います。ただ、どうしても水保全のことを何よりも優先で、第一で、合併処理浄化槽が何よりも重要だというようなことがありましたら、例えば施設の利用について、今後このままでいくよとか、固定化するようでありましたら、合併処理浄化槽の設置についても検討していきたいというふうに思います。水をありがとうございました。

○町田勇佐久議長 以上で質問3を終了します。

次に、質問4、根古屋城址の再整備の推進についてに対する答弁を求めます。
教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 10番、小泉議員さんの一般質問、④、根古屋城址の再整備の推進についてお答えさせていただきます。

根古屋城址の発掘調査につきましては、平成21年度から調査を実施しております。平成21年度は東くるわ、水の手くるわ、西くるわの下の段を調査いたしました。平成22年度には西くるわ上の段、横堀と土塁の調査を実施いたしました。発掘状況や出土品につきましては、「広報よこぜ」平成22年4月号及び平成23年5月号に掲載をさせていただいております。ごらんいただきたいと思います。

その後の状況について説明をさせていただきます。今年度は西くるわ上の段、西くるわの断面測量を実施いたしました。主な出土品でございますが、根古屋城時代のものは中国輸入の高級染めつけ陶器、景德鎮産の破片4点、土鍋の破片1点、かわらけの破片十数点、青銅品鑄造に用いたかわらけの破片十数点、るつぼの破片数点、小づかの柄1点などが出土しております。判明した出土品の年代は、現時点ではすべて15世紀前半から16世紀初めであり、北条氏の秩父進出により、それよりも半世紀前のものであるということが判明しております。これは城の伝承と異なり、新たな問題点と提起された形となりました。

それから、縄文時代の5,500年前のものが多数出土いたしております。竪穴住居跡1件を発掘し、その中より完全に近い縄文土器数点を初め膨大な数量の土器、破片でございますが、それと石器が出土しております。そのほかに弥生時代、平安時代、江戸時代の土器や陶器類を数十点確認しております。現在これら代表的な出土品は、歴史民俗資料館に展示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。これまで発掘された出土品で優秀なものでございます。水洗いや土器の復元等の整理をしまして、歴史民俗資料館に展示して、多くの町民の方に見ていただくとともに、小中学生の学習や生涯学習に活用してまいりたいと考えております。

今後の取り組みや整備計画予定についてでございますが、根古屋城址につきましては、発掘した地層の状況から、現地表の地形は築造当時の地形と大きく変化していないという結論に達しております。遺跡保存のためには手を加えず、現状のままがよいというのが一般的であります。このようなことから教育委員会の立場からすれば、根古屋城址は現状のまま保全してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今答弁していただきましたけれども、遺跡調査で発掘した、どのぐらいの価値があるか、そのレベル性についても詳しく説明をお願いしたいわけでございます。今次長から教育委員会としては、このまま現状で置くのだという話をお伺いしたわけでございますけれども、城址跡の遊歩道の整備もしていただきましたけれども、まことに見通しも悪いし、だれに聞いても欠陥整備ですよ。そういうふうに言われながら、改善する予定、考え方がないか、再度お尋ね申し上げます。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 再質問にお答えいたします。

発掘したものはどの程度の価値があるものかというご質問だと思います。今年度、2011年度ですが、中国輸入の高級染めつけの陶器、景德鎮産の破片、これが中国の宗時代あたりのものですが、遺跡が出土しているということでございます。それから、かわらけでございますが、素焼きの杯でございます。こちらの破片、十数点出土しております。戦国大名が自分の支配地に供給するもので、大名によっては形が異なるということでございます。年代によっても形が異なる、年代の尺度になっているというようなものでございます。それから、青銅品鑄造にひしゃくがわりに用いていたかわらけの破片ということで出ております。これは関東管領、これは副将軍でございますが、城である本庄の五十子の陣屋跡に出土例があるということで、これの代表例でございますけれども、何を鑄造したかはわかっておりませんが、こういったものも出ているということでございます。それから、縄文土器でございますけれども、完全に近い形、復元ができるような形で、これは今まで横瀬町にはございませんでしたので、貴重なものだと考えております。

遊歩道の整備の関係につきましては、振興課長のほうで答えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 根古屋城址の遊歩道につきましては、前回は質問があったと思いますけれども、とりあえず維持管理をこのまま続けていきたいというような考え方でおります。発掘するかどうか、教育委員会サイドの考え方になるかと思いますが、その辺の結果を待つ今後の整備、そういったものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 以上で10番、小泉初男議員の一般質問を終了します。

〔議長、時間かもしれないけれども、あと1回なのだから、その辺長い人もいれば短い人もいるから、5分ぐらいやったらどうですか。3時までであるでしょう、いいでしょう〕という人あり〕

○町田勇佐久議長 では5分、特別に。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 それでは最後に、教育長にお尋ねしますけれども、発行されたものを生かしながら、歴史的に考えながら、何かの整備が必要ではないかというふうに考えているわけでございます。今話をしましたけれども、今後幾らかこういうことをしようとか、こういう考えがあるとか、こういう計画があるとか、何か皆さんにも知恵を絞ってもらって答弁できませんかね。

もう一点、町として根古屋城址公園をもっと整備して、観光資源に生かしていく必要があると思いますけれども、もう一点、消極的にならずに、もう少し胸を張って、この話ではございませんけれども、今から数年前でございましたか、ミューズパークでいろいろ問題になりましたよね。孫の手ではありませんけれども、捏造問題が出てきましたけれども、まさかそんなことはないと思いますけれども、こういうときでございますので、横瀬町の中は何もありませんので、1つぐらい、根古屋城址跡を対外的にアピールすることも、町としても必要ではないかというふうに思いますけれども、あと3分ぐらいありますけれども、幾らかまともに、私だったらこれをやってみるとか、いい意見だから、これをやろうとか、だれかいませんかね。教育長、どうですか、最後に。まだ時間5分ぐらいいいですから、ちゃんとした答弁を、欠陥住宅の整備ですからね。いいですよ、町長で。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 これは既に会議規則を超越しております。特別に答弁をいたします。今後は一切いたしません。

根古屋城址につきましては、山城のファンという方が日本にはたくさんいらっしゃるそうです。その方から振興課が受けたお話ですと、大変よく整備をしていただいていると。横瀬町は財政が豊かなのですかという話も来ているそうでございます。山城ファンとしては観光地化してほしくないというのが、私は本音だというふうに思います。これから文化財の関係と関連しながら、その辺の模索も続けたいと思います。

○町田勇佐久議長 以上で10番、小泉初男議員の一般質問を終了します。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ここで本休憩といたします。

再開は午後3時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

○町田勇佐久議長 3番、内藤純夫議員、お願いします。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 3番、内藤でございます。岩手県からの木くずの受け入れについてと横瀬町の防災について質問いたします。

まず、木くずの受け入れについてでございますが、被災地支援・復興のためには、木くずの受け入れが必要不可欠で、急がなければならないことだと思ひ、横瀬町の対応を聞きたく質問いたします。昨年3月に起こりました東日本大震災の様子をテレビ、新聞で見て、心を痛めておりました。仮設住宅がほぼ完成したとのニュースが流れてきたころ、ある方から東北の支援活動を行うので、協力してほしいとの話があり、被災者支援活動横瀬有志の会を結成し、昨年9月に支援物資を持って南三陸町を訪ねました。

町は、津波で家の基礎とごみだけ残されておりました。震災から半年たっているのに町の中の瓦れきは片づけておらず、つぶれた自動車が至るところにあり、河口から2キロ上流に漁船が転がっている状態でした。仮設住宅を訪ねますと、4畳半と6畳で家族5人で暮らしている方と会いました。「5人で暮らすのは狭いですね」と言うと、「これでも仮設の中では一番広いところがもらえたのですよ」と話してくれました。冬になってから訪ねますと、「床が板で寒いので、こたつの下に段ボールを敷いているのですよ」という話でした。被災した方は不自由な生活を強いられても明るく元気に暮らしています。

今、被災地で一番危惧されているのが、地元企業の廃業、転出とそれに伴う人口の流出です。瓦れきの山を処理しない限り、地盤整備もできず、家も建てられず、工場の建設予定も立ちません。働ける場所を確保し、人口の流出をとめる、それには早く瓦れきを処分し、町を復旧・再生させること、それが被災地の人と町を守り、復興につながるのだと思っています。

昨年9月から数回、宮城県、岩手県の被災地を訪ねております。町の中の瓦れきの片づけは、行くたびに進んでおり、湾内の養殖のブイも少しずつふえ、復興の兆しも見え始めましたが、町の中に瓦れきの大きな山がふえ続けています。2月には野田村にも行ってきました。瓦れきの集積と分別は進んでいますが、もう少しで分別置き場が満杯になってしまいます。

まず、分別したごみを持ち出すこと、処分することが急がれます。被災して仮設住宅で暮らしている方が「普通に暮らせることが幸せなんですね」とおっしゃっていました。町長を初め役場の職員、そして議員も含め、横瀬町の住民の方は普通に暮らしておられます。この普通に暮らせる幸せを感じていただき、きずなという言葉をいま一度思い出していただき、被災地復旧・復興のため、一日も早い木くずの受け入れ、そして少しでも多くの木くずの処分を願うものでございます。

私は、木くずの受け入れこそ一番の被災地支援だと思っております。神奈川県知事が独断で木くずの受け入れを表明いたしました。最終処分場を有する市長が、「市民とのトラブルが起きないように、すべて神奈川県で責任で行え」と発言し、県の説明では、市民の理解が得られず、受け入れが頓挫しております。このような受け入れを行えない状態が起きないようにお聞きしたいのですが、埼玉県が木くずの受け入れを表明して、埼玉県から横瀬町にどのような要請があったのか。その要請に対して横瀬町はどのように返答したのか。また、受け入れを実施する場合、どのように職員を配置する予定なのか。また、最高司令官であります町長の復興支援に対するお気持ちもお聞かせ願えればと思います。

これに関連してでございますが、先ほど午前中の大野議員の質問にございまして、大野さんも瓦れきの受け入れには賛成ということで、私もうれしく思っております。ただ、瓦れきの受け入れをピンチをチャンスに変えて横瀬町のPRにできないかということがございました。東日本大震災は3月11日に起きましたが、3月11日に終わったわけではありません。被災した方々の苦労の日々が始まった日であります。それが今も続いております。

被災地では、まだ子供を捜している親がいます。狭く寒い仮設住宅で不自由な生活を送っている人がたくさんいます。被災した人たちの痛みを感じていただきたい。それを横瀬町のPRに利用しようなどとは、被災した人方に失礼で大変不謹慎であります。木くずの受け入れは、個々の良心、横瀬町の良心で行うものであって、横瀬町のPRのためではございません。ここに皆様の良心をお願いいたしまして、受け入れが進むようお願いいたします。

それで、先ほどの大野議員の木くずの受け入れをピンチをチャンスに変えて横瀬町のPRにならないかという話は、ぜひとも削除していただきたいと思っております。

2の質問でございますが、横瀬町の防災についてでございます。けさも地震がございましたが、最近、首都圏直下型地震が起きるのではないかと新聞紙上をにぎわしております。また、近年、台風の大型化とゲリラ豪雨等で昔の想定を上回る雨量で被害が出ております。和歌山県、奈良県で起きた土砂ダム災害は記憶に新しいところであります。日本全国で災害が起きておりますが、横瀬町はどのような防災行政、災害対策を考えているのか。また、平成24年度予算においてどのように組み込まれているのか、お聞きしたい。

以上、2項目の質問でございます。

○町田勇佐久議長 3番、内藤純夫議員の質問1、岩手県からの木くず受け入れについてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 内藤議員さんからのご質問にお答えをしたいと思います。

これから申し上げることが、経緯を踏まえて、それからその経緯の中でどんな対応をしたかというような形で答弁をさせていただきます。その内容が答弁となるかは、ちょっと疑問が残りますけれども、一応経緯のほうを説明してご理解をいただきたいと思っております。

岩手県の、特に野田村周辺の木くずの受け入れにつきましては、ことしの1月10日、処理施設である三菱マテリアル横瀬工場と県で処理の可能性について打ち合わせするというので、お話がありました。そして、町につきましては、それに立ち会ってほしいということで、依頼がありました。そこでは処理の概要、それから処理能力、これは工場の処理能力だと思いますけれども、その辺の意見交換がなされました。そして、同月の12日に県知事から「東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理の実現に向けた協力について」と題しまして、文書で町が依頼を受けたわけでございます。

その後、16日には、県が三菱マテリアル横瀬工場を視察しております。実地で見たいということで視察をしたわけでございます。町に対しましても、受け入れについての事前説明を議会、そして区長会にしたいということで依頼がありまして、26日の説明会に至ったわけでございます。そのときの内容につきまし

ては、ご承知のとおりだと思います。

県では、2月に入りまして、6日にホームページで「岩手県からの木くずの受け入れについて」と題しまして公開をいたしました。そして、同月22日には、県とそれから熊谷市、日高市、横瀬町の3市町での職員による実証試験についてに関する打ち合わせをしております。そして、27日に三菱マテリアル横瀬工場のほうに実証試験の実施の依頼があったというようなことを聞いております。

それから、3月に入りまして、1日には、新聞紙上でご承知のとおりだと思いますけれども、県から木くずの実証試験の実施についてということで報道発表がなされております。それから、同日で、岩手県と埼玉県において覚書を締結しています。それから、横瀬町の住民に対しても同日付になりますけれども、実証試験のお知らせということで、毎戸配布となっております。

県としましては、これからの実証試験に向けて、三菱マテリアル横瀬工場、そして町のほうへも細かな内容を詰めていきたいということで、お話が来ております。今週の6日でしたか、月曜日ですが、その内容について三菱マテリアル横瀬工場において県と三菱、そして横瀬町ということで、事務的な打ち合わせは既に済ませてあります。そして、今後3月19日に熊谷市、日高市、横瀬町の職員が集まりまして、実証試験に向けての再度の詰めをするというようなことで、今現在決まっております。

横瀬町では、これまで町有施設につきまして、空間放射線量を定期的にはかつてきましたということは、大野議員さんへの答弁でも申し上げました。そして、町のホームページ等にも載せてあります。木くずの受け入れというのは、町民の皆様のご理解を得られなければ進まないというようなことも考えられます。そして、本稼働ということになりますと、処理施設の周辺、そういったものもある程度、空間放射線量につきましては測定場所というのが多くなってきて、定期的にはかつている放射線量の箇所よりもプラスされるので、担当としましては、仕事のウエートがある程度重くなるというようなことを考えます。

しかしながら、職員の配置等につきましては、現状職員も削減されているような状況でございますので、現状維持というような形で、今後進めていかなければならないかなと思います。恐らく本稼働というのは、住民の理解が得られた暁ですけれども、本稼働となれば、職員の動きというのは、今まで以上に恐らく忙しくなってくるのだらうと私は思います。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私からは、私の対応の仕方について答弁をさせていただきたいと思います。

3月11日の震災後、世界の注目を浴びた大震災でございました。その震災について、震災の中にある被災地の皆さんの行動が、海外から大きな称賛を得ているというのはご承知のとおりでございます。そうした中において当町にございます三菱マテリアル横瀬工場で木くずの焼却をというお話が県から参ったものでございます。私は今、日本人の本質が問われている、被災地の皆さんは海外から大きな称賛を受けておりますけれども、これからは日本人全体の本質が問われる時期に来ているというふうに思っております。そうした中、内藤議員におかれては、大変力強いご質問をいただいて、私も大変うれしく思っております。私も今後、日本人の誇りと、私の先祖と子孫に対して恥じることのないような行動をとっていきたいというふうに強く思っております。今後県、あるいは三菱マテリアルと協議を重ねながら、住民の皆様理解

を求めるべく慎重に一步一步歩いていきたいと思っております。こうしたことがありますと、私のところにも数十通の反対の手紙やメールはいただいておりますけれども、私としては、まず日本人の誇りを持って行動させていただきたいと答弁させていただきます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 町長のお考えを聞きまして、大変安心いたしました。3月25日の木くず処理の実証試験の結果が出なければ、とりあえず課長さんも結論は出せないでしょうが、安全が確認されたならば熊谷市、日高市に先駆けて横瀬町が先頭を切って木くずの処理をするような良心のある町になっていただきたいと思えます。

1の質問は以上でございます。

○町田勇佐久議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、横瀬町の防災についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから3番議員さんの横瀬町の防災について答弁をさせていただきます。

防災対策についてのご質問ですが、昨年発生した東日本大震災以来、防災体制の整備につきましては、行政の重要施策の一つになっております。当町でも当然あらゆる防災について対応する必要がございます。その中でもご存じかと思えますけれども、12区、和田地区の河川増水による災害、あるいは芦ヶ久保地区の土砂崩落による災害について、この辺が特に横瀬町でも危険な場所になっております。地震につきましても、今まで秩父地域は大丈夫だというような認識の方が多かったかと思えます。しかしながら、東日本大震災発生以来、地震についても対応が必要になってきております。このようなことから、防災関係の平成24年度予算でございますけれども、前年度と比較して大幅な増額で計上させていただいております。予算の概要でございますけれども、今後発生が予測される災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災に関する物資、資材の備蓄、整備、点検、さらに施設の整備にかかる費用を予算計上させていただいております。

なお、詳細につきましては、平成24年度予算上程の中で詳しい説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、物資、資材の備蓄等単年度で完全な備蓄はできませんので、今後真に必要な備蓄品、あるいは数量等検討して、これから備蓄をしまいたいと考えております。さらに、自主防災組織の必要性を町民に啓蒙して自主防災組織の設置を進めていきたいと考えております。防災訓練につきましても、平成24年度、地区を指定して、地区のご協力をいただき、実施していきたいと考えております。午前中、大野議員さんの質問にも答弁させていただきましたけれども、引き続き職員の防災訓練も実施してまいりたいと考えております。

けさの新聞をごらんになったかと思えますけれども、これは3月8日の埼玉新聞なのですが、自主防災強化育成というようなことで、県の方針が出ておりました。自治会単位の訓練に対して助成してい

くのだというような内容の記事でございます。この中でも、自分たちの地域は自分たちで守るのだと、このような認識を町民の方にも持っていただくことが必要であると思います。そのようなことで、先ほども申し上げましたけれども、自主防災の必要性をさらに啓蒙していきたいと考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 地区の防災ということはわかりましたが、学校の防災ですね、さきの大震災で釜石市では小中学生、登校している児童生徒から一人も犠牲が出なかったと、釜石の奇跡と呼ばれましたが、関係者の話によると、訓練どおりに避難しただけと、生徒がよくやってくれたという話がございます。横瀬小中学校では、どのような災害を想定して、どのような避難訓練を年に何回くらい行っているのか、教えていただきたいと思っております。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 内藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

災害に関しましては、中学校保健安全法というのがございます。この中に学校安全計画の策定等というのがございます。これは第27条にございます。学校における安全に関する事項についての計画を策定しなければならないということになっております。小学校、中学校ともに防災教育全体計画というものを立てております。

まず、小学校のほうですけれども、教育の全体計画ということで、防災教育の目標、あるいは指導の重点事項等を定めまして、横瀬小学校では昨年3回ほど避難訓練をしております。第1回目が平成23年5月20日、不審者を想定した実施訓練をいたしました。それから、平成23年9月1日、地震への対処、避難訓練を実施しております。それから、平成24年2月3日には火災訓練を実施しております。特に昨年、東日本大震災がございました。地震を想定した訓練では避難場所を第2グラウンドに集まるような形、集合するような形になっておりましたが、それでは緊急に避難しなければならないということで、第1グラウンドのプールの横にとりあえずは避難し、児童の安全を確保するというような形で訓練を実施しております。

それから、中学校のほうでございますが、平成23年4月22日、それから平成23年9月1日、こちらにつきまして2回とも地震発生を想定した避難訓練を実施しております。それから、平成24年2月14日、こちらにつきましては、地震により火災が発生したという想定のもとに避難訓練を実施しております。中学校のほうでも当初では校庭南側の国旗掲揚台のところに集合するような形をとっておりました。こちら中学校のほうでも地震が起きたときに、地震がおさまった後、いち早く避難ができるというような形で、女子のテニスコートがあります。その横に1つのグループが集まる。それから、B棟のほうでは、B棟を出まして、すぐ前の横のところが広場、駐車場になっておりますけれども、そちらのほうに集まるような形、そこで生徒の安全確認をした上で、もとありました掲揚台のところに再度集まり直してという訓練をしております。中学校のほうでは、生徒は3分以内に避難して安全確保ができるような目標を立ててやっております。2回、3回やったわけですけれども、おおむね時間内には避難できたということでございます。

いずれにしましても、児童生徒の安全を最優先に考えて避難訓練等、防災計画等を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 質問ではございませんが、これからも町民の安全・安心のために防災行政に取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○町田勇佐久議長 以上で3番、内藤純夫議員の一般質問を終了します。

○町田勇佐久議長 次に、1番、富田能成議員、お願いします。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

私の質問は、被災地支援に伴う岩手県からの瓦れき受け入れについてというテーマです。これは4番の大野議員、それから3番の内藤議員の質問と内容的にはかぶる部分があるかと思いますので、余りかぶらないように進めていきたいと思っております。

岩手県からの瓦れきという表現をあえて使わせていただきました。これは県は公式には木くずと言っております。しかしながら、世の中一般では瓦れきという表現のほうが一般的でありますので、あえて瓦れきという表現にさせていただきました。

私も先日、被災地に赴きまして、目の前にあった大きな瓦れきの山を見て、胸が締めつけられる思いでした。そういう思いは内藤議員や大野議員ときっと通じるものがあるのだらうと思っております。一方、この受け入れの問題が出てから、横瀬町がたびたび新聞紙上をにぎわすようになりました。それから、町民の方からいろいろな意見も伺います。心配するという意見もたくさんいただきました。そういったもろもろの状況を考えて質問させていただきたいと思っております。

今、内藤議員の質問に対する町長の答弁で、日本人の心としてという精神的な部分は確認させていただきました。そこで、あえてなのですが、町のスタンスということを具体的にまず確認させていただきたいと思っております。本件の受け入れに対して、前向きなのか、後ろ向きなのか、あるいはどちらでもなくて確認が必要なのか。確認が必要であれば、何が確認できればゴーなのか。そこをまずお伺いさせてください。これが最初の質問です。よろしくお願いたします。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員の質問1、被災地支援に伴う岩手県からの瓦れきの受け入れについてに対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 答弁をさせていただきます。

まず、確認事項の一番大切な点は安全性です。それ以外何もあります。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

1 番、富田能成議員。

○1 番 富田能成議員 ありがとうございます。ということは、安全性が確認できれば前向きに進めたいという理解でよろしいですね。

〔何事か言う人あり〕

○1 番 富田能成議員 わかりました。では、その前提で、この先進めさせていただきます。

今皆さんがいろいろとご努力をされているというのは私も知っています。特に振興課の皆さんの現場での奮闘ぶりというのは本当に頭が下がる思いです。しかしながら、この問題に関して、私は2つ心配なことがあります。1つ、町としてのメッセージが町民に伝わっていないということです。これは午前中の町長の答弁で、言いたいけれどもということをおっしゃっていたので、その事情はわかります。その事情を酌まなくてはいけないのはよくわかるのですが、それにしてもメッセージが足りていないのです。この段階で、この問題、いきなり賛成なんて言えるわけがありません。その判断はできません。これは町民の意向も確認しないとイケないです。しかし、町としての考え方ですね、これは示してあげる必要があります。例えばこれは一般質問を出した後のあれなのですけれども、先日広報で町長のメッセージが掲載されました。それから、県の資料に加えて1枚、やはり町長からのメッセージが、岩手県北部の木くずの受け入れについてというのがありました。ちょっと抜粋で読んでみます。

岩手県北部の木くずの受け入れについて、下から3行目、町民の皆様には県より配布のお知らせを必ずごらんいただきますようお願い申し上げます。見てくださいということで、このメッセージは終わっています。それと、広報の町長のメッセージ、冒頭部分だけ読みます。瓦れきの受け入れについて、この件については、岩手県からの木くずの受け入れについてということで、埼玉県からの要請を受け、本年1月26日、横瀬町議会全員協議会において町議会議員が、また横瀬町区長会において各区長が、それぞれ埼玉県職員から説明を受けたところです。その説明によりますと、県が町内の民間処理施設（セメント製造工場）に岩手県野田村周辺の木くず受け入れを要請したということです。ということなのですね。つまり、ここで言っているのは、議会全員協議会と町区長会が説明を受けましたということで、その前に町は、もちろん説明をされているわけだと思われ、それに対して町がどういうスタンスで臨むのか、どういう考え方なのかというのが、恐らくこれを読んだ町民のほとんどの方が考えてしまうのだと思うのです。ですから、私は、この問題は非常にデリケートです。ですから、言えることと出来ないことがあるのはわかるのですけれども、住民に判断を丸投げするようなことは、できればやめていただきたいと思っています。

例えばなのですが、これは程度問題なのかもしれませんが、これはインターネットのホームページの資料です。横瀬町の岩手県からの木くずの受け入れについて、それから熊谷市、それから日高市も出しています。熊谷市のを一部読んでみます。埼玉県による説明会等を通じ、県が受け入れる災害廃棄物の安全性について、市民の皆様の理解を深めていくことが必要であると考えていますとはっきり書いてあるのです。日高市も同じ表現がありました。横瀬町だけ考え方が示されていないのです。熊谷市も大分オブラートにくるんだような言い方なのですが、熊谷市のを見ると2つのことがわかるのです。1つは、安全性を確認するのがポイントなのだと。安全性が確認できれば前に進むのだということが、これを読んだ人はわかり

ます。それから、もう一つは、安全性が、恐らく大丈夫なのだろうと熊谷市は思っているのだろうということが、ここから読み取れるのです。これで十分かどうかというのは議論がありますが、少なくとも町として、どこをクリアすれば大丈夫だと思うのか。さっき町長から、安全性が確認されればというご答弁をいただきましたので、まさにそこだと思うのです。それを町の人に伝える必要があると思います。

もちろん、これはタイミングもありますし、どこまでというのは難しい話なのです。ですが、いずれ白黒をつけないといけない話ですね。受け入れか、受け入れしないしかないのです。反対意見の声があるのは、そのとおりなのですが、最後はどちらかにしないとけないのです。ですから、考え方は示してあげないといけないのです。町の声聞くというのは非常に耳ざわりはいいのですけれども、この問題で、町の声を一きき聞きますというのは、これはないのです。なぜかという、町の人には情報を持っていないからなのです。圧倒的に情報格差があるわけですね。これは町のほうが情報を持っていて、住民の方は持っていないわけですから、住民の方に最初に情報をたくさん持っている町が考え方を示してあげる必要があるのです。そこまでは、ぜひお願いしたいと思います。よろしいですか。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきます。

多分に私の性格的なものがありまして、私は余り果敢な性格ではありませんので、どっちかという引込み思案で慎重な性格なものですから、こういうことになっているのかとは思いますが、3月25日の実証実験の結果は町民の皆さんに、私は各戸配布でもいいと思っていますけれども、必ずお知らせをして、そこから態度を表明させていただきたい。安全性が確認されましたので、ご理解をお願いしますという文書を出せばいいというふうに考えております。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 町長の後で申しわけないのですが、県から町を通して三菱マテリアルのほうへいろいろ話があったのですが、町のスタンスとしては、町の人たちにどういうふうに安全性を確認させるか、そういった立場で物が言えるのは、その3者の中でも町だけだと思います。そこで、県が当初からいろいろ計画を持ってきましたが、町長から、そんなことではだめだと、1人職員を、例えば岩手県に派遣して、そして県の職員も専門家を三菱マテリアルに派遣して、それも県は、例えば10日に1回とかという言い方をしたのですが、町長のほうから、そんなことで町民の安全にやっているという理解を得られるわけではない。そういう申し入れをして、県もいろいろ考えて、途中で何回放射線量をはかるとか書いてありますけれども、そういった万全の体制をとるようになりました。

それで、県は、どちらかという、できれば町議会の方々に説明して、終わりにしたいと、また区長さんに説明したいところを町長が頑張って、そんなことでは町民の理解は得られないと、住民説明会も開くようにと、これは再三にわたって申し入れました。だから、安全が町民に確認されるまでは、町としては、町民の側に立って県や三菱マテリアルに要望していくのが筋だと思います。それに沿って町長が、特に県のほうへいろいろ申し入れてきたというところがあります。だから、常に安全が確認されればとい

うことを強く主張しているという、ずっとそばにいまして、そういう感じを受けました。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ご答弁ありがとうございます。恐らく考えていることには、それほど相違はないのです。私が言っているのは、あくまでも最後の伝えるという部分ですね。これが足りていないということです。今副町長がおっしゃった、町民の側になって、そのとおりなのです。でも、町民の側になっているということが伝わっていないのです、残念ながら。今回これを見て思ったのですけれども、この問題は難しいですから、最後まで反対の人がいます。それから、賛成の人もいます。だけれども、これだと、どちらの人から見ても適切ではないのです。価値判断が入っていないからなのです。だから、そこをぜひお願いしたいと思います。

今おっしゃっていただいた、安全性が確保されればと思っていらっしゃるのだったら、それは少なくとも言ってください。そこすら伝わっていないのですよ、今。そこすら伝わってなくて、町の考えが全く真っ白で見えないのです。でも、こういう手続論だけは出てきていますから、みんなが不安で困っているというのが、私は実情だと思います。これは最後に白黒決めなくてはいけないですから、最後まで反対の人は反対です。賛成の人は賛成です。だけれども、町として説明すべきことは説明し尽くしていただいて、その中に情報を持っている人として、知らない人に自分の考え方を伝えていくという努力をぜひしてほしいのです。これが最後の答弁なので、最後にお願いを3つします。1つ目は、それです。

2つ目、最後は、判断は町長にさせていただくことになるのですけれども、声なき声をちゃんと拾ってください。これは、こういう問題というのは、賛成の人と反対の人の声の大きさが違うと思います。ですから、声の大きさに決めるのではなくて、声なき声もちゃんと拾って判断していただきたいというのが2つ目です。

3つ目ですけれども、体制です。先ほど内藤議員さんへの答弁で、今後もこの形でと振興課長から答弁いただきましたけれども、残念ながら世の中の出来事って役場の組織に合わせて起こってくれないのですよ。この放射能の話だったり、あるいは瓦れきの受け入れという、これだけ重要な事項を、果たして振興課の人だけに丸投げしていいのかどうかというのは考えていただいたほうがいいかと思います。もしかしたら援軍が必要かもしれないし、新しく組み合わせを変えることが必要かもしれませんが、12月は放射能測定の話をしていただきましたけれども、放射能測定の話なんてすごく広いわけですね、範囲が。やることもあります。それを全部ぎゅっと押し込めて、役場の組織に合わせて、その中でやりくりしようとするのは、ちょっと無理があるような気がしています。ですから、やるべきことの量と、それから適正な人員というのは、ぜひ考慮してやっていただきたいと思います。

特に今回放射能測定のことを気にしている方が多いです。幸いにも、12月に私も申し上げたのですけれども、それから対応していただいて、各区で放射能測定していただけるようにはなっています。そのデータも見ていますが、これがこの後重要になると思います。例えば三菱マテリアルでこれを燃やして、今までの数値と変わっているか変わっていないかという比較が絶対重要になりますから、特に三菱マテリアル社の周りは、もう少し細かくデータをとっておいてください。それと比べて、ほら、安全でしょうという

ことは、きつと言えるのだらうと思います。

以上3点です。これはお願いなのですが、1つは、町としての考え方をできるだけ、判断ではなくて、考え方を伝えてくださいが1つです。2つが、声なき声を拾ってください。3つ目が、しかるべき体制を組んでくださいということです。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 適切な答えになるかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきます。

まず、情報の関係なのでありますが、町が持っている情報はほとんど発信をしております。何月何日にどんな話が来たかというまでは申し上げておりませんが、過日の各戸に配布した県の資料、あれが町が持っているすべての事柄です。その時点で町がどういう判断ができるかというのは、ちょっと難しい部分があるという私が判断をして3月25日まで待とうということになったわけでございます。

それから、それに対応する組織なのでありますが、県のほうで、特に私どもの町からの要望として、県のほうで職員を、臨時職員になるかもしれませんが、環境管理事務所に専門職員を置くということになっております。その方が三菱マテリアルに搬入される瓦れき類についての放射能を含む調査をやるということになります。町がどういうお手伝いできるかはわかりませんが、そうした体制づくりを見ながら、町のほうはお手伝いできる部分について応援体制をつくっていかねばならないというふうに思います。

それから、事前に放射エネルギーの調査も県のほうでやるということになっております。すべては県の事業を私どもがお手伝いするということになろうと思います。県の応援をさせていただきながら、この事業を進めていければいいというふうに思っております。大変無責任な言い方になるかもしれませんが、町がどこまで責任を負えるかという問題があります。町が、すべての責任を負うというふうには、町の機材、あるいは職員からいって、私はすべての責任は負いかねるというふうに思います。ただ、精神として、あるいは地元として、どういう応援ができるかということになろうかという判断をしております。

○町田勇佐久議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了します。

ここで本休憩といたします。

再開は午後4時といたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

○町田勇佐久議長 次に、8番、若林スミ子議員、お願いいたします。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 8番、若林スミ子でございます。議長のご指名をいただきましたので、通告に従い、順次質問をいたします。

東日本大震災より1年が過ぎようとしております。被災地地域が広範囲に及んでいるため、さまざまな支援が大きな力となると感じております。本年が復興元年、今こそできる支援を勇気を持って行動したいと思っております。

今回私の質問は大きく3点になります。1つ目に、子育て支援として母子健康手帳の発行についてお伺いいたします。この手帳は、妊産婦や乳幼児の健康管理などの医学的記録のページとして全国一律様式を採用、発行され、10年ごとに様式を改訂しているようです。妊娠した女性に交付される母子健康手帳に4月から赤ちゃんの便の色を7色の見本で示す、便カラーカードがとじ込められるということになっております。1万人に1人とされる難病「胆道閉鎖症」の早期発見につながるためです。見本があれば家庭で判断がしやすくなると期待され、専門医は「異状を感じたらすぐに受診を」と呼びかけております。

そこで、当町の取り組みはいかがか、お伺いいたします。

②に、この母子手帳の発注方法について。当町の1年間の出生数は100人を割っております。現状としてどのような考え方で手帳の発注を依頼しているか、お伺いいたします。

2番目に、自転車事故防止策について。最近では通学だけでなく、通勤や健康増進のため、環境に配慮して自転車を利用する人が目につくようになりました。そこで起こる事故も軽度から死亡事故までと深刻になっております。

そこで、1、職員の自転車通勤があるようですが、自転車事故防止策のお考えと講習会等はどうなっているか、お伺いいたします。

②として、小学校の交通安全教室での自転車事故防止への対応と中学生の通学時の自転車通学者への対策はどのようになっていますか、お伺いいたします。狭いところでもすいすい走れる自転車は超便利です。でも、自転車は車です。自転車事故もふえていて、自転車と歩行者の事故は1999年が801件、2010年では2,760件、約3.4倍にふえております。例えば急いでいて信号無視をして横断歩道で高齢者とぶつかって入院させるけがをさせたり、携帯電話をしながら運転して接触事故を起こしたり、傘差し運転での衝突事故など、自転車の安全発進もお願いするところですが、悲しい事故がなくなるように、みんなの協力が必要です。

自転車走行環境の整備について、1、交差点の改良、2、自転車レーンの設置、3、法律による罰則でなく条例による取り締まり、4、自転車保険（対人賠償）の拡充など、こういった点について我が公明党は国土交通省と警察庁に緊急提言をいたしました。

3番目に、防災対策について。1、学校施設における防災強化の考え方はいかがでしょうか。例年防犯・防災訓練を実施していただいております。町民の緊急災害時の避難場所として指定されている小学校でも学校施設でもありますので、自家発電、備蓄倉庫の設置などのお考えはどのようになっているか、お伺いいたします。

2番目に、町内7カ所のコミュニティー広場も緊急避難場所の指定になって、外国語表示も入れていただいております。このようなところへ備蓄倉庫等の設置の考えはいかがでしょうか。

③、町内における橋の老朽化と耐震対策はどのようにお考えでしょうか。

④、自主防犯、防災部等を各区ごとに区長会等で取り組むようにご指示をいただいているようですが、我が12区としても何らか取り組みたいという考えはありますが、方向性がよくまだ理解できないということで、担当のほうから方向性を示していただけないかということをお伺いいたします。

⑤、防災拠点となる庁舎の取り組みはどのようにお考えか。自家発電等防災基地となるわけですから、このような取り組みについてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○町田勇佐久議長 8番、若林スミ子議員の質問1、子育て支援についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 8番、若林議員さんからの一般質問に対して答弁させていただきます。

私のほうからは、1、子育て支援について答弁させていただきます。まず、要旨明細1、母子健康手帳についてでございます。母子保健法第16条により、「市町村は、妊娠の届け出をした者に対して母子健康手帳を交付すること」と規定されております。この母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためにつくられたものでございます。妊産婦の健康管理や乳幼児の成長記録、予防接種の接種記録、健康管理などを記載して妊娠から出産、そして乳幼児から成人まで末永く使用することとなります。

母子健康手帳の様式は、母子保健法施行規則に定められております。今回の母子保健法施行規則の一部改正は、平成22年乳幼児身体発育調査の結果及び近年の母子保健をめぐる状況の変化などを踏まえ、難病である胆道閉鎖症など、生後1カ月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供するよう、いわゆる赤ちゃんの便の色見本をとじ込むように、また妊娠、分娩の際のリスクに関する情報の追記、乳幼児身体発育曲線や幼児の身長・体重曲線の改訂などが盛り込まれております。横瀬町におきましても、交付する母子健康手帳において乳児の便の色見本がとじ込まれることとなります。

要旨明細2、母子手帳の発注方法についてでございます。現在横瀬町で交付している母子健康手帳は、表紙がディズニーの絵柄のちょっとかわいい手帳でございます。現物がこれになります、ちょっと小さいのですけれども。この手帳につきましては、平成23年度の交付分から使用しております。母子健康手帳の作成につきましては、各市町村に任されております。横瀬町の場合、母子愛育会を初め取り扱っている業者などから資料提供がございます。この資料により、規則で定められた様式、また任意の記載事項の様式など内容を精査しまして、長年使うことを考慮し、選定しております。現在交付しているものは、東京法規出版で作成しているもので、表紙に横瀬町の町名を印刷しております。単価につきましては、カバーをつけ消費税込みで1冊162円でございます。交付実績ですが、平成22年度につきましては57冊、平成23年度は、きょう現在で62冊交付しております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 この母子手帳の表紙につきましては、以前に私も質問させていただいて、私が使っていたものからしたら、そういったものにできないかということで、そういうディズニーの表紙になっていることは、とてもうれしく感じます。また、お子さんを持っている、母子手帳を最近いただいている方は、あ、変わったのだからというか、楽しみになると思います。

そこで、年間100冊以上使っていたと思うのが、今現状を聞きまして、平成22年の57冊、平成23年の62冊という、きょうまでですが、今年度は若干まだありますので、あれですが、そういった部分で発注するのが、大量にというわけにはいかないと思います。

そこで、横瀬町にはキャラクターというか、ブコーさんのいい宣伝ができましたので、私もたびたび町外に出るとき、ブコーさんのバッジをつけて行くのですけれども、それはいいねってすごい評判なのです。シール等いろいろ考えられるという、ほかの課でもありましたので、ぜひとも母子手帳のほうへも、印刷するのはお金がかかると思いますので、ブコーさんのシール等を追加して張って、手渡してあげる考えはいかがでしょうか、再質問させていただきます。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 若林議員さんの再質問に答弁させていただきます。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。母子健康手帳の表紙にブコーさんを印刷と考えると、やはり冊数が少ないため、割高になると予想されます。キャラクターデザインの入ったシール等が作成いただければ、シールを張ることによって独自の母子健康手帳ができると思いますので、キャラクターグッズの中でシールが作成できるよう検討していきたいと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 済みません。先にお礼を申しておけばよかったのですが、この胆道閉鎖症の早期発見のために便色がわかる、こういったカードをとじ込んでいただけるということで、早速取り組んでいただきまして、ありがとうございます。乳幼児、また母子、妊産婦さんの出産するまでの不安というのは非常に多大なものがあるというのは、皆さん体験済みだと思いますが、本当に母子手帳は一生自分が持つて回るものですので、出生率を上げるためにも、また母子の健康を守るためにも必要な、重要なものですので、新しいこういった取り組みがあるときには、率先して進めていただきたいと思います。この件についてはよろしいです。ありがとうございます。

○町田勇佐久議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、自転車事故防止策についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 私からは質問事項の2番、自転車事故防止策について、このうちの①でございます。職員の自転車通勤、この関係について答弁をさせていただきます。ご存じかと思いますが、このと

ころ、自転車の利用者が非常に多くなってきております。それとともに、自転車利用者のマナーの悪さが問題になってきております。このようなことから埼玉県では、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例というようなことで、条例の整備をいたしております。この条例の説明等にも総務課の担当職員出張させて研修をさせております。

具体的に職員の自転車通勤についてのご質問でございます。自転車通勤をされている職員が数名おります。自転車利用者は、当然交通ルールを遵守し、利用していただいていることと思います。特に総務課として職員に対して事故防止の周知、あるいは講習等は行っておりません。今後必要があれば対応を考えていきたいと考えております。

なお、先ほど条例の話をしていただきましたけれども、この条例を見ますと、第5条、ここに事業者の責務というようなことがございます。ちょっと読んでみますけれども、「事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない」、第1項でございます。第2項が、「事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取り組みを自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない」、第3項として、「事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない」というようなことで、県の条例にも、このように事業者の責務というようなことでうたわれておりますので、当然役場としても県の条例に沿って対応していきたいと考えております。

以上です。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 8番、若林スミ子議員さんの一般質問の中の小学校の交通安全教室での自転車事故への対応と中学生の通学時の自転車通学者への対策はどのようになっているかというご質問でございます。

自転車事故防止に関する指導につきましては、横瀬小学校では交通安全教室を年1回開催しております。平成23年5月25日と30日の2回に分けて実施をしております。自転車に関する指導につきましては、小学校の3年生から6年生を対象に実施しております。秩父警察署交通安全課職員、交通指導員、横瀬駐在さん、交通安全母の会さんをお招きしまして、指導をお願いしているところでございます。

指導の内容でございますが、交通ルールを守り、安全に行動することができるようにする。自転車乗車の場所や発進、停止及び走行についての必要な事柄を知り、自転車の安全な利用ができるようにする。それから、第2グラウンドのほうで模擬道路を実際作りまして、自転車の安全な乗り方を身につけさせることを指導しております。実技指導につきましては、全員が体験するようになっております。

それから、親子ふれあい自転車点検ということで、学期に1回、親子で自転車を点検したり、ブレーキやペダル、ベルなどの11項目について点検したり、あるいは必要な箇所は調整や修理をするなど、その結果についても担任の先生に提出するなど、そのようなことをやっております。それから、横瀬小学校につきましては、よい子の約束ということで、自転車乗りについての約束事を保護者に配布しております。学年に応じて乗れる範囲を定めております。1、2年生につきましては、自転車に乗る指導はしておりませんが、自転車の通らない自分の家の周り程度、それから3年生、産業道路と学校から5番以外の町道は通らない。それから、4年生になりましては、丸山林道と苧米林道以外の県道、それから5、6年生

になりますと、居住地域大字内ということで、横瀬地内、芦ヶ久保内を乗るような形で指導しております。

それから、中学校につきましては、自転車事故防止に係る主な指導としまして、交通事故防止5つの行動ということを確認、徹底しております。「もしかして」「止まる」「見る」「待つ」「確かめる」を励行させております。それから、事故の一番多い交差点での一時停止による安全確認を確実にを行うよう指導しております。それから、自転車使用規程を設けまして、入学説明会、あるいは新入生保護者全員を対象に自転車の使用規程について説明、安全な自転車の乗り方について指導しております。

それから、自転車通学者の通学路の関係でございますが、現在61名の生徒が通学をしております。そういったこともございまして、危険箇所の確認等を行っております。それから、校外学習や校外試合等の引率を行う場合、危険箇所の確認や危険場所、危険箇所の交通安全指導を必ず行っております。それから、中学生に関しましては、通学している生徒が自転車に乗るときヘルメットを必ず着用するように指導しております。学校での自転車の交通安全につきましては、以上のような指導を行っております。事故のないように指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 小学校におきましては、ただいま教育次長さんから示していただいたように、さまざまな安全教室を開いていただいたり、学期ごとの親御さんの自転車の整備等を考えていただいて、確かにそのように取り組んでいただいて、ありがとうございます。また、中学生にもきちんとした、そういうルールをつくっていただいて、周知していただいているところでございます。

実は先般、毎日新聞の記者でいらっしゃる方の講演を聞きに行ったときに、先ほども申しましたように自転車を買ったときに盗難保険というのは、皆さん大体入るのですが、今本当に危惧されているのは、自分がもし加害者になってしまったらという、先ほど申したように携帯をしていたとか、それは基本的にはしないようにということですが、急いでいて、本来とまるべきところをとまらずに接触事故を起こしてしまった。それが当たりどころが悪くて、先方の方が重傷になるとか、一例では5,000万円程度の賠償しなくてはならないという、若い方でも、また働き盛りの会社へ勤めている方でも、相手によっては、そういった賠償問題が出てくる状況です。そういった交通安全教室の中でも盗難の保険には入りましょうという、盗難保険というのは考えていたと思うのですが、この記者さんのおっしゃるに、そういった賠償ということも裏腹にあるものですから、そういった部分の周知も親御さんのほうにも強く訴えていただきたいというようなお話がありました。その点、私も、あ、そういうことを忘れていたなというのを感じたものですから、ぜひ安全教室、また職員の皆様に対しても、そういった自転車の賠償保険に入っているかどうか、確認をぜひしていただくような方法をとっていただけたらと思うのですが、このような取り組みはいかがでしょうか。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 再質問にお答えさせていただきます。

貴重なご意見、大変ありがとうございます。そのような事故が起こらないとも限らないわけでございます。保険の賠償の関係につきまして、今後確認をとって対処の方法を考えていきたいというような方向で考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 職員の方たちへの周知はいかがでしょうか。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 職員につきましても自転車通勤されている職員については、総務課のほうからその辺、個人が入るものですので、そのような情報というか、入ったほうがいいですよというようなことで、話はしていきたいと思います。

○町田勇佐久議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、防災対策についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから質問事項の3番、防災対策について、この中で5項目質問いただいております。私のほうからは①、②、④、⑤と4つについて答弁をさせていただきたいと思います。

この中の①と②は関連がございますので、一緒に答弁をさせていただきたいと思います。学校施設、コミュニティ広場等町民の緊急災害時の避難場所への自家発電、備蓄倉庫等の設置についてのご質問でございます。自家発電機については、現在消防分団が自家発電機を10台、消防本部、これが2台、役場が2台保有してございます。さらに、この自家発電機より容量の大きい発電機2台分の購入を平成24年度予算に計上させていただきました。学校施設等避難所の電源確保につきましては、災害が発生したときには、この発電機により対応していきたいと考えております。

次に、避難所への備蓄倉庫の設置についてのご質問でございます。確かに各避難所に備蓄倉庫を設置することができれば最良かと思っております。当町の場合、災害が発生し、備蓄品が必要になったときに町の面積等も考慮したときに、ある程度速やかに避難所に備蓄品の供給ができるものと考えております。今の段階で備蓄倉庫の設置は考えておりません。しかし、大字芦ヶ久保地区については、災害の形態で供給が難しい状況になることが想定されます。今後芦ヶ久保地区の避難場所については検討を行っていきたくて考えておりますので、備蓄倉庫についても、その中で総合的に検討していきたいと考えております。

次に、自主防災組織の設置についてのご質問でございます。区長会の席で各区長さんに私のほうから自主防災組織の設置についてお願いしたことについては、12月の議会でも答弁をさせていただいております。各区に一方的に設置をしていただくというようなことでは考えておりません。区あるいは12区、和田地区等で設置を検討するときには、お話をいただければ、行政として資料の提供等全面的に協力して一緒に設置をしていきたいと考えております。また、今後自主防災組織の必要性について、先ほど内藤議員さんの

答弁の中でもさせていただきましたけれども、何しろ町民に必要性を認識していただくことが最重要でございますので、啓発をしていきたいと考えております。

なお、この自主防災組織の設置については、横瀬町の防災計画、この中に具体的に設置についても示されておりますので、各区で推進するときには、そのような資料も提供できると思います。

次に、防災拠点となる庁舎の取り組みについてのご質問でございます。役場庁舎の発電機については、停電時に応急的に30分程度対応できる非常用照明設備は設置してございます。長時間停電になったときには対応できない状況でございます。停電が長時間続いたときには、先ほど答弁の中で申し上げさせていただきましたけれども、発電機の対応を考えております。

次に、役場の耐震診断についてでございます。建築基準法により1981年以前の建物につきましては、耐震診断が必要になっております。役場庁舎は、これは1980年以降設計して建築しております。このことから耐震基準は満たしております。しかしながら、建築後年数が相当経過してございます。老朽化も進んでおります。安全な建物としての維持管理が、これから必要になってきております。今後適正な対応をしていきたいと考えております。

なお、けさの読売新聞だったのですけれども、「9市本庁舎、倒壊のおそれ」というようなことで、各63市町村のアンケートをまとめたものがありました。この中で横瀬町は、耐震基準はクリアしているというように、記事にも掲載されております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 要旨明細3、町内における橋の老朽化と耐震対策はどのようにお考えかについて答弁をさせていただきます。

昨年12月定例会において橋梁長寿命化修繕事業につき補助率55%の国庫補助金である社会資本整備総合交付金の追加交付が認められることから、委託料の増額補正をご承認いただきました。また、年度内完了が困難であることから、繰越明許費もご承認いただいているところでございます。その後、入札を経まして、平成24年2月3日に委託金額1,207万5,000円で横瀬町橋梁長寿命化修繕計画策定点検業務委託契約を締結いたしました。委託業務の対応ですが、詳細点検26橋、簡易点検52橋、橋梁台帳作成78橋、橋梁長寿命化修繕計画策定26橋でございます。今後この契約に基づいた点検業務並びに橋梁の維持管理手法等各種検討及び学識経験者等の意見聴取を経て橋梁長寿命化修繕計画策定となります。その後、策定した計画に基づき修繕等を行い、橋梁の長寿命化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 まず、1番、総務課長の答弁、ありがとうございます。確かに自然のなせるわざというのは想像外です。秩父地域においても、例えば地震でも岩盤が強いからねという、その概念はない。これからは、岩盤は強いだけでも、危険は大いにあるよというような教えをしていかななくてはいけないのかなと思います。先ほど3番議員さんが、そういった釜石の奇跡というように、ここの地域では何年

も過去につらい津波の経験をしているので、何しろ「てんでんこに逃げろ」という教えがあり、なおかつ今回群馬大学のK教授という方が、この釜石に入って、この地震が起きる前ですね、インドネシアで地震があったときに、海岸線への津波の来方などが、日本の地形とよく合っているのです、日本にも必ずこういった大きな津波が来るのが近いうちにあるのではないかとということで、この群馬大学のK教授は釜石に入り、逃げるときにはどうしたらいいかというのを子供たちに勉強させていったそうなのです。何しろ一人一人が自分の命をまずは守れということで、地震が起きたら、まず逃げるのだということをお教えた。でもね、先生、僕のじいちゃん、これまでそんな大きなのは来たことないから、逃げなくていいんだよとさんざん言っていた。でも、何回も何回もその教授が授業した中で、子供さんたちは、その先生の教えを実際に守らなくてはならない事態が起きてしまったわけですが、守った中で、あのように奇跡が起きたということですので、秩父地域においても、岩盤が強いから大丈夫だということはないと思います。

そういった上からも、教育の中で、また職員の皆さんへの周知の中でも、想定外は当たり前だとか、想定外があるのは当たり前だとか、人間の決めた以上の自然の強さ、わざはすごいものだとかの意識を皆さんが変えなくてはいけないのではないかと思います。そして、なおかつ、釜石の方たちは、お母さんに必ず1つ先生との約束で、守るのだよ、お母さん、僕は何か起きたとき、私は地震が起きたとき必ず逃げているから、後で学校なり、避難場所へ迎えに来てねという約束をいつもいつも親御さんと言っていたそうです。そういった関係で、親子の信頼、家族間の話し合い、何か起きたときには、こういうところのトイレの横に僕はいつも待っているよとか、鉄棒の横でお母さんの来るのを待っているよと細かな家族間の信頼関係を築いておくことが大事だということをお話されていました。私も全く同感だと思います。自家発電とか備蓄倉庫設置はハード面で、執行部としてまた検討を重ねていただいて、できることからやっていただければよろしいと思いますが、心からも教育をしていただいて、意識の変革等を持っていただきたいと思います。こういった中で、教育現場、また職場、庁舎の職員の方たちの防災教室の場を持つていただくことを検討していただけるかどうか、よろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 若林議員さんの今のお話のとおりでございます。先ほど3番議員さんの質問の中でも答弁をさせていただきましたけれども、秩父地域は地震は大丈夫なのだというような、今までの認識は通用しないということだと思います。いかなるところで災害が発生してもおかしくない状態に来ております。そのようなことから考えるという、やはり職員はもとより町民に対して、その辺の教育、防災に関しての教育というのは、これからますます必要になっていくと思いますので、その辺を今後十分検討してまいりたいと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 再質問の中で防災教室は開催できるのかという内容だと思います。小学校、中学校におきましては、避難訓練と同時にその教育もやっております。その中で指導の重点というようなこともう

たっております。その中で教育をしておりますので、防災教室みたいなことは実際に行っております。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 国としても、平成24年度予算に通学路の、また避難するときの避難路の危険性があるところとか、そういったことについては予算をとるようになったようですので、そういった手を挙げられる、通学路とか点検をしていただきまして、危険性のあるところ、また改善したほうが安全に避難、通学できるというような事業が出てきましたら、いち早く手を挙げていただきまして、実現していただきたいと思います。その前に通学路の点検とか、避難の場合の傾斜地とか、がけ崩れ箇所等の点検というものも必要と思いますが、皆様にご協力いただいて、そのような点もぜひともよろしくお願いいたします。これは要望で結構です。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○町田勇佐久議長 以上で8番、若林スミ子議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○町田勇佐久議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時44分

平成24年第1回横瀬町議会定例会 第2日

平成24年3月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

- 1、請願第 2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の委員長報告、質疑、討論、採決
- 1、議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例の一部を改正する条例)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度横瀬町一般会計補正予算(第4号))の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 3号 横瀬町印鑑条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 5号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 6号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 7号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 9号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算(第5号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第3号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算(第3号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算、議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算、

議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算の上程、説明

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
加藤芳男	参事兼 まち 経 営 課 長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
木崎泰明	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	村越和昭	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田等	事務局長	町田祥明	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○町田勇佐久議長 皆さん、おはようございます。

引き続きご苦労さまでございます。

全員の出席でございます。ただいまから会議を開きます。



◎議事日程の報告

○町田勇佐久議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第1、請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 皆様、おはようございます。議長より指名がございましたので、上程されました平成23年請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について、総務文教厚生常任委員会における審査の概要をご報告いたします。

本件は、12月定例会で本委員会に付託となったもので、2月24日に委員会を開催し、審議を行いました。審議では、参考上必要あるものについては執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。

初めに、この請願の紹介者である関根修議員を参考人として意見を伺いました。趣旨説明の中で、児童福祉法の改正が請願提出後の12月14日付で行われ、請願書の言う法は旧法を意味していること、総論的には改革の方向かもしれないが、各論的にいろんな問題があり、本来の児童福祉を考え、公的保育責任を後退させるべきではないと考えるので、検討の上、横瀬町議会としての意見書の提出を願うという意見をいただきました。

その後、各委員より質疑、討論を行いました。各委員の意見は、おおむね次のとおりであります。

親としてのメリット、デメリットを考えると、新制度では保育レベルを区分けし、認定するため、受益者は応益負担をすることになり、場合によっては保育に出せないケースも考えられる。

地域によっては最低基準の緩和により、よい面もあるが、競争となると保育士の確保等人件費で公立施設の経費削減は難しいため、民間委託の可能性もあると考えられる。少人数システムでの乱立の可能性や大企業の進出が考えられ、経済が優先され、本来の安定供給が弱まる可能性もある。

利用者の負担が増加する可能性があり、公的責任と今の応能負担での制度改革が望ましく、懸念事項に

対しての意見は出すべきである。

この請願書の内容であれば意見書は出す必要はない。立場によって受け方が違い、受益者の立場で考えると保育サービスの向上等も期待でき、この時点で制度改革に反対するのは明確ではない。横瀬町民が最良の保育サービスを受けられるために吟味した方がよい。

制度改革に反対するのは問題があり、保育制度の拡充に重きを置くべきである。この観点で横瀬としての意見を出してもよいのではないかというような意見が出ました。

以上、討論までの内容を踏まえ、横瀬町議会としての意見書（案）は制度改革に反対ではなく、改革に伴い懸念される保育制度の拡充を求める意見書とすることを条件に採決をいたしました。採決の方法は挙手採決とし、結果挙手多数により採択と決定しました。

そして、意見書案作成について委員長に一任していただきましたので、事後経過でございますが、本委員会閉会后、直ちに本委員会での意見を反映した意見書（案）、これは既に意見書を提出している埼玉県や秩父市、長瀨町等も参考にしております。意見書（案）を作成し、2月27日に口頭による委員総員の了承をいただきました。

以上であります。

○町田勇佐久議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

この際、質疑がありましたらお受けしたいと思います。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。数点お聞きします。

今説明を受けました。それで、まず1つの疑問は、この請願は保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出なのですが、保育制度改革に伴い懸念されるというふうに変えて採択というのは、ちょっと私は今「議員必携」を読んだのですけれども、請願の審査に当たって条例や予算や意見書等のように、「意見書等のよう」だからいいのかな、修正することができないのはもちろんであるということを書いてあるのですけれども、この請願者の願意と意見書がちょっと違って来たというのは、それは請願者にとってオーケーをしたのかということなのですかけれども、請願者もそれで了承したのですかということですか。

それで、この請願が来たときに私も見たのですけれども、意見書なので、「伴ない懸念される」ということで出せばいいのではないかと、趣旨採択みたいな形で、趣旨に対してはということ、意見書なので変えて出してもいいのではないかなという気もするのですけれども、横瀬町議会として文言的には子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書を採択したという、文言的には残るのですよね。だから、私自身は、この子ども・子育て新システムはまだ不備なところもいっぱいあるかもしれませんが、今までいっぱい問題になっていた幼稚園と保育所が統合されて、子供のことについて1カ所でまとめるということに対してはまだ不備な点はあるかもしれないけれども、私は一つの進歩かなと思っていて、賛成の立場なのです。だから、「反対し」という言葉を「懸念し」に変えることは請願者の承諾を得ているのかと、横瀬町議会としてはこの文言の採択になるのだけれども、それでいいと委員会のほうでお考えになるのか。あと一つ、もちろん請願者はどなたでも結構なのですが、こういう大きな問題に対して横瀬町議会が請願を採択するときには、横瀬町議会の責任もあります。採択すればいい

いのですよではなくて、その後の結果についても、どういうふうになるのかなというふうに常に見ていかなければならないし、議会としての責任も感じますので、私は、この大きな問題に対して一事業者から提出されましたが、横瀬町のほうしょう幼稚園、当町にあるほうしょう幼稚園とかの名前も連名であったらばよかったなというふうに思うのですけれども、そのようなご意見は出ましたでしょうか。

以上です。お願いします。

○町田勇佐久議長 2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 ただいまのご質問に対しお答えさせていただきます。

まず、請願者はこのことにオーケーかというようなご質問だと思います。請願の採択に当たっては法令上の基準がなく、委員会の自主的判断でよいと判断しております。いただいた意見書（案）というものはあくまでも参考として出されているものでありまして、願意に疑問点があるものについて、横瀬町民としてよりよい方向に変えるための字句の整理、語句の訂正は当然であると考えております。

先ほど申し上げました審査結果のとおり、実は受諾してから法律が改正されてしまっておりますので、まれなケースだと思われませんが、そういう中で当委員会としては横瀬町民のため、最良のサービスを受けられるためにどういうふうにしていいかというような討論をたくさんしていただきまして、このような語句訂正になったとご理解いただければと思います。

それから、請願者への承諾という件に関しましては、12月定例会で議会より付託された件ですので、この場でこのような経過になったとお答えするのが答えだと思っております。

それから、議会の採択というのはこれから皆さんに諮っていただくことであり、委員会の採択、結果報告としては先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、意見の中で、請願者のほかに、先ほど実名出ていましたが、横瀬町内の関係の連名があればよかったのではないかという意見でございますが、確かにそのような意見も委員会において出ております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 どうもありがとうございました。

1点なのですが、この請願書を読んだときに、この文言を読んで、児童福祉法第24条が変わったということで、24条がどのように変わったのかちょっと調べてみようと思ったのですが、なかなかはっきりしなかったのです。私のインターネットで調べてみましても、書籍も買ったのですが、変わった後の法律が載っているようなのですね、平成24年度版に。それで、旧法の24条ということで、変わってしまったのですよねというこのことに対しても、それでいいのですね。変わったのだけれども、委員会としてはそれでも採択をするという意見だった、皆さんがそうだったのでしょうかということと、私はこれを見た、請願書を見たときに、一部の部分を拡充してくださいというお願いだなというふうに感じました。「現行保育制度の拡充を求める意見書」ということに文言がなっておりますので、私はこの現行保育制度が制度疲労になってしまって、補完できないので新しいシステムに行くのだと思うのです。だから、現行保育制度の拡

充ではもう無理だからこそ、新しいステップに行くことなのではないかなと感じていますけれども、その点について進歩的な考え方の人はいらっしやらなかったのかということと、今回新しく24条は変わったらしいのですけれども、変わった24条というのはすごくふえました。それで、何がふえたかといいますと、健常者だけではない児童の福祉をうたっています。すごくふえて、それをうたっています。ですから、私は一事業者が1つの部分について拡充をお願いしますという請願に対しては、議会、議員として、やっぱりもう少し大きな目で、この児童福祉法の1条から3条を読みますと、とてもすばらしいことが書いてあります。そのすばらしい精神というものは、精神論は変わらないと思いますので……

○町田勇佐久議長 大野議員、今の発言、討論でお願いしたいと思うのですけれども。

○4番 大野伸恵議員 質問でなくて。

○町田勇佐久議長 はい。

○4番 大野伸恵議員 はい、わかりました。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、討論に入ります。

討論ございますか。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 済みません。質問だけで終わりにしようと思ったのですけれども、討論でしろということですので、この子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書に対し、継続して審議することをお願いします。休憩。

○町田勇佐久議長 暫時休憩。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○町田勇佐久議長 再開します。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 失礼しました。継続審議をして、もう少し審議をするのが妥当だと思います。その立場で意見を申し上げます。

私はこの請願を読んで、一事業者の考えだなと感じました。児童福祉法の1条から3条の精神は、新たな子育て支援制度になっても変わることはないと思っています。そして、24条の提言ですが、変わったということですが、24条以下、健常者以外の児童の福祉をうたっております。私は議会として、議員として、一部のみの拡充を求めるのではなくて、全体の児童福祉の拡充を求める立場でありますので、もう少し審議を尽くし、24条を勉強し、よりよい方向の決定ができればいいと思っていますので、審議を継続して審

査をし直すのがよいと思いますので、お願いいたします。

以上で討論を終わります。

○町田勇佐久議長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第1、請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書は、これを採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○町田勇佐久議長 起立多数であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律等が平成23年12月14日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、同日付で横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、細部については担当から説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 おはようございます。議案第1号の補足説明をさせていただきます。

東日本大震災の臨時特例に関する法律の一部改正及び税制の構築を図るための地方税等の一部を改正する法律が昨年12月に公布されました。これに伴いまして横瀬町税条例を速やかに改正する必要性が生じたので、専決処分とさせていただきます。

お手元にお配りさせていただいております新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。たばこ税の税率、第95条でございます。都道府県のたばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものでございます。たばこ税そのものを増税するものではございません。

1,000本当たり4,618円から644円引き上げ、5,262円とするものでございます。これは国税の法人事業税等の引き下げに伴いまして町の法人税に影響が出てくることから、県と町との減収の調整を図るためのものでございます。

次に、附則の改正で、附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等でございます。この中で53条の3及び4というのは、退職所得に関する規定でございます。退職手当の税額から10%を控除するという特例がございます。退職所得には他の所得と分けて分離課税制度を採用しておりますが、この10%の税額控除を廃止するというので、附則条文第9条を削除するというものでございます。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例ですが、紙巻きたばこ3級品に対しまして1,000本当たり2,190円から305円引き上げ、2,495円とするものでございます。改正の理由は第95条と同様でございます。紙巻きたばこ3級品というのは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「うるま」、「バイオレット」という6銘柄のものでございます。

続きまして、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございます。今年の6月議会におきましても専決承認をいただいた東日本大震災関連の附則条文の改正でございます。改正の内容につきましては、災害関連支出を数年にわたって支出するケースがあっても雑損控除等の特例の適用を可能とするための用語の定義を明確化したものでございます。条文の「特例損失金額」というのは、改正後の「損失対象金額」という言葉で対応するという改正でございます。現行の特例損失金額は、災害関連支出のうちの申告書の提出の前日までに実際に支出したものを指しておりますけれども、改正後の特例損失金額は、控除対象範囲を現行より広く、いわゆる災害があつて、そういうもの全体を特例債損失金額というふうに呼ぶようにするために、今度雑損控除の対象とする場合は、あくまでも申告書を提出したその日の前までに実際に支出したものを雑損控除の対象としますので、そのものを損失対象金額という新しい言葉を定義しまして、これで対応をするというもので、それに合わせまして条文の文言等を整理するものでございます。

以上が町税条例の一部改正の内容でございます。

議案の本文に戻りまして、中ほどから下につきましては附則で、それぞれの公布、実施する時期を規定させてもらっている条文でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程をされました日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成23年度横瀬町一般会計予算について、平成24年1月13日、緊急に補正する必要が生じ、同日付で平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

この補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ534万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ33億9,632万3,000円とするものであります。

補正内容の概要であります。歳出では環境対策費において電気自動車等充電設備整備に係る経費を計上し、予備費を減額いたしました。

一方、歳入につきましては、この設備整備費用の財源として県補助金の交付がされることから、所要の補正を行いました。

細部につきましては、担当に補足説明をいたさせます。ご審議いただき、ご承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑をお願いいたします。

質疑の際はページ数をお示しください。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ページ数ではなくて、この専決処分について今課長さんのほうから説明があったのですが、私のほうからもちよっとお聞きしたいことがありますので、この事業は県のほうから緊急に要望があり、県のほうからの補助金があり、一般財源を幾らか使って実施するというので、緊急に、迅速にさせていただいたことは大変結構なことだと思います。しかしながら、専決処分ということに関しては、考え方についてはいかがかなという点がありますので一言申し上げたいのですけれども、専決処分というのは、議会が例えばなかったときとか、災害とかで議会が招集されなかった場合とか4つぐらいあるそうなのですが、この「議員必携」を見ますと、市町村ぐらいの議会でも最低3日あれば議会が開けるという状態なので、余り安易に専決処分をしてはいけないということがうたわれています。

それで、私もこれ1月13日に決定したということなのですが、私たちは1月4日に町民会館に集まりました。1月6日にも秩父の商工会議所の関係で集まりました。1月8日には、消防とか成人式でみんな全員顔を合わせています。ですから、そここのところで連絡していただければ、13日までに臨時議会が開けるのではないかなと思ったわけです。私は一生懸命議員活動をしようとしておりますし、3日あれば必ず出席できるようにいろんなことを整えることができると思いますので、遠慮せずに臨時議会を招集して、それなりの手だてをしていただきたいと思いますと考えてのですが、その点について、これは要望でしょうか、お聞きするわけなのですが、専決処分について余り安易にしてほしくないと考えますので、その点についてよろしくをお願いします。

○町田勇佐久議長 木崎課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 ただいまの大野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

要望ということですので、お答えするというのは表現はちょっと合っていないかもしれませんが、とりあえず、県のほうからこの事業の内示を受けたのが、1月12日に内示を受けました。そのときにうちのほうから県のほうに問い合わせをしまして、この結果を出すのはというか、申し込むのはいつまでにしたほうがいだろうというようなことで問い合わせしましたらば、至急出してほしいということと言われました。それは先ほど説明を申し上げました。というのは、工期も2カ月は優にかかるとのことと、それからあと、ほかの市町村も手を挙げているところがあるので、もし横瀬でできなければ、ほかのところこの補助を持っていきたいというようなことを言われましたので、その辺を町長と相談しまして、こんな結果になったわけでございます。私も平成22年の3月まで議会事務局のほうにいましたので、決して議会の軽視したということをやったわけではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 質問させていただきます。

本件の年間の利用見込み、どのぐらい見込んでいるかというのが1点、それともう一点が年間の維持コスト、これをどのぐらい見込んでいるのかというところを2点質問させていただきます。

○町田勇佐久議長 木崎課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 富田議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、年間の見込みということでございますが、県のほうもこれ平成22年度から始めて、平成23年度にはこれは補助はなくなるというような、そんな計画をしているようでございますが、とりあえずこれから普及するであろう電気自動車、それからハイブリッドの自動車ですけれども、その関係でまだ県のほうでも結構手探りでやっているような状況でございます。まず普及をしていこうというのが目的でございますが、見込みについては、これからどのぐらいふえるというのは本当にまだ全然数字とかというのはつかめていないということでございます。

それから、あとコストの面なのですけれども、これもまだ未知数でございます。これからどういう形になるかというのが非常につかめていない。県のほうでも今現在これに申し込んでいるところでございますが、9団体この補助を使って今やっております。大きなところはみんな市が手を挙げてこの事業を進めているわけでございますが、加須とか東松山、戸田、北本、幸手、それから隣の秩父市、新座、三郷、そして町では横瀬町だけだというようなことで、この9団体が今この事業を進めているわけでございますけれども、ほかの市町村のほうに聞いても、皆さんまだ全然未知数なのでわからないというようなことで、現在横瀬町もこれを導入しまして、とりあえずは9月ぐらいまではある程度試行的なことやって、それで電力量もどのぐらいかかるのかとか、そういった、あと使用料はどのぐらいあるのか、使用料というのは使う、充電する回数ですよ。そういったものもどの程度あるのか、これから調査をしていかなければ恐らくわからないのだろうと思います。そしてまた、これには、今のところ普及というような目的でございますので、充電は今のところどの市町村も無料というふうなことで考えております。

また、その背景には、この充電設備については課金システム、お金を入れて充電するというような、そういったものが、機械がまだ開発されておりません。今現在は本当に普及タイプということで、ただ単にプラグインでぽんと入れれば充電できてしまうよというような形で、全然料金的なことについては、システムを今開発中ということでございますので、非常にコスト面ですとか、何台使用するという見込みというのはつかめていない状態でございます。

それから、この充電器につきましては、各ディーラーさんについてはそういった設備を1基ぐらいずつ設けてあるというようなことも聞いております。調べてみますと、この辺ですと飯能ぐらいまでのディーラーさんには全部そういった充電設備が設けてあります。それから、飯能から秩父寄りについては、全然そういった充電設備がございません。そんな関係上、道の駅を利用して、利用者の便利を図るというような考え方でいきますと、ちょうど道の駅あたりにつくるのがいいのかな。先行した形でやるわけでございますけれども、その辺をご理解をいただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 1番。

○1番 富田能成議員 県の補助金比率が高いとはいうものの、横瀬町の自己負担もゼロではないわけです。それで、特に新しいことを始めるというときに、最初のコストももちろんなのですけれども、それから年間どのぐらい負担がかかるかというところは、少なくとも、未知数とはいえど、めどは持っていないといけないのだろうと思います。

もう一回お伺いしますが、未知数でいいのですけれども、では年間のかかる横瀬町の負担は10万円以下、50万円程度、100万円以上とか、そういうレベルで教えていただきたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○町田勇佐久議長 木崎課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本当に推測の試算というような形になると思いますけれども、このシステムにつきましては活性化センターから電気を持ってきますので、その活性化センターの電気料、そういったものをちょっと試算をしてみました。現在設置されるのは44キロワットの急速充電設備でございますけれども、これがほぼ年間2万5,000円ぐらいの電気料はかかってくるだろうということで、これから上程になります新年度予算につきましても、この2万5,000円をアップした形で活性化センターの電気料も見積もってございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第4号））は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第4、議案第3号 横瀬町印鑑条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第4、議案第3号 横瀬町印鑑条例等の一部を改正する条例についてであります。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 議案第3号 横瀬町印鑑条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

現在外国住民の方は、外国人登録法に基づき、外国人登録原票に記載され、住民基本台帳による住民票には記載されておりません。このたびの改正により、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行することにより、外国人住民の方についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用を受け、住民票に記載されることとなります。そのため、関係する条例を整理するものでございます。

第1条は、横瀬町印鑑条例の一部改正について定めたものでございます。

議案第3号資料、1ページをごらんください。印鑑条例第2条第1項は、字句の整理を行うほか、外国人登録原票の廃止に伴う改正でございます。

第5条第2項第2号につきましては、住民基本台帳法第30条の45により、外国人住民を住民基本台帳法施行令第30条の26により通称を定義し、外国人住民に係る住民票に係る通称が記録されている場合に、印鑑登録原票の必要登録事項として通称を追加するものでございます。

第5号につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、括弧書きを削除するものでございます。

2ページをお開きください。第8号は新設でございます。非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記、片仮名表記の一部を組み合わせた印鑑で登録を受ける場合に、印鑑登録原票の必要登録事項として、当該氏名の片仮名表記を追加したものでございます。

第6条第1号につきましては、外国人登録原票の廃止に伴う改正をし、登録可能な印鑑として通称、通称の一部を組み合わせたものを追加し、括弧書きの中は、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている場合に、印鑑登録原票の記載事項として氏名、片仮名表記、片仮名表記の一部を組み合わせたものを追加したものでございます。

第3号につきましては、第1号と同様、通称と片仮名表記を追加したものでございます。

3ページをごらんください。第10条第1項第2号につきましては、外国人登録法の廃止に伴い削除し、削除に伴う号のずれを改め、改正案の第3号では、外国人住民の印鑑登録抹消事由として、外国人住民の通称または氏名の片仮名表記の変更または日本国籍の取得以外で外国人住民でなくなったことを追加するものでございます。

第2項につきましては、第1項の改正による号のずれを改めるほか、ただし書きにより、外国人住民に対する通知の除外を規定したものでございます。

4ページをお開きください。第12条第3項第1号につきましては、外国人住民に係る住民票に通称は記録されている場合、印鑑登録証明書の記載事項として通称を追加するものでございます。

第5号は新設でございます。非漢字圏の外国人住民の場合の印鑑登録の記載事項として、当該氏名の片仮名表記を追加したものでございます。

本文の第2条につきましては横瀬町手数料条例、第3条につきましては横瀬町健康長寿祝金支給条例、第4条につきましては横瀬町行政組織条例、第5条につきましては横瀬町出産祝い金支給条例の一部改正

を定めたもので、外国人登録法の廃止に伴い、関係する部分を削除するものでございます。

また、附則につきましては、第1項ではこの条例の施行期日を定めております。

経過措置として、第2項では、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行日以前に印鑑登録を受けている外国人で、施行日に印鑑登録を受けられない者の印鑑登録を施行日に職権で抹消できることを規定しております。

第3項では、改正法の施行日以前に印鑑登録を受けている外国人で、施行日にも印鑑登録を認められる者について、氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日に職権で印鑑登録原票を修正できることを規定しております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 この改正によりまして、現時点で我が町に、当町に該当者がいらっしゃるか。その該当者の方たちにこういった変更等の説明をして、届け出をしていただくという状態、わかりやすく、やっぱり外国人の方ですので、ご家族は日本の方かもしれませんが、そういった家族の方にも理解できるようなご案内ができるようにするのか、その点をお願いいたします。

○町田勇佐久議長 いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 8番議員、若林スミ子議員の質問に対して回答させていただきます。

外国人住民の方は現在50人程度町内に居住しております。その対象者の方には、この印鑑登録法の改正というよりも、住基法の改正で、住民票に載せる関係で個人個人に通知をいたします。それで、その人たちにもわかりやすいように町のホームページに載せてありまして、ホームページは英語とか韓国語とかに変更して読めるようになっております。そのほかに、国のほうから送られたパンフレット等で、先ほどの英語、韓国語、中国語、あとポルトガル語等のパンフレットができておりましたので、それを見ていただければわかるようになっております。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第3号 横瀬町印鑑条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第5、議案第4号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第5、議案第4号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。スポーツ基本法の制定に伴い、関係規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部については担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、ただいま上程になりました議案第4号の補足説明を申し上げさせていただきます。

昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が廃止され、新たにスポーツ基本法が制定されたことに伴い、今までの「体育指導委員」が新たに「スポーツ推進委員」となりました。このことにより、横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

参考として、議案第4号資料ということで新旧対照表、お手元のほうに配付をさせていただいております。別表になるのですけれども、別表中の「体育指導委員長」の字句を「スポーツ推進委員長」に改め、なお「体育指導委員」の字句を「スポーツ推進委員」に改め、規定を整理するものでございます。後ほど議案第4号資料をごらんいただきたいと思います。

この条例は、平成24年4月1日から施行いたしますのでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第4号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第6、議案第5号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第6、議案第5号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 議案第5号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

第1条の横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、第2条の横瀬町学童保育室条例の一部を改正する条例について、児童福祉法の改正により、第6条の2が追加されたことに伴う引用条項のずれを改めるものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第5号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第7、議案第6号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第7、議案第6号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すなどの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係規定の整理をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 議案第6号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案第6号資料をごらんください。条例第1条につきましては、施行規則の規則番号が欠落しておりますので、不足番号を加えるものでございます。

2ページをお開きください。第3条第1項第1号イにつきましては、横瀬町に住所を有し、他の市町村から給付を受けている方について定めたもので、現行は給付を指定施設の移行期間終了により条文を削除し、改正案につきましては身体障害者福祉法の改正による住所地特例を追加するものでございます。

第3条第1項第1号カにつきましては、横瀬町に住所を有しない方の児童福祉法及び障害者自立支援法改正による障害児施設入所者に対する住所地特例の取り扱いの変更を定めたものでございます。

続きまして、3ページ中段になります。第3条第1項第3号につきましては、第3条第1項第1号イと

は逆に、横瀬町から給付を受け、他の市町村に住所を有している方についての住所地特例を定めたものでございます。

第3条第1項第7号につきましては、埼玉県から障害児入所給付費の支給を受け、横瀬町に住所を有する方が指定障害児入所施設等に入所している場合の住所地特例の取り扱いの変更を定めたものでございます。

4ページをお開きください。第3条第2項第2号につきましては、児童福祉法の改正による引用条項のずれを改めるものでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第6号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、本休憩といたします。

再開は11時10分。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第8、議案第7号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第7号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。第5期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の一部改正に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料について定めるため本条例の一部を改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいま上程されました議案第7号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

平成21年3月に第4期の横瀬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画に基づき、平成21年から23年度までの3年間、介護保険特別会計の運営を行ってまいりました。介護保険事業計画は介護保険の運営の基本となるもので、介護保険制度の利用状況や町民ニーズの動向等を勘案し、3年ごとに見直しを行い、策定することとなっております。平成23年度が見直しの年度に当たりまして、平成24年度からの3年間の計画の期間としまして、第5期の事業計画の策定に取り組んでまいりました。計画の策定委員会設置要綱に基づき各委員さんに委嘱を申し上げ、総務文教厚生常任委員長さんには委員長さんとして、また若林清平議員さんには策定委員としてご協力いただき、大変ありがとうございました。

策定委員会は3回開催しまして、その間パブリックコメントを経ながら、介護保険事業計画案をご了承いただきました。計画の中で、第1号被保険者の保険料についての基準額が月額4,400円となることにご了承いただいております。この保険料は介護保険給付費の50%を賄い、残りの50%を公費で負担しております。この保険料の50%のうち、21%を65歳以上の第1号被保険者が負担することとなっております。

この条例の改正の内容についてでございますが、議案第7号の資料をごらんいただければと思います。第2条の改正でございますが、第2条に保険料率が定められております。平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率を、介護保険法の施行令により第1号から第8号までの者、いわゆる第1段階から第8段階までの方の保険料額を定めるものでございます。

まず、第1号であります。世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方及び生活保護受給の方、この方の年額の保険料を2万6,400円にするものでございます。

第2号であります。世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者、この方も同じく2万6,400円でございます。

第3号であります。世帯全員が住民税非課税で、第2号以外の者の方が3万9,600円でございます。

第4号であります。本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がある方で、この方が5万2,800円でございます。

第5号の方ですが、本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方、この方が6万3,360円でご

ざいます。

第6号であります、本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方、この方が7万3,920円でございます。

2ページをごらんください。第7号であります、本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の方、この方が8万4,480円でございます。

第8号であります、本人が住民税課税で、合計所得金額400万円以上の方、この方が9万5,040円でございます。

なお、附則であります、第1項でこの条例の施行期日を制定しており、第2項であります、第2条第3号に属する者のうち、公的年金収入と合計所得金額の合計金額が120万円未満の者の保険料率を第2条第1項の規定にかかわらず3万6,960円とする規定でございます。

第3項であります、第2条第4号に属する者のうち、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者の保険料率を、第2条第1項の規定にかかわらず5万160円とする規定でございます。

第4項につきましては、経過措置でございます。

以上、説明を終了させていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第7号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第9、議案第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第9、議案第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいま上程になりました議案第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について補足説明をさせていただきます。

この議案は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更するものでございます。

議案第8号の資料をごらんいただければと思います。住民基本台帳法の一部が改正されることに伴いまして外国人登録法が廃止されるため、現行の埼玉県後期高齢者医療広域連合規約中、別表第2、第17条関係でございますが、関係市町村の負担割合が規定されている表でございます。表の備考欄に「外国人登録原票」と文言が出てきております。これを削除するものでございます。

附則でございますが、第1項で施行期日を、第2項で経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしく審議をお願いします。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第10、議案第9号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第10、議案第9号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げます。

今回の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,496万7,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,135万6,000円とするものであります。

主な概要を申し上げますと、まず歳出におきましては、間もなく完了いたします横瀬小学校木造校舎耐震補強工事に係る費用について事業費の決定により減額計上し、職員共済組合負担金を負担率の変更に伴い各費目にわたり調整したほか、省エネ対策、地球温暖化対策に向け、役場庁舎内照明灯を一部LED電球設置に係る費用を計上し、推進しております浄化槽設置整備事業費補助金を増設見込みにより増額し、町民グラウンド用地の一部ではありますが、土地所有者との交渉により、売買の成立が見込まれることから、その購入費を新たに計上いたしました。また、補助事業対象の終了による実績の見込みにより、道整備交付金、町道整備事業に係る費用を減額し、補助対象予定事業の前倒しをし、前倒し実施に伴う財源確保により、社会資本整備総合交付金町道整備事業費を増額計上いたしました。そのほか今年度の各種諸事業につきましては、順調に進んでおるところでございますが、それらのおの事業費の決定や執行実績等を見込み、それぞれ事業費等を調整し、計上いたしました。

なお、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道の各特別会計への繰出金を各会計ごとの予算執行実績見込み等を踏まえ調整し、減額計上いたしました。さらに、財源不足が生じた場合の財政運営に必要な財政調整基金積立金を増額し、予測しがたい支出に備えるため予備費を増額いたしました。

一方、歳入であります。町税において町民法人税の増収が見込まれることに伴い、増額計上したほか、各種事業に係る負担金や使用料を実績等を見込みにより増額または減額をいたしました。

さらに、国、県の事業負担金及び補助金等につきましては、各事業における交付額の決定またはこれまでの支払い実績等により調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。

また、町債ですが、各事業の事業費の変更により、補正をするものであります。

歳入歳出予算については以上でございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第2表に掲げてあります事業につきましては、年度内にその支出が終わらない見込みであることから、追加及び変更に伴い計上するものであります。

また、債務負担行為につきましては、第3表に掲げてあるとおり設定するものでございます。

次の第4表の地方債であります。町道整備事業等に係る事業費の変更に伴い、起債限度額を補正するものであります。

以上、平成23年度一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げますが、細部につきましては各担当に説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午後 零時05分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で補足説明を終了しました。

ここで本休憩といたします。

再開は午後1時10分。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時10分

〔議長、副議長と交代〕

○若林スミ子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございまして、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

便宜上、歳出から範囲を指定して進めていきたいと思っております。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

最初に、15ページ、第1款議会費から26ページ、第3款民生費まで、よろしく願いいたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、少し教えてください。まず、16ページの財政管理費、使用料及び賃借料なのですが、マイナス246万円で、財務会計システムのソフトがかなり減額になっているのですが、この減額の理由を教えてくださいと思います。

あと、17ページ、総務費の賦課徴収費、固定資産税ではなくて、税務職員の時間外勤務手当なのですが、50万円のプラスなのですが、今行政改革で残業を抑制するような進みになっていると思うのですが、50万円、どのような内容だったのか。当初予算が60万円とあるらしいのですがけれども、その追加で50万円ということですので、それを教えてくださいと思います。

それから、22ページと23ページなのですが、23ページの地域密着型サービス施設整備事業補助金がマイナスになっております。説明ですと、サービス施設ができなくなったのでということでマイナスになっているのですが、そうしますと結局県のほうの補助金もマイナスになっています。一度県のほうに予算をとってもらって、それができなかったということでお返しするというような実績が出ますと、今後について、またお願いしたときにちょっと、すぐしていただかたりするというようなことが心配されるのですが、そういうことはないのでしょうかということが1点です。

それと、あと26ページの民生費のところなのですが、保育所の管理運営事業のところなのですが、臨時

職員賃金がマイナスになっていまして、非常勤職員賃金がプラスになっているのですが、これは何かお考えが違って来たのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、27ページの衛生費なのですが、衛生費の予防費、マイナス641万円ということで、実績というところでご報告がありましたが、これは予定した人員よりも検診とかする人が少なかったのかということになりますと、事業実績の実施率がちょっと少ないと困るなと思ったのですが、その点1点お願いいたします。以上です。

○若林スミ子副議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 では、私のほうから16ページの財務会計管理事業の関係のことについてお答えをいたします。

これにつきましては、公会計制度というものが導入されまして、財務諸表の4表を作成している中におきまして資産台帳等の整備を行ったわけですが、これに伴いまして台帳の突合等行いまして、漏れがないか、あるかということで突合を行いました。それによって、漏れ等があったということで、少しシステムの導入を準備するに当たって、ちょっとそれらの関係で正確性を期するというところから、もともとなる資料でございますので、それらに対する委託の関係でございますけれども、当初では春ごろからできるだろうということでなっていたのですが、それらの、ただいま申し上げましたように、公有財産の台帳等の漏れも発見されまして、再度チェックしたり、再々チェックしまして、万全な体制で準備をしましてシステムを構築したほうがいいということで、それが秋口近くになったということで、これに伴いまして委託料を、春のものよりも月数を少しでも、節減できるものもございますので、そういうことから若干期間が短くなったということで費用が減額になったということで、いわゆる実績になろうかと思っておりますけれども、そのようなことでございます。

以上でございます。

○若林スミ子副議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 私のほうから17ページの税務総務費の中の時間外勤務手当の関係について答弁をさせていただきます。

確かに議員さんの仰せのとおり、行財政改革の中で極力時間外については努力しているところでございます。今税務課非常に忙しい時期でございます。昼間確定申告を受けて、帰ってからその処理をするというようなことで、大体定時では帰れないような状況だそうでございます。当初予算の見積もりが甘かったと指摘をされればそれまでなのですが、そのようなことで、実績に基づいてこのぐらい今後かかるということで積算をさせて、計上させていただきました。ご理解いただきたいと思います。

○若林スミ子副議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 私のほうから、23ページになりますか、高齢者介護一般事業の中の地域密着型サービス施設事業の補助金関係でございます。一応第4期の介護保険事業計画におきまして地域密着型サービス施設を予定したわけですが、業者さんのほうで土地、地主さんの関係もありまして、辞退

ということで施設整備はできなかったわけでございます。

県とのやりとりでございますが、実際まだ県には申請等は上げてはおりませんので、お金の動き等がございます。一応今後そういうことが影響あるかということは、影響はないと思います。

以上です。

○若林スミ子副議長 保育所長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

○町田 勉保育所長兼児童館長 私のほうから、26ページなのですがすけれども、保育所管理運営事業の賃金について答弁させていただきます。

臨時職員の賃金が311万1,000円減額ということなのですがすけれども、平成23年度当初予算のときに臨時職員を1名を雇いたいということで計上させていただいたのですが、応募がなく非常勤職員で対応したということで、臨時職員の賃金を減額し、非常勤職員の賃金を増額ということでご理解いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○若林スミ子副議長 大野議員の質疑中ですが、最後の質疑のところは衛生費のほうの27ページになりますので、次のを先にやりますので、お待ちください。

26ページまでで、ほかに質疑ございますか。とりあえずよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 それでは、27ページ、第4款衛生費から35ページ、第7款土木費までを行います。

質疑ございましたら、挙手をお願いいたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みませんでした。間違いました。

お聞きします。27ページなのですが、補正額が604万1,000円という額でちょっと大きいのですがすけれども、補正額の全トータルなのですがすけれども、事業実施率が、受診する人がいるのに受診率が低いと困るなと思ったのですがすけれども、その点を1つ、1点お願いいたします。

○若林スミ子副議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの4番議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

27ページの2目の予防費でございます。全体で604万1,000円の減額となっております。この減額しているところなのですがすけれども、予防接種事業、成人健診事業、法定外予防接種助成事業、次のページのがん検診補助事業、4つの事業がございます。

予防接種事業につきましては、定期的予防接種、積極的な勧奨をして、予防接種を受けてもらうような事業でございます。

また、成人健診事業につきましては、次のページのがん検診補助事業、28ページのがん検診補助事業につきましては、節目の年齢の方の子宮がん、乳がん、大腸がんの検診を行うものです。それ以外のがん検診を成人健診事業で行っております。

そして、法定外予防接種費助成事業でございます。ヒブワクチンと小児肺炎につきましては、平成23年度から新規に始めた事業でございます。子宮頸がんの予防接種につきましては、平成22年度の途中から始

めた事業でございます。

減額の金額が多いところにつきまして、成人健診費ですけれども、やっぱりがん健診の受診率等が低い
ためと思われます。

そして、法定外の予防接種につきましては、ヒブワクチン、小児肺炎につきましては打ち始めの年齢に
よって4回から1回で済む人がおります。また、子宮頸がんにつきましては、3回接種することになりま
す。

その辺の回数の見込み等ちょっと甘かったかと思えますけれども、なるべく、せっかくとった予算です
ので、予防接種、がん検診等受けていただきまして、健康増進のほうに今後努めていきたいと思えます。

以上です。

○若林スミ子副議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 31ページの地域振興拠点施設管理事業の中で備品購入費がありますけれども、今回
年度末の補正で備品を購入ということになるかと思えますが、この辺の内容をちょっと教えてもらいた
いと思えます。

○若林スミ子副議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 ただいま若林議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

道の駅で現在備品として使用しているものは、平成16年オープン当初からずっと使っているわけでござ
います。今回のこの備品購入費につきましては、冷凍冷蔵庫のゴールドテーブルということで、冷凍冷蔵
庫の機能を備えて、なおかつテーブルのところがちょっと冷たくなって、調理するような状態での台だと
思うのですけれども、その備品がある程度、平成16年からずっと使ってきました、かなりこれは消耗とい
うのは激しい部類に入る機器だそうでございます。そんな関係でもう既に2回ぐらいは修理はしているの
ですけれども、その修理が全然きかなくなってしまうということで、これから4月の花の咲く観光季節
を迎えますけれども、それに伴って早目にこれを交換しておかないと、食堂で使っているものですから、
そこで使えないということで、急遽この備品を購入するという予算でございます。

○若林スミ子副議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 道の駅につきましては、町としても使用料を毎年2,000万円ぐらいですか、取って
いるので、それなりの町の費用でもっていろいろと整備をする必要があろうかと思うのですけれども、こ
れからずっと施設の整備をしたり、あるいは備品購入したり、道の駅が本当にスムーズに営業ができるよ
うな、そういった費用面については町のほうでずっと持っていくとすれば、道の駅から施設の使用料とし
て逆に町がもらっている、その金額についてもある程度の時点では見直さなくてはいけないのかなと思う
のですけれども、そういうことについてはどんなふうを考えておられるのか、その辺をちょっとお聞かせ
願います。

○若林スミ子副議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 それでは、答弁させていただきます。

今現在地代として2,040万円でしたか、その金額が入ってきているわけですが、今現在道の駅は指定管理者というような形で、果樹公園あしがくぼの会社のほうにお願いをしてやっているわけですが。いろいろとこれからも、ある程度年数たってきましたので、こういった備品等も多く入れかえをするというような時期が来ているかと思えます。また、既に施設の塗装についても大分外から見て傷んでいるというような、そういったこともありますので、それと比例して備品等も同じような状態なのだろうというようなことを考えまして、今現在有限会社果樹公園あしがくぼとある程度話し合いを持ちまして、町で持つもの、それから会社のほうで持つもの、そういったものもある程度すみ分けをして、それから土地代として町に入ってくるお金につきましても、その辺のある程度見直しもしましよというようにことで、今現在、これから決まると思いますがけれども、その話し合いを持っていきましようかというような話も出ています。その辺を頭に置いて、これから維持管理のほうもしていかななくてはならないかと思っております。

○若林スミ子副議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 次に、36ページ、第9款教育費から44ページ、第12款予備費まで、質疑のある方。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 41ページ、町民グラウンドの土地購入費1,643万9,000円について詳しく説明をお願いしたいと思います。

まず、購入面積と単価、そしてこの買収に伴って、この区域が都市計画区域なので、公払法を使っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○若林スミ子副議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 5番議員さんの町民グラウンドの土地購入費についてのご質問でございます。

購入の面積でございますが、4筆、907平米でございます。単価につきましては、町の購入単価で算定をしてございます。

それから、公払法ということでございますが、現在その申請をしているような状況でございます。まだはっきりしたことは来ておりませんが、使って買収をするように今進めたいと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子副議長 他に質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいまご回答いただきました。907平米ということでございまして、平米当たり約1万8,124円というような金額になるかと思えます。坪当たり5万9,800円ぐらいでしょうか。となりますと、この辺で公払法を使っていただきますと、地主さんも今の譲渡所得ということで普通に売りますと、どうしても2割の税金というのが取られてしまいます。ですから、例えば公払法による購入ですと1,500万円の控除がありますので、その辺をきのうの一般質問でも申し上げましたが、ぜひ役場に、地主さんが貸してよかったというような結果が得られるようにぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子副議長 他に質疑ございますでしょうか。

1 番、富田能成議員。

○1 番 富田能成議員 包括的なことなのですからけれども、よろしいでしょうか。

○若林スミ子副議長 それは後でやりますので。

○1 番 富田能成議員 後でやりますか。では、そのときにします。

○若林スミ子副議長 ほかにいかがでしょうか。ここまでよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、歳出に対する質疑をひとまず終わりにいたします。

続きまして、歳入全般についての質疑をお願いいたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 ないようですので、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたら、お願いいたします。

1 番、富田能成議員。

○1 番 富田能成議員 では、質問させていただきます。

では4ページ、歳出全般に関してなのですからけれども、今回の補正でほぼほぼ金額的には大きく動かないであろうという前提でお伺いするのですが、補正前の金額がトータルで33億9,600万円ですと、補正額トータルしますと大体3,500万円マイナスになっています。ただ、この中には予備費の6,100万円、それから財政調整基金に入れている2,000万円の積み立てというのがありますので、資金ベースで考えると1億1,600万円が実質的には補正前と変わっている金額だと理解します。1億1,600万円というのは33億9,600万円の大体3.3%か4%ぐらいなのですね。まずお伺いしたいのは、この水準の評価、適正と考えられるのか、多いのか、少ないかという評価をお伺いしたいのが1点。

もう一つが、トータル、全体を見てその理由ですね。当初と差異が生じるというのは、減額の場合には多分3パターンぐらいしかなくて、当初予想が甘かったが1つで、もう一つが、うまく切り詰めた運営ができた、それからもう一つが、事業の積み残しが幾つかあった。恐らくそのどれかには入ってくるのだらうと思うのです。もちろん個別の評価というのがあって、全体でというともまた違うのかもしれませんが、その辺の包括的な評価をぜひお伺いしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○若林スミ子副議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今大体10%ぐらいになるわけですが、1億幾ら。

〔「1億1,600万円です」と言う人あり〕

○渡辺利夫副町長 3%ぐらいの額になるわけですが、少なくとも事業の積み残しというのはない状況です。

それから、繰り越しも幾つかあるのですが、繰越額については当初から繰り越す予定の予算等がありまして、それは、例えば後から補正して実施したものです。それと、多くの事業の中で、今各課に伝えているのは、事業、例えば入札して入札差金が出たとか、こういう事業をやって、これだけの委託料がへっこんだとか、そういう分については、この際だから使ってしまうということは絶対しないで、また次の年

度、予算をちゃんと組み立てて、議会のほうにも説明して予算を使うようにという今指示を出しています。そういうことで、補正減を恐れるなということ今指示出していますので、そういったことで、町の職員が事業をちゃんと実施しなかったとかということではなく、今事業を実施するようにしています。

それから、医療費関係とか契約関係については、急になくて出せなかったとか、そういうことがないように多少は毎年多目に予算の枠取りはしてはしまして、どっちかということこれは枠取り予算というような感じがあります。先ほど、検診を受けたいのに受けられないとか、そういうことが起きないような、多少そういうものについては枠取りでとっていますので、どうしても最終的に決算のときに額の減額というのは起こるとい状況です。

以上です。

○若林スミ子副議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ご答弁ありがとうございました。補正減を恐れるなというのはすばらしい言葉だと思います。

私の質問は以上です。

○若林スミ子副議長 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 同じ質問なのですけれども、同じ箇所の質問ですが、今副町長さんのお考えは、補正減を恐れるな、枠取り予算であるということでご説明があったのですが、私は公務員のときにやっぱり予算書を幾つかつくりまして、最終的に思ったことは、予算はやっぱり、予算だからいいかげんにつくらないで、例えば100万円で見積もり、100万円の工事に対して例えば80万円で落ちるかもしれないといったときには、では100万円とおこうではなく、80万円だとちょっと危険だから、では85万円とか90万円ということで、なるだけわかる範囲で一生懸命真実の数字というものをつくっていくことが大切だということを実感したことがあります。なぜならば、ことしの税金はことしのうちに住民に還付するという大前提があるわけですね。そして、もしそれでこのマイナス部分を、例えば今回3,400万円ですが、この3,400万円のうち、例えば2,000万円でも当初予算に繰り入れられてあっていたらば2,000万円の事業ができたわけです。ですから、私は今先ほどの副町長の枠取り予算であるというその考えについては、私が今までコメントして考えたこととちょっと違うので、その辺のことをお聞かせいただければと思います。

○若林スミ子副議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 枠取り予算と、事業の例えば執行における残余というか、減額とはちょっと意味が違ひまして、枠取り予算というのは、先ほど言ったような、例えば給付だとか予防注射だとか、そういったものについては枠取り的な傾向がある。それから、もう一つ、例えば500万円を予算とおいて、ある程度500万円かかるだろうという仕事を発注すると。そうした場合、例えば400万円で事業ができた。目的を達成したと、そういうものについては減額せよということで話しています。

大野議員さんが仕事していたところと多分今大きく違うのは、発注した場合の請負率とか委託率といったものが結構大幅に落ちます。例えば、100万円の設計をして、80万円ですとったとかという場合がほとんど、多くなっています。その場合、大野さんも職員だったからわかると思うのですが、100万円の予算がなけ

れば、100万円の設計額で発注できません。だから、もともと例えば80%ぐらいで落ちるだろうということとで予算をつくるということはあり得ないと言うとおかしいですけども、そういうことは、例えば我々と業者さんとが対等な関係で契約を結ぶという中でもともと80%切って発注するということはできませんので、どうしてもそういった減額補正というのは生じると思います。

そのときに、例えば、では余ったからすぐに、ではここの舗装をちょっと足すかとかという場合は、例えば延長を延ばすとか、そういう場合はまた新たに発注していいということでは言っていますが、そのついでに、ではちょっとこっこの備品を買おうとか、ではここを舗装しておいたほうがいいのかから舗装しておこうとか、そういう考えで増額はしてはいけないということで今各課には言っています。要は、全体計画があるものについては延ばしてもいいよ、全体計画がないものについてはお金を使ってはいけないということでは指導しています。

以上です。

○若林スミ子副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第9号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子副議長 日程第11、議案第10号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第11、議案第10号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ392万8,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,765万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、これまでの予算執行実績などから一般被保険者療養給付費を減額計上し、退職被保険者等療養給付費を増額計上したほか、一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費を増額計上いたしました。また、特定健康診査等事業費を受診者実績等により減額計上し、一般被保険者保険税還付金及び退職被保険者等保険税還付金を支給実績等により減額計上し、さらに予備費を減額計上いたしました。

次に、歳入であります。歳出において保険給付費の補正を行ったことに伴い、被保険者等の保険給付費等について交付される療養給付費等負担金を減額し、療養給付費交付金を増額計上いたしましたほか、各交付金などの交付額が決定したことにより調整を行い、財政調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、特定健康診査等負担金及び一般会計繰入金など、それぞれ減額または増額計上いたしております。

以上、平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時51分

○若林スミ子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑をお願いいたします。

質疑の際はページ数をお示しく下さい。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第10号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子副議長 日程第12、議案第11号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第12、議案第11号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,694万円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,409万2,000円とするものであります。

歳入歳出補正予算の主な内容を申し上げます。まず、歳出では保険給付費の支払い実績などから各項目について調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。なお、居宅介護サービス給付費につきましては、利用者の増加により増額、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費においては、利用者の減少により減額となっております。

一方、歳入におきましては、保険料を現在の収納実績などから減額計上いたしました。また、保険給付費の予算執行実績などによりまして国県支出金、支払基金交付金などのほか繰入金を調整し、それぞれ減額または増額計上いたしました。

以上、平成23年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時03分

○若林スミ子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑をお願いいたします。

質疑の際はページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第11号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで本休憩といたします。

再開は2時15分からといたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

〔副議長、議長と交代〕

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第13、議案第12号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第13、議案第12号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ94万6,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ8,608万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の主な内容でございますが、歳出におきましては後期高齢者医療広域連合負担金を増額し、事務的経費を減額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、現在の収納実績などから保険料を減額または増額計上したほか、一般会計からの繰入金を予算執行実績などから調整し、減額いたしました。

以上、平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいただきます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時18分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際はページ数をお示しください。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第12号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第14、議案第13号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第14、議案第13号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,147万1,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,636万1,000円とするものであります。

歳入歳出補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、事業執行実績などから工事請負費及び下水道施設の維持管理費などを減額計上いたしました。

一方、歳入では、事業費の減額補正に伴い、国の補助金、一般会計繰入金及び事業債を減額計上いたしました。

なお、地方債ですが、事業費の減額に伴い、第2表のとおり改めるものであります。

以上、平成23年度下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時24分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際はページ数をお示してください。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 8ページ、歳出のほうのただいま説明がありました事業費で、2日施設維持管理費の検査手数料が割り引いていただいたので減額ですということですが、この検査のというのは水質の検査。よく、回数をふやせば、その分、いつもの年度より多くやっているから割り引きますよということ、逆というか、去年などはあいつた地震もありましたので、そういった検査のことなのか、それとも施設自体のこういう耐用年数というか、施設自体が大丈夫という、どういう内容の検査なのか詳しくお知らせください。

○町田勇佐久議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 8番、若林議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

検査手数料の減額ということでございますが、先ほど若林議員さんが言われましたように、検査にはさまざまな検査がございます。ここで言っている検査は放射能汚染の検査料ということでご理解いただければと思います。当初その放射能検査1回当たりが4万2,000円ぐらいかかっていたのですけれども、かなりいろんな自治体でもそこに検査を委託するというような形になって、同じような検査を早くできるというようなこともあったのだと思うのですけれども、4万2,000円が2万1,000円に減額されたということで、途中から減額されたのですけれども、そういうようなことがありましたものですから、検査料の減額ということで上げさせていただきました。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第13号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第15、議案第14号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第15、議案第14号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の補正でございますが、今回の補正は既決予定額から収入支出それぞれ247万2,000円を減額し、本年度予算総額を収入支出それぞれ2億477万6,000円といたしました。

主な内容について申し上げますと、支出においては、水道事業費用において職員共済組合負担金を負担率の変更に伴い増額し、消費税を増額したほか、これまでの予算執行実績などから各項目にわたり不用となる経費を減額いたしました。また、簡易水道事業費用において、現在までの執行実績などから上水道施設の維持管理等に係る経費などを減額計上したほか、予備費を減額計上いたしました。

一方、収入では、水道使用料の減少に伴い、水道料金を減額計上いたしました。

資本的収入及び支出でございますが、まず資本的支出につきましては、既決予定額から352万3,000円を減額し、本年度支出総額を1億1,200万5,000円といたしました。

一方、資本的収入は補正はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額などで補てんするものを第4条のとおり改めるものでございます。

また、棚卸し資産の購入限度額につきましては、第5条に定めるとおり改めるものでございます。

以上、横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げました。細部につきましては、担当より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時33分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際は、ページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第14号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第15号～議案第20号の上程、説明

○町田勇佐久議長 お諮りいたします。

日程第16、議案第15号から日程第21、議案第20号まで、いずれも関連性がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算、日程第17、議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第18、議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第19、議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第21、議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算、以上の6議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 3時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、町政運営に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程いただきました平成24年度一般会計予算及び各特別会計予算の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に関する施政方針を明らかにし、議会を初め町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、昨年、3月11日に東日本大震災が発生しました。折しも3月議会の最終日のことであり、この議場が騒然としたことが思い出されます。この地震と大津波、続いて発生した原子力発電所の事故は事前の想定をはるかに上回る大災害となってしまいました。

この災害に対して、国では、昨年、被災地の復旧・復興を図るため、1次から4次合わせて14兆5,000億円の補正予算を計上しました。平成24年度予算におきましても引き続き、復旧・復興に全力で取り組んで行くとのことであります。

私も、同じ国に生きる者として、国民全体で、東日本の復興について考え、この復興を支え、対応していかなければならないと考えています。

一日も早く被災地が復興することを願っております。

次に、社会経済情勢であります。東日本大震災のショックから徐々に持ち直していた景気が、歴史的な超円高と欧州を震源とした海外経済の悪化、タイの洪水等の影響を受けて、昨年秋に足踏み状態に陥り、

最近では円高修正による若干の回復の兆しが見られるものの、先行きを見通せない状況です。

一方、国におきましても、震災復興や原子力発電所の事故への対応、消費税率引き上げを伴う社会保障と税の一体改革、環太平洋経済連携協定いわゆるTPPなど、一刻の猶予も許されない課題を抱えております。

今後、山積している課題を解決し、経済を一刻も早く回復軌道に乗せ、国民に明るい未来を提示できるように努めていただきたいものであります。

このような中、国政の停滞は地方財政にも大きな影響を与えており、平成22年に閣議決定した「財政運営戦略」によりますと、地方の歳出については、平成23年度から25年度までの間、平成22年度歳出と実質的に同水準を確保するとしていますが、現在の不安定な政治情勢や国財政の硬直化を考慮すると、国に多くを期待できる状況ではありません。これからも動向を注視しながら、地方の声が国の意思決定に反映されるよう努力してまいりたいと考えております。

このように厳しい社会情勢の中、当町といたしましては、行財政改革を強力に推進して事業予算の確保に努め、「選択と集中」の理念のもと、各種事業を着実に展開してまいる所存であります。

次に町政の運営方針について申し上げます。本町が厳しい社会・経済状況を踏まえ持続可能な自治体であり続けるためには、昨年の所信表明で申し上げましたが、「住民主体のまちづくり」「職員の質の向上及び組織の活性化」「財政の健全性の確保」が重要であります。特に、「住民主体のまちづくり」は、町政運営の基本であります。私は、「第5次横瀬町総合振興計画」を実行するための3つのキーワードの1つに「絆」を掲げました。横瀬町が活性化し、より一層住みよい町にしていくためには、町民の方々が互いに心触れ合い、力を合わせる「絆」が必要であり、町政運営は「住民が主体である」という理念を根底に据えて「絆」を深めることが何よりも重要であると考えたからであります。

そこで、3つの柱を基礎に、平成24年度は、町民の皆様と「絆」を深め、協働という考えに立ち、「自分のことは自分で守る」という「自立」する心と、時代の変化に即応した新たな政策を企画立案していくという「創造」する力を生かしたまちづくりを進めてまいる所存であります。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、「第5次横瀬町総合振興計画」と直面する行政課題への対応を図るための重点施策を申し述べます。

その前に、平成23年度主要施策の進捗状況についてご報告申し上げます。横瀬小学校木造校舎の耐震補強事業につきましては、耐震補強及び外壁塗装がおおむね終了し、内装工事を残すのみとなりました。4月の新学期には使用できる予定となっております。3月下旬には、中学校の金工木工室を除いて、小中学校の耐震補強、エアコンの設置及び太陽光発電パネルの設置が終了いたします。

町道の整備につきましては、ウエルシア東側の改良が竣工したことにより、姿地区の町道整備が計画どおり完了いたしました。現在、5号線、9号線の歩道設置及び横瀬町南側の3167号線の改良に全力を挙げて取り組んでおります。

法定外予防接種費助成事業につきましては、乳幼児のヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの補助は4月から開始し、ワクチン不足により接種が控えられていた中学校1年生から高校1年生を対象とした子宮頸がんワクチンの補助は、7月から再開して助成しております。

それでは、平成24年度の重点施策についてであります。大きく3つのプロジェクトに分けて説明申し

上げます。

最初の重点施策は、●「魅力プロジェクト」であります。

里山の景観を残す「寺坂棚田」は、現在利用されている棚田としては埼玉県内最大級であり、重要な観光資源であります。この棚田を活用して地域の方々が行う季節に合わせたイベントを支援し、都市住民等との交流促進や、農地の保全を図るとともに、観光資源としてPRいたしまして、横瀬町の魅力を全国に発信してまいります。

また、ウォーターパーク・シラヤマは、県による水辺再生事業が完了したことから、トイレを改築し、利便性を高めるとともに、町民の方々に一部エリアを提供して、花によるまちづくりを進めてまいります。

さらに、町外の音楽団体やスポーツ団体等に対して合宿地として町内施設の利用を拡大することにより、町内各種団体との交流が促進されるとともに、町内旅館・民宿業を初めとする商業・観光業などの活性化に寄与するものと考えております。平成24年度は、音楽団体等の意向や町内施設の現状を調査、検討いたしまして、合宿誘致に向けた基本的な方針を盛り込んだ計画を作成いたします。

また、「道の駅果樹公園あしがくぼ」は、農林産物や加工品の販売施設として、また雇用の場として地域の振興を図る上で重要な施設となっています。平成24年度は直売所拡張工事とともに、引き続き木造施設の塗装修繕工事などを実施して、観光客の利用拡大を図ってまいります。

続きまして、●「絆プロジェクト」であります。

山口浄水場に隣接する農用地は、昨年、県から買い入れたものですが、この町有地を体験農園として貸し出すことによって、多くの方々が野菜や花の植栽を通して、自然に触れ合い、農業に対する理解を深めるとともに、交流の場として利用していただきたいと考えております。

健康づくりにつきましては、横瀬町のイメージキャラクターであるブコーさんを町民の身近な存在として浸透させるとともに、町民の健康増進や体力向上を図るため、子供からお年寄りまで、だれもが親しみやすく気軽にできるオリジナル体操の制作に取り組んでまいります。

また、子供医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費支給事業につきましては、その窓口払いの廃止に向けて、秩父郡市1市4町で平成25年4月からの実施に向けて協議を開始いたします。

AEDにつきましては、町民グラウンドや旧芦ヶ久保小学校などの、不特定多数の方が利用する交流施設に設置して、町民の安全確保を図ってまいります。

また、横瀬町国民健康保険に加入の方の特定健康診査は、横瀬町特定健康診査等実施計画に基づき町が実施しております。平成20年度に作成した計画が24年度をもって期間が満了となりますので、平成25年度から29年度までの5カ年の計画を策定してまいります。

続きまして、●「希望プロジェクト」であります。

計画を進めておりました芦ヶ久保赤谷地区の上水道整備につきましては、国の補助金を活用し、平成24年度から工事に着手してまいります。工事期間は、平成26年度までの3カ年を予定しております。

また、公共下水道の整備につきましては、供用開始区域内の水洗化率が81.5%と順調に推移しております。認可区域内の工事も計画どおり進んでおりますので、エリアと財政計画を見直し、次期整備計画を作成してまいります。

災害に対する備えにつきましては、東日本大震災が多くの教訓を与えてくれました。1つは日本じゅう

どこであっても想定を超える災害が広範囲に及ぶ可能性があること。2つ目は、災害に対して住民一人一人が助け合い、できる限り被害の拡大を防ぐ必要があるということでもあります。このため自主防災組織の設置、防災に関する物資・資材・機器の備蓄、地域防災計画の見直しなど防災体制の充実に取り組んでまいります。関連事業といたしまして町民会館のホール天井の耐震補強及び中学校の金工木工室の耐震設計を行います。

また、原子力発電所の事故に伴い、省エネルギーに対する国民の関心が高まっております。このため太陽光発電システムに加え、LED電球等の購入費の一部を補助してまいります。

高齢者などの交通弱者の増加対策につきましては、公共交通の確保が重要であると考えています。現在、町内の路線バスは、5路線運行しておりますが、公共交通（バス路線）を見直し、町民が真に求める地域公共交通を導入するため、利用者等の動向調査、実証運行等を行い公共交通手段の検討をしてまいります。

続きまして、予算の概要を申し上げます。

本町の財政状況であります。人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費の予算額は、13億8,705万8,000円で、前年度と比較して2.6%減となっております。これは行財政改革や、職員の定員適正化計画に基づき人件費等が大幅に減少したことが要因であります。しかしながら、公債費は、給食調理場の元金償還が開始するなど、今後も増加傾向にあります。また、義務的経費の歳出に占める割合は44.2%で、前年度と比較して1.3%低下しているものの、歳出総額の半分近くを占めていることに変わりはなく、依然として本町の財政は厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、予算編成に当たっては、既存事業にとらわれず真に町民が必要としている事業に重点を置き創意と工夫による、これまで以上にスリムな予算編成に心がけるとともに、「事業仕分け」や「行政評価」により点検が行われた事業については、その内容を確認し、結果をできるだけ予算に反映いたしました。また、その他の事業については、客観的な視点から見直しを図るなど、安易な前例踏襲による考えを払拭して編成をいたしました。

その結果、平成24年度の予算規模は、一般会計31億3,700万円、特別会計19億5,810万5,000円、水道事業会計3億4,217万3,000円といたしました。

まず、一般会計歳入の主なものを申し上げますと、現年課税分の個人町民税は、景気低迷の影響などから依然として伸び悩みの状況が続いている状況の中で、新年度は、3億6,111万円を見込み計上いたしました。前年度と比較し、0.3%、120万円の減収となっております。法人町民税につきましては、5,813万6,000円を見込み計上しました。前年度と比較して、31.9%、1,406万5,000円の増収となっております。

また、固定資産税につきましては、土地価格の下落、家屋評価の下落、新築住宅の伸び悩みにより、3.5%の減収を見込み、5億9,401万3,000円を計上いたしました。

なお、町税全体の歳入見込額は、10億9,752万1,000円でございます。一般会計歳入予算35.1%を占めるものとなっております。

また、前年度と比較いたしますと、0.5%、605万9,000円の減収となっております。

次に地方交付税交付金であります。普通交付税8億1,480万円、特別交付税9,850万円、合わせて9億1,330万円を計上いたしました。前年度と比較し、15%、1億1,930万円の増額となっております。予算ベースでは増額となっておりますが、平成23年度の決算見込額と同額を計上いたしました。

また、国庫支出金につきましては、2億3,900万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して、13.6%、3,752万1,000円の減額であります。減額の要因は、子ども手当の法律改正により、子ども手当国庫負担金が前年度と比較して30.7%、5,095万1,000円の減額、また、道整備交付金が平成23年度で終了したため、2,850万円の減額となったことによるものであります。

さらに、町債につきましては、事業費の減少に伴い、前年度と比較して、16.2%、4,898万1,000円の減額を見込み、2億5,281万9,000円を計上いたしました。

次に歳出であります。まず、人件費につきましては、総額で6億8,972万円を計上いたしました。人件費が一般会計歳出予算総額に占める割合は、22.0%となっております。

また、前年度と比較いたしますと、4.4%、3,167万3,000円の減額となっております。要因につきましては、退職者が前年度と比較して多くなっていることによるものであります。

次に、物件費であります。総額で5億2,504万4,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、2.5%、1,354万9,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、平成23年度は住民基本台帳管理システムの改修、固定資産税賦課事業を実施したことによるものであります。

次に、扶助費であります。総額で3億7,477万7,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、4.7%、1,847万9,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、子ども手当の法律改正に伴い、支給額が変更になったことによるものでございます。

このほか、補助費につきましては、広域市町村圏組合負担金及び地域密着型サービス施設整備事業費補助金等の減額に伴い、前年度と比較して、14.7%、7,809万2,000円の減額となっております。

普通建設事業費につきましては、道の駅果樹公園あしがくぼの改修工事費、ウォーターパーク・シラヤマのトイレ修繕工事費等を予算計上したことに伴い、前年度と比較して、25.3%、4,209万3,000円の増額となっております。

また、公債費につきましては、4.3%、1,325万4,000円の増額となっております。

次に特別会計であります。それぞれ前年度実績等により精査をし、予算計上いたしました。国民健康保険税につきましては、前年度とほぼ同額の1億8,420万8,000円を計上いたしました。介護保険料及び後期高齢者医療保険料につきましては、介護保険料が7.9%、932万2,000円の増額の1億2,755万8,000円、後期高齢者医療保険料は、9.5%、640万円増額の7,380万円をそれぞれ計上いたしました。いずれも保険料の改定に伴い、増収見込みとなっております。

なお、保険給付費につきましては、前年度と比較して、国民健康保険特別会計では1.0%減少し、介護保険特別会計では3.0%増加いたしております。また、後期高齢者医療特別会計の広域連合負担金は、前年度より9.8%の増加となっております。

下水道特別会計につきましては、下水道接続率も順調に推移しておりますことから、使用料及び手数料は、前年度より7.7%の増収を見込んでおります。事業費につきましては、管渠築造工事費など前年度とほぼ同額を計上いたしました。

次に水道事業会計であります。人口減少や節水志向などから、収益的収入の水道料金収入につきましては、前年度より2.7%の減収を見込み、1億9,098万5,000円を計上いたしました。

なお、主な事業につきましては、第5期拡張に伴う中井浄水場の築造工事、姿見山浄水場2号ろ過池砂

入れかえ業務委託及び生川に添架してあります南水管橋布設がえ工事などを予定しております。

以上、今後の町政運営に関する施政方針及び平成24年度予算概要等について述べさせていただきました。

我が国においては、経済情勢の不安定さに加え、政局は混迷を深めております。地方においては、このような状況のときこそ行政運営の手腕が問われる時代であると感じております。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 町田勇佐久議長 以上で、町政運営に対する町長の施政方針並びに一括上程されました平成24年度予算6議案の提案理由の説明を終わります。



◎施政方針に対する質疑

- 町田勇佐久議長 ここで、町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑については、別に時間を設けてありますので、その際お願いいたします。ございますか。

1番、富田能成議員。

- 1番 富田能成議員 1点質問させていただきます。

4ページなのですが、中ごろ、「(平成24年度重点施策)」の上で、「以上のような基本的な考え方を踏まえ、「第5次横瀬町総合振興計画」と直面する行政課題への対応を図るための重点施策をもうし述べます」とあるのですが、ここで言う「直面する行政課題」というのは具体的に何を指すのかということをお教えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

- 町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

- 加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきたいと思います。

私が今一番感じておりますのは、具体的なものではなく、前段で述べさせていただいております町と、それから住民の皆さんの協働、そうしたものの考え方がいまだ成立をできていないということを強く感じております。町が何かしていればいいやという住民の皆さんの気持ちがある限り、横瀬町の存続というのは大変危ういのではないかとこのように私は常々感じております。我々も情報発信の不足ですとか、いろんな部分での努力が足りない部分もあろうかと思っておりますけれども、住民の皆さんともっと寄り添いながら町政運営ができないものかということを常に感じております。具体的な行政課題についてはハード面等々でいろんなものがありますけれども、私のこの施政方針の中で一番心がけていきたいものは町民、住民の皆さんとの協働をつくり上げることだというふうに今思っております。

- 町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

- 12番 若林清平議員 ただいま町長の施政方針を拝聴いたしました。大変よくできていると思っております。ただ、きのうからちょっと議論にもなっております三菱マテリアルの瓦れき、木くずのことに全然触

れていないです。これは町にとっては大変重要な問題だというふうに私自身は思っております。それで、町民の安心と安全をどういうふうにつくっていくのか、この辺がやはり盛り込まなければいけないのかなど、そんな気もいたしました。その点につきましてはいかがお考えかお聞かせ願いたい。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 答えをさせていただきます。

その件につきましては、私も若林議員さんと同じ気持ちは持っております。言葉として表現するのは非常に難しいわけですが、1ページの最下段のところと同じく似ているものとして、「東日本の復興について考え、この復興を支え」という、そういう文言を特に入れさせていただきました。そういったことを含めて、我が町でもできることは積極的に取り組まなければいけないという決意でございます。

○町田勇佐久議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今の町長の答弁であります。ぜひこれから、早く25日に試験燃焼があります。それから、この放射能関係につきましては、万全を期しても、やっぱり将来に禍根を残してはいけないなという、そういう気がしております。それと、やはり三菱の工場でやるからというだけでなく、そこに働く人の立場も考えていきますと、どうしても安全最優先の課題かなという気がいたします。ぜひこれから、県が中心になってやるわけですが、横瀬町としては県のほうにそういった町民、あるいはその仕事に従事する人たちの安全を含めて、ぜひ強い要望を申し上げていただきたい、一言申し上げておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 1点お願いいたします。

6ページの5行目、さらに町外の音楽団体やスポーツ団体等に合宿地として使っていただく、こういったことも、都心からはちょうどいい場所でもあります。12区の公会堂などもよく、大学の方たちが何かセミナーで年に何回かやはり使ってください。そういったことで、町内の旅館とか民宿業さんをも少しあれして、民宿さんってどこにあるのかな、旅館さんも、町民グラウンドの近所にある旅館さんも、「何かこのところはそういうスポーツ団体の方たちは泊まらないんだよね。横瀬のグラウンドは使うんだけど、泊まるのはもうちょっと奥へ行っちゃうんだよね」という形なので、そうしたところでよく事業主さんの、そういった、やってあげたいけれども、やれないというような、そういうこと。果たして町内にそういった旅館さんが積極的に頑張っていけるのかなというのは本当に心配なのですが、ぜひともそういった関係の方たちと連絡を強めていただき、このようなことを実現していただくには、横瀬町は本当に観光、それからそういった人の交流がたくさんできる場所を提供できる地域だと思いますので、そのようなことでもおもてなしを持ちながらやっていくことは大事だと思いますので、ぜひともこの点は一番星にさせていただいて、取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私も町の課題として、交流人口の増加というのは積極的に図らなければいけない事項の一

つだというふうに思っております。人口減少という避けて通れない問題もあります。そうしたものを補っていくためにも、交流人口の増加は図っていかねばならないということを強く思っております。

大学あるいは音楽の団体、あるいはスポーツの団体、いろんなところとの取り組みを模索しながら、また町内の業者さんとも連携をしながら、交流人口の増加を図ってまいりたいというふうに思っております。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 私も今若林スミ子議員さんのご意見と一緒にございまして、町外の音楽団体やスポーツ団体が合宿地として町内施設を利用するというところでございます。私の情報ですと、アンダーフォーティーンサッカーフェスティバル2012というのでこの3月31日から4月4日まで秩父市でサッカーの大会があるそうです。ちなみに、横瀬町にもそのチームが宿泊するという話を聞いております。たまたま、それでもまだ泊まる場所は足りないというところで、個人的に私のところの旧13公会堂も貸してほしいということで提供することになりまして、3月31日には37名、これは東北の青森山田というチームです。それから、4月2日が79名、これは青森山田、ベガルタ仙台、福島チームと埼玉県のチームというふうな形で具体的にになってまいりましたので、ぜひ来年もずっとこういうフェスティバルができるような形で横瀬町も応援していただければと思うところでございます。どうか町長さんのこの思いを届けていただくようによろしくお願い申し上げたいと思います。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私もただいまのお話は情報としていただいております。既にそうした動きもあるようでございますので、やっぱりこの受け入れ方の問題もあろうかと思っております。その辺、地元の皆さんとも相談をしながら、積極的に取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、以上で町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。

◇

◎延会の宣告

○町田勇佐久議長 ここで、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

延会 午後 3時28分

平成24年第1回横瀬町議会定例会 第5日

平成24年3月12日（月曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算、議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算の説明、質疑

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
加藤芳男	参事兼 まち 経 営 課 長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
木崎泰明	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	村越和昭	教育次長
一柳俊一	代 表 監 査 委 員		

本会議に出席した事務局職員

富田等	事務局長	町田祥明	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 町田勇佐久議長 皆さん、おはようございます。
引き続きご苦労さまでございます。
全員の出席でございます。ただいまから会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 町田勇佐久議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第15号～議案第20号の説明、質疑

- 町田勇佐久議長 ただいま一括上程されました平成24年度予算6議案の審議中です。
それでは、ここで慣例に倣いまして休憩をし、休憩中に各担当より新年度予算6議案の補足説明をいたさせます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午後 1時00分

- 町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいま休憩をして補足説明中です。前例に倣い休憩をして、補足説明を続行します。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 2時39分

- 町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
新年度予算6議案の補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。
議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算に対する質疑からお願いをいたします。
便宜上、歳出から各款ごとに進めていきたいと思っております。
なお、質疑の際はページ数をお示してください。

初めに、第1款議会費。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 議会費の中で、委員会活動費をほかの形に振りかえてという説明があったのですが、その辺のことについて、どういう考えのもとに委員会活動費をほかに振りかえたのか、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○町田勇佐久議長 富田局長。

〔富田 等事務局長登壇〕

○富田 等事務局長 議会費の中で、委員会活動費の従前は負担金という形で、議員1人当たり2万円ということで委員会活動費を予算計上しておりました。しかしながら、その計上が実際には公費負担というようなことで、バス代であるとか有料道路代であるとか、あるいは委員さんが宿泊をした場合の宿泊費であるとか、そのように細部にわたってのほうがよいというような方向になりましたので、その辺を委員会活動費負担金を24万円を減額しまして、それぞれに旅費の部分で宿泊費の部分、それと費用弁償、日当、県外に行った場合に日当が出ますので、日当の部分、それからまた使用料、賃借ということで、バス代ということでの計上等を行いました。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 大体内容的にはわかるのですが、今まで委員会活動費として計上してきた。なぜそういう計上してきたか、その経緯はご存じかと思うのですが、以前議会全体に対しての研修費が出ていた時期がありました。しかしながら、それよりも各委員会ごとに視察研修をしたほうがいいたろうということで、委員会活動費として計上してきた経緯があります。本来ですと、委員会の活動を小さいながらも活発にしていくことが私は議員活動の中では必要だというふうに思っておりますが、そういう意味からいけば、委員会活動費として計上しながら、それぞれの委員会の活動を活発にしていく、そのことが必要ではないかというふうに思うのですが、その点についてはどんなふうに考えておられるか、お聞きいたします。

○町田勇佐久議長 富田局長。

〔富田 等事務局長登壇〕

○富田 等事務局長 12番議員さんの再度のお尋ねでございますが、それぞれの委員会活動として、バス、あるいは宿泊というようなことも活用はできますので、あくまでも費用的な部分においては、従前24万円という数字だったのですが、それよりかは膨らんでありまして、委員会活動として活動はできるといって、前と変わらず活動はできると考えております。

○町田勇佐久議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今の局長の説明で各委員会ごとでもできるという、そういうことですが、議会費の中で一括して計上してあれば、多分議員の数も12人で少ないからすべて議会全体として研修視察を行う、そういう方向に考えて計上したのではないかと思うのですが、そういうことはないですね。その辺だけちょっと、あくまでも委員会活動費の延長線上として議会費の中に入括して計上してあるけれども、

各委員会の活動がスムーズにできるように、そういう配慮のもとに計上したという、そういうとらえ方でいいのか、その辺を最後確認しておきたいと思います。

○町田勇佐久議長 局長。

〔富田 等事務局長登壇〕

○富田 等事務局長 これにつきましては、やはり各委員会がスムーズに活動できるように、また公費を使ったものが明瞭化されるように改めて振りかえたというようなことでございます。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、次に第2款総務費に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、数点お聞きいたします。

まず、ページが34ページ、次の37ページのホームページのところも更新料の委託料のことも関係するのですけれども、35ページの職員研修負担金4万3,000円であるのですが、町長の施政方針で職員の質の向上ということをきのうお話がありました。私は、研修が一番質の向上には効果的かなと思いますので、いろいろな研修をしていただきたいなと思っていたのですが、金額が同額ということで、そこら辺どのようにお考えなのか教えていただきたいと思いました。

そして、組織の活性化も研修からですし、そうしますと活性化ができますと、例えばホームページの更新料、37ページの2万7,000円なども自分たちでできるようになるのではないかと考えていますので、その点ですね。

続きまして、40ページ、41ページにわたるのですが、40ページに空調設備等保守点検委託料78万8,000円、冷温水器保守点検委託料92万9,000円があるのですが、これはどうしてこのような大きな金額が出るような機械があるのか私はわからなかったもので、ちょっと教えていただきたいということと、電話機のリース料83万4,000円があります。これもかなり金額が大きくて、毎年毎年電話に83万4,000円もリースで払わなくてはいけないのかというふうに思いましたので、これらは義務的経費になりまして、毎年毎年この金額が出ると思いますので、その点教えていただきたいと思います。

同じように、41ページの自動車のリースも、電気自動車がリースで考えておるようですが、その点も一緒にお願いいたします。

続きまして、45ページの区長報酬等金額書いてあります。これも去年とほぼ同じ金額が計上されております。しかし、やはり住民主体のまちづくりということで施政方針でおっしゃられていましたので、私は区行政に対しかなりの補助金を渡して、住民自治のまちづくりのためには金額を少しふやすのも必要かなと思いますので、その点をお聞きいたします。

続きまして、47ページと48ページに続くものなのですが、安心、安全なまちづくりで調査業務委託料636万3,000円、合宿誘致推進計画策定業務委託料100万円とっております。これらについても、町長さんがおっしゃられました交流事業等を実現するための予算だと思っておりますけれども、これらはすべて業者にお任せするのではなくて、地元の関係業者にも参加していただいて、地元の目線というものも取り入れてほしい

と思っているのですが、その点どうでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 4番議員さんの質問に答弁をさせていただきます。質問が幾つもいただいておりますので、もし漏れ等ございましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず最初に、35ページの職員研修負担金4万3,000円、この金額が前年と同額というようなことで、町長の施政方針の中で職員研修というような部分も触れておりますので、その辺が少ないのではないのかというようなことからのご質問だと思います。まず、職員研修につきましては、これは4万3,000円ということで、職員研修につきましては、まちづくり広域連合で幾つもの研修を行っております。その中で、自治人材開発センターによる研修というようなことで、本当に安い金額で研修を受けられるような体制になっておりますので、その負担金の歳出に基づいて計上したのがこの金額ということで、それぞれ自治開発センター等において研修を職員が受けておりますので、安い金額で研修ができるということになります。

続きまして、40ページでしょうか、この辺で冷温水器の保守点検、あるいは電話リースとか、その辺のリース料の関係についてでございます。この辺で、まず電話のリース料でございますけれども、今の役場で使用している電話機についてはリースで対応しております。買い取りの機械ということではなくて、リース契約を結んで全部の電話機について行っております。そのようなことで、月6万9,499円の12カ月分というようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、冷温水保守点検委託料というようなことで、確かに金額的には、2回これ行きます。いわゆる夏と冬、暖房と冷房の切りかえのときにこの点検をしております。1回が46万4,100円というようなことで2回分を計上させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、区長報酬でございますけれども、前年と同じ金額というようなことでのご指摘かと思えます。この区長報酬につきましては、横瀬町の特別職の条例に基づいてこの報酬は支給してございますので、当然毎年毎年同じ金額になります。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 加藤課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 私のほうからは、ホームページの更新とかの設計変更の関係で職員ができるほうがいいだろうという話の趣旨のものだったかと思うのですが、先般一般質問の中に議員さんからありましたけれども、一般的なホームページの登載とかの変更については各担当課のほうである程度できるようにはなっていますが、ただ根幹となるスポットの追加とか修正というのは、やはり他の職員だけですとかなり難しいものがあるということで、このような形である程度専門的なものは必要だということからこのような委託料にはなっております。

それから、あと自動車のリースの関係ですか、これにつきましては、議員さんご承知のとおり、国でも進めています電気自動車の普及ということもあります。それから、今町で所有しておりましたプリウスが大分もう13年、先ほどもちょっと補足説明の中で申し上げましたけれども、13年以上もたっております、

非常に修繕がかさむようなことになりまして、あとふぐあいも実際は生じております。ということから、余り危険な車を職員に運転させることは、これは余り好ましくありませんので、普通車でなく軽の電気自動車を借り入れましょうということでリースにいたしました。それはなぜかという、まだなかなか電気の充電設備等は実際普及しておりません。しかしながら、二酸化炭素の少しでも削減に努めるということで、役所としてもそのような車が必要であるということで、普通車でなく、普通車だとまだ正直なところ非常に高額でございまして、なかなか財政的にどうかなというものもございましたので、今回は軽の自動車をとりあえずリースをして、試験的に電気自動車を行政にも生かしていこうというふうな趣旨から一応そのような形でリースを考えました。

それから、47ページから48ページにかけましてのうららか推進事業の関係でございまして。この安心、安全なまちづくり調査業務委託料とか、それから合宿誘致推進計画策定業務委託料の関係でございまして。これにつきましては特定財源の中で、45ページにもあろうかと思うのですが、緊急雇用創出基金の市町村の事業費の関係がございまして、これは町が直接ではなくて、なるべく雇用の機会を与えるということで委託としてそういうような条件もございまして、10分の10受けられるものでございまして、そのようなことから安心、安全なまちづくり調査業務についてはそのような対応をさせていただくということになっております。

それから、合宿地の推進計画策定の業務関係です。これにつきましては、特財の中から市町村による提案実施事業の補助金ということで、そのほか武甲山の関係の啓発金とか体操の関係とかも対象になるということで、そのようなことから事業費の県の補助対象をいただいているというふうなことから、やはり直接でなく委託のほうをとらせていただくということでございまして。

私のほうから以上かと思うのですが、漏れがあったらまた、済みません、ご指摘をいただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

○町田勇佐久議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、2点教えてもらいたいのですが、電話は近ごろは壊れないのですけれども、リースと購入とどちらが安いかわからないのですが、リースのほうがお安いというふうなお考えで今後もいくのかということと、区長のほうの報酬なのですが、条例で決まっているということですが、これに力を入れてもっと充実するというふうなお考えはないでしょうか。その2点お願いします。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 電話機、リースについてのご質問でございましてけれども、厳密に買い取りでやったほうがいいのか、リースでやったほうがいいのか、今の時点でちょっと手元に資料ないわけですが、次のリースが契約満了するときにはその辺も調査して、どちらがいいか検討してまいりたい、そのように思います。

それと、行政区でございましてけれども、この辺につきましては、いわゆる条例のほうに区長初め区長代理、班長手当、その辺の金額、たしか区長さんと25万円何がしかの金額を平等割と世帯割でお支払いしているというようなことで、条例に基づいて支給してございまして。そのようなことで、区長さんの本来の業務をもっと推進するべきにはこの辺をというような議員さんのお考えなのだと思うのですが、今

のところこの条例に基づいて支払いをしていきたいと考えております。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 総務管理費のブコーさん体操制作委託料についてですが、いつごろまでにお考えでしょうか。それと、これは48ページですね。

45ページのチャイルドシート購入費、23件分を予定していただいております。平成12年度ですか、道交法の改正でチャイルドシートの着用というのが義務づけられてから町としても取り組んでいただいておりますが、大体平均して23件くらいが例年並みでしょうか。当初は50万円くらいでしたが、でも23件くらい用意していただいているというのは非常に利用度があるなと思いますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 予算書の45ページのチャイルドシート購入費補助金の関係についてのご質問でございます。この辺の件数につきましては、本年度は23件というようなことで予算を計上させていただきました。平成19年が26件、その後若干減って、平成22年に23件というようなことで、平成23年、まだ途中なのですが、12月末現在で11件というようなことになっております。そのようなことで平成22年と同じくらい、23件ということで計上をさせていただきました。

○町田勇佐久議長 加藤課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 ブコーさん体操制作の時期というお尋ねですけれども、これにつきましては作曲とかいろいろ作詞、編曲等も絡んでくる問題でもございますけれども、イベント等が多くなる秋口までには何とかしたいなと担当課では思っています。ただ、いろいろとCDとかDVDの制作等もかかわってくるかもしれませんので、それらについての協議をしながら、極力早いうちにできればいいかなということで、一応担当課の目標としましては極力イベントが多くなる時期までには何とかしたいなというところでございます。今後契約して、いろいろと実際に町の意向等、ヒアリング等行うわけでございますが、それによって極力早くしたいなということで今のところそう考えていますが、その辺進みぐあいによっては極力早くしたいということで考えておりますので、その辺までで今のところ何も申し上げられないので申しわけないのですけれども、イベントが多くなる時期までには何とかしたいというふうに思っています。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 39ページなのですが、本庁舎管理事業の中の電気料348万円というのがあります。質問としては、これは東京電力の値上げを織り込んだ数字かどうかということと、これ電気料は本庁舎だけだと348万円ですが、あと公民館でも給食でもかなり金額大きくて、トータルすると1,000万円以上の

町としては負担になるのですが、10%上がっても100万円単位になって結構大きいと思うので、東京電力さんの値上げをこれはどういうふうに織り込んでいるかということと、あといろんな部署で電気料を算定されているので、その辺は平仄を合わせてやられているのかということを確認をさせていただきますというのが1点です。

もう一つが47ページなのですが、うらかよこぜ推進事業の中の安心、安全なまちづくり調査業務委託料等というところが、先ほど大野議員のご質問にもあって答えていただいたのですが、ちょっと内容がよく理解できなかったの、具体的にはどういうものなのか。委託する業務としてどういうことを委託するのかというのを説明いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 1番議員さんの質問にご答弁させていただきます。

39ページの電気料の関係で、東京電力の値上げの部分について予算を査定するときにそれを見込んだかというようなご質問でございます。その辺の部分については見込んでございません。それで、一応東京電力の値上げの部分についても未確定な部分がありますので、その辺がはっきりした段階でまた検討させていただいて、額がふえるようであれば補正対応をさせていただきたいと考えております。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 うらかよこぜ推進事業の中の安心、安全なまちづくり調査業務委託料等の関係でございます。これにつきましては、一応内容ということでお尋ねだと思いますけれども、現在横瀬町も空き家も大分ふえてきていますということで、空き家等の調査もしたいと。それから、公共交通の中で医療機関を利用するような交通手段はどんな方法で利用している方の調査とか、あるいはバスを利用しているかとかそんなような調査もでございます。それから、総務とのタイアップもございまして、カーブミラーの設置等の状況等の調査、あるいは道路設置の道標とか防犯灯、それから管理地等の関係でございまして、そのような町で安心、安全なまちづくりとして今後やはり重点的に行っていく事業に生かすには、やはり現状の調査を細かくしたいというふうなことから、このような緊急雇用の事業もございまして、それを活用して調査をしてみたいというふうなことからこのような内容のものを委託に出したいということでございます。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございます。今お答えいただいた中で電気料金なのですが、織り込まれていないということで、そうすると幾つかの自治体で東京電力に対して反体声明を出したりとか値上げ反対の交渉をしたりとかという先があったかと思うのですが、横瀬町は特にそういうことはされないという理解でよろしいでしょうか。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 値上げの件について私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

過日東電の方が見えまして、値上げをさせていただきたいと。まず、大口のところからというお話で来

られました。私のほうからは、特に反対ですとかということは申し上げませんでしたけれども、東電自体がもうちょっと真剣になって、いわゆる改革をしてもらわなければ国民はついてこないでしょうという言葉でお話をさせていただきました。具体的には、東電の方が役員さんのいわゆる報酬は50%カットにしますというお話をされていましたが、1億円もらっている人が5,000万円になっても何ら変化はないのではないですかという嫌みも申し上げました。東電の皆さんが本気で一生懸命復興に向けてやられているというのは私も理解はできますけれども、まだまだ甘い部分があるのではないかというのが私の感想でありました。そういったことも含めて、今後東電さんの動向には注視をしまいたいというふうに思っております。余り理不尽なことを申し上げれば、当町としても何らかの態度を示さなければいけないというふうにも思っております。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 では、ここで本休憩に入ります。

再開は20分でお願いします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま平成24年度横瀬町一般会計予算に対する質疑中です。質疑を続行いたします。

第2款総務費、ほかにございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 何点かございます。

ページ数でございますけれども、33ページでございます。法令集等追録代というのが190万円あるわけ
でございますけれども、その中で、今の時代でございますので、職員の皆さん方は、パソコンとかインター
ネットの時代でございますので、できる職員がいるかないか、やる気があるかないか、お尋ねしたい
わけでございます。

あとページ数が36ページでございます。例規等管理事業というのがございますけれども、去年は252万
円でございましたか。本年度は409万5,000円でありますけれども、これも今同様、パソコン、インターネ
ットでできないか、お尋ねするわけでございます。

あとページ数が39ページでございますけれども、細っこい話になりますけれども、電話料が去年よりも
上がっておりますけれども、何で電話料が上がるのかお尋ねするわけでございます。

ページ数、40ページでございます。私が議員になったときから庁舎の清掃業務委託料という話を随分さ
せていただいたわけでございますけれども、今回も222万5,000円とありますけれども、よく私は、今のこ
ういう時代でございますので、高いところは無理かもしれませんが、低いところは、これだけ職員
の皆さんがいるわけございまして、8時半に出勤するのではなくて10分前に出勤して、10分みんなです

ればできるのではないかというふうに思っているわけでございます。その中におきまして、自分たちで掃除をすれば自分たちでも汚さないようにする、できることは自分たちです、そういうことが必要なというふうに思っているわけでございます。これからは町としても税収が減ってくる。なるべく入ってきたものは出さないように、できることは自分たちでやる必要があるか、その辺もお尋ねしたいわけでございます。

ページ数の41ページでございますか、植木等整備委託料というのがございますけれども、20万円ありますけれども、多少植木の手入れかなというふうに思っているわけでございますけれども、職員の皆さんの中でこのぐらいのことは自分たちでできるかなというふうに思っておりますけれども、それも自分たちでやる気があるかないかをお尋ねするわけでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 何点かご質問いただいておりますので、もし漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思っております。

まず、33ページの法令集等追録代190万円の関係でございます。この関係につきましては、法律の例規が相当あるのですけれども、その法律が改正あったときに改正のものを今までの例規の中にとじ込んでいくということで、法律改正は当然国のほうで、国会のほうで法律改正して、それを加除式に今までの例規の中にそれをとじ込んで常に新しい法律にしておくというようなことで、町の例規ということではございません。一回例規につきましては見直しをして、現在201会議室あるのですけれども、そこに相当の簿冊が書庫に整理して保存されています。その例規について見直しをかけて、本当に必要なものが今残っていて、要らない例規については、このような経費もかかりますので、その辺を経費を削減させる意味で見直しをしております。

続きまして、36ページで、去年と比較して金額がふえております。例規管理事業というのは、横瀬町の例規を、ぎょうせいという会社があるのですけれども、そこに委託をして行っているという状況でございます。電算処理の委託料、例規データベースのシステム630万円、ホスティング630万円というようなことで、去年と比較して多くなっている部分というのは、補足説明の中で申し上げさせていただきましたけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と、非常に長い法律なのですけれども、いわゆる地方分権絡みの関係で横瀬町の例規を法律に基づいて相当、100件ぐらいの条例改正が発生するというような状況でございます。その辺の関係を委託するというようなことでふえてございます。先ほどの関係もそうなのですけれども、職員でできるかできないかというような話でございますけれども、なかなか難しい部分がございますので、委託しているというのが現状でございますので、ご理解いただきたい思います。

それと、庁舎の管理事業の中の庁舎の清掃業務でしょうか、この辺につきましても、この庁舎清掃業務の中で職員で対応できる部分については、以前小泉議員さんのほうにもご指摘いただきましたので、検討しまして、できる部分、いわゆるカウンターから中の部分につきましては、職員がそれぞれ当番制で自分の持ち分のところについては掃き掃除をしていると。それと、始まる前にはそれぞれの自分の机の上、あ

るいはカウンター、あるいは手が届くところは業務が始まる前に職員で対応しているという状況でございます。やはり庁舎の清掃の中でも技術的に技術を要する部分がございます。例えばこういうところのじゅうたんの清掃とか、あるいはワックスがけとか、あるいは高所の窓ガラスの清掃とかそのような部分について、職員でできない部分を業者に委託をさせていただいているというのが現状でございます。

それと、植木の部分について、やはり1年に1回あるいは2回ぐらいなのですけれども、5時の勤務時間が終わった段階で職員が一応出られる方が出て、前の部分、南側の部分とか、あとは草がむしれる部分とかというのは職員で対応しております。

ご質問のほうは以上だったのだと思うのですが……

〔「電話料もあったね」と言う人あり〕

○田端啓二総務課長 電話料につきまして、一応予算の積算におきまして、平成23年度の実績見込みにより、それを基準にして要求をさせていただいております。そのようなことで、前年度と比較すると14万円ぐらいでしょうか、ふえている計算になるかと思えます。そのようなことで、その原因というのが、この段階で原因がこれだということはちょっとわからないのですけれども、前年の実績に基づいて積算をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今十二分わかりましたけれども、電話料で細かい話かしれませんが、これからは節約時代でございまして、職員の皆さんが100名近くいるわけでございますけれども、私的な電話をしないように、私的な電話をする場合は休み時間に自分の携帯電話ですればもっと安くなるかなというふうに思っているわけでありまして。

もう一回、庁舎の清掃業務委託料でありますけれども、もう少し、もう一踏ん張り頑張ってもらって、机の前から出て掃除もしたらもう少し下がるかなというふうに思っているわけでありまして。

あとは植木等の整備委託料でございまして、今課長が言いましたけれども、南側のほうはよく見えますと、皆さんが暑いさなかに草をむしったり、よく頑張っているなというふうに思っておりますけれども、植木とかが何本かありますけれども、ついでと言っては変かもしれませんが、高い植木もありませんので、どうにか植木のほうもやっていただければ、20万円でございますけれども、その20万円も浮くかなというふうに思っているわけでございます。最近よく年配の方々が自分の庭に大きい植木を持っている方いるわけでございますけれども、どうにかこれ以上、植木屋さんをお願いしてもできないし、どうにか枯れるか切ってしまうとか、そういう方が随分ふえているのが現状であるわけでございます。庁舎の周辺に行きましたら、再度申し上げますけれども、大した木もないし、大きい木もないし、素人がやっても、枯れても文句は言いませんから、ぜひお願いしたいわけでございます。その辺はどうでしょうか。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 再度の質問に答弁させていただきます。

電話の関係でございまして、私用の電話につきましては、職員それぞれ私用電話には現状でも使用していないと思えます。よろしくお願ひします。

それと、庁舎の清掃業務についてですけれども、やはり議員のおっしゃるとおり、経費削減のために職員でできる部分についてはしていきたいと思っておりますので、さらに検討させていただきたいと思えます。

それと、先ほど私勘違いしまして、41ページの植木等整備委託料20万円ということでご質問いただいたのですが、これ財産管理事業ということで、まち経営課長のほうに属しておりましたので、私はてっきり庁舎のほうの植木というようなことで解釈で答弁いたしましたけれども、後ほどこの20万円についてはまち経営課長のほうで答弁をいたします。

植木の関係につきましても、確かに職員でもできる部分の植木はあろうかと思えますので、先ほど申し上げました南側の部分の低い植木とか、篠が生えているのですが、そういうのとか切っているのですけれども、そのときにでも素人でもできるような植木については手を入れていきたいなと思えます。

以上です。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 財産管理事業の中の植木等の整備の委託料の関係でございます。これにつきましては、公有財産の中で町のしている土地と、これ植木等となっておりますので、例えば植木がもう、枝がちょっとあれだということで枝を切ってくれないかということもありました。また、過去には旧芦小の旧校庭の庭にあります、木の名前は私も忘れてしまったのですが、ちょっと大きな木がありまして、窓ガラスというか、旧校舎のほうに影響が出るということで、そのようなこともございましたので、そういう木の枝、高いところがございますので、そういうものを切ってもらうとか、あるいは町有地で大分草が生えてはまずいということで、管理してございますそういう関係をシルバー人材センターのほうへお願いして、草刈り等をお願いしている委託料でございますが、強いて挙げると特に箇所づけはございません。そのようなことから、例年この程度を確保しておきたいということで、実績を加味しまして委託料という形でシルバーのほうへお願いする委託料として計上させていただいているものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 先ほど4番、大野議員の質問に答弁があった内容なのですが、41ページの電気自動車のリースの関係なのですが、リースをするに当たって、実際の買い取った場合の金額とかその辺の比較対象をしながらどんなふうに検討されたのか。

それと、今回道の駅に電気自動車の充電設備設置をするということなので、そこだけで充電するようになるのか。電気自動車まだまだこれから普及する段階なので、本来的には公用車については買い取りが原則だというふうに私は思ってきたのですが、先行きがちょっとまだよくわからないような状態ですからリースもやむを得ないかなと思ったのですが、ただそれなりに比較検討をどうにしたのか、それもちょっと詳しくお聞きをしておきたいというふうに思うのです。

それから、43ページの定住自立圏の事業負担金ということで、先ほどの説明では全額交付税で見られるのですよと。全額交付税で入ってくるのでは町の持ち出しはないなという、そういう気もしておるの

ですけれども、定住自立圏の構想が始まって、全く町の持ち出しはないとは思っていなかったのですけれども、しからば、医療の関係はまた別にほかのところでもありますからあれですけれども、どの程度の町の持ち出し負担を確保しているのか。まさか全額見てもらえるとは私は思っていないのですけれども、その辺の見通しをどうに立てているのか、それをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それからもう一点は、これ歳入で聞いたほうがよかったのかどうかかわからないですけれども、33ページの財源内訳のところ緊急雇用創出基金市町村事務費県補助金ということで、これを使って公用車の運行管理委託料としているのかどうか、その辺、要するに公用車の運行管理委託料として計上してありますこの財源的なものをちょっとお示し願いたいと思います。

以上、3点です。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 車のリースの関係についてお答えさせていただきます。

具体的数字はちょっと今ないのですけれども、買い取りのほうが安いです。ただ、これ私が最終決定をさせていただきました。その理由は、電気自動車がまだ技術的に確立をされていないというふうに私は理解しております。ハイブリッドはかなり確立した部分があるようになってまいりましたけれども、電気自動車については走行距離が100キロだとか150キロだとか言われていますけれども、実際どうなのか。また、機械的な部分での信頼性がとうなのか、そういう部分を考えますと、車ですから今は2年ぐらいの保証はあると思いますけれども、それ以降大きなアクシデントがあった場合に対応が非常に難しいのではないかと、とりあえずはリースをして、その状態を見てから買うのであれば買ったほうがいいのではないかと、私から強い意見を申し上げさせていただいて、今回リースということにさせていただきました。数字的にもしあれでしたら担当から申し上げます。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 今町長にご答弁いただきましたけれども、一応買い取りも私のほうが、町長さん買い取る時に、一応買い取りも検討いたしました。そのようなことで、取得価格がまだまだ軽といっても二百二、三十万円ということでございまして、メーカー的にもまだ軽自動車の電気自動車というのはメーカーが余りございません、正直なところ。そのようなことから、ただいま町長も申しあげましたけれども、12カ月点検とか車検の費用とか、タイヤ、バッテリー、消耗品等を含みますと、やはりそれを含めてリースしてしまったほうが、今のところまだ確定たる数字等も算出できない状況もございまして、そのようなことから町長さんにお伺いを立てて裁量を仰いだというところでございます。

それから、定住自立圏の関係でございます。これにつきましては、協定項目の中で秩父市のほうで事業を実施していくわけでございますが、その費用といたしましては、まだ町からの負担というのは生じてございません。今のところ平成24年、また5年間おおむね継続してやるということになっておりますけれども、毎年毎年、年に1回共生ビジョンが一応修正なり見直しを若干加えていくという話もお聞きしておりますけれども、現在のところ、このような定住自立圏の負担金につきましては、町の負担金は生じておりません。ただ、健康づくりのほうで医療関係が1,000万円ございまして、秩父医療協議会のほうへ

負担する1,000万円については、その中の200万円は持ち出しがあるということで、定住自立圏のこれからの負担については、まずは200万円程度ということで続くだろうと思います。それにどうしても何か特別な事業とか、また協定項目を変更するとかそういうようなことが生じた場合には、またこれは町としての対応を考えなくてはいけないというところでございましたけれども、現在のちちぶ定住自立圏とのかかわりについては、今のところ私どものほうに情報をいただいているものは200万円だろうというふうな説明を伺っております。

あと公用車の運転の関係ですか、これ緊急雇用で対応させていただくという形で、雇用対策の緊急雇用のほうで充当させていただく金額になっています。これは主に町長さんの公用車の運転をしていただくということで、平成23年度もそのような形でお願いしていましたが、平成24年度も費用面を考えた上でこのような対応をさせていただいたというところでございます。

○町田勇佐久議長 ほかに。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 電気自動車の関係と定住自立圏については、今の説明で一応了解したいというふうに思います。

緊急雇用創出基金、県の補助金なのですけれども、これは何年まで続くのか。また、この補助金の制度がなくなった後はどんなふうに、もちろん公用車の運行管理はいいのですけれども、それ以外にも、非常にこれを使って今臨時の職員等いるわけですけれども、その辺の対応については今から考えておくべきだというふうに思うのですが、その辺のことについてもうちちょっとわかるような説明がいただければと思うのですが。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 お答えさせていただきますけれども、緊急雇用の関係でございしますが、原則単年度になっているのではないかなと。今後の継続については、ちょっと私どもも承知しておりませんが、町としての単年度で終わる事業というものには極力緊急雇用を適用して、単年度で終わるものについては活用していきたい。ただ、今後の継続次第によっては、また新たな違う単年度でできる事業等があれば適用していきたいというふうに思っています。継続的な期間については、ちょっと私は承知しておりませんが、申しわけないですけれども。では、振興課長のほうで期間についてはご答弁お願いします。

○町田勇佐久議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 緊急雇用の関係につきましては、とりあえずまち経営課長が言いましたように単年度単年度で県のほうは考えているわけでございます。今回の平成24年度の緊急雇用を使った事業につきましても、当初平成23年度、この予算を起す前につきましては、もう平成24年度はないのではないのかというような予想もありました。しかしながら、県のほうから平成24年度も緊急雇用を引き続き、雇用情勢が悪いということで、雇用拡大を図っていく目的からして、この緊急雇用創出はまだやりますというような形でうちのほうに連絡がありました。そんな関係で、各課、所においては緊急雇用を使ってできる事業については予算組みをしてほしいというようなことも言いました。ただ、これから、県の考え方になるかと

思いますけれども、当面は単年度単年度で考えていくというような形だと私は思っております。

○**町田勇佐久議長** ほかにございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** 県のほうが単年度単年度ということなのですけれども、私は県のほうがいつ打ち切ってもそれに備えられるようなことを町としては考えておくべきではないのかなと思うのです。例えば先ほどの公用車の運行管理、それも専属に運転をする人がいて、あいているときはまたほかの仕事もよくやっていますからいいのですけれども、そういう形で、これはもう単年度ではないのですよね。できればずっとその制度的にはいつまでもほしいものもあります。ほとんどが継続性を持ったのが行政の仕事なのです。本当に単年度単年度で打ち切るようなことというのはそう多くはないと思うのです。だから、これからの、今まで相当数いますよね、緊急雇用の関係で。それをいかに持続させるかということをやったり考えていかないとまずいのかな、非常にそれ思っているのです。その辺どうでしょうか。各課長というより二役、三役のほうでその辺の考えをちょっと示してほしいと思うのですが、お願いします。

○**町田勇佐久議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 緊急雇用の関係なのですが、来年度ぐらいまであるだろうということで、ことしも来年度予算も立てたわけなのですが、緊急雇用対策というぐらいなので、目的は雇用を、日本じゅう失業者が多いということで、雇用を創出するという目的で雇用対策はあるという考えのもとで事業を実施しなさいという内容です。だから、本来であれば経常的な、今若林議員が言われたとおり続くようなところに、ずっと必要なところに雇用対策は使っては本当はならないところがあります。例えば全国でよく使っているようなのはまちづくりのために、町を活性化させるために何とか隊をつくって宣伝、PRをするとか、そういう短期的な2年や3年ぐらいで終わるような内容に多くが使われています。横瀬町の場合は、どちらかという行政改革で結構削りに削ってしまったところに緊急雇用の人を対応して、今お願いしているところもあるのですが、今までの予算を、例えば40年度に運転手の方がいたと。41年度に緊急雇用でそれを手当てして、普通の一般財源を減らしたというような事業には使ってはいけないわけなので、本来今までなかったことに使っているという趣旨もあります。ただ、今いろいろ、例えば町長の運転業務をしていたく方もそうなのですけれども、やはり専属のドライバーがいないと職員がその分1人減ってしまうような雰囲気があって大変、かわりばんこつやってもらうにしても、今町の事業が忙しくなっている中で、いろんなところに行政経験のある職員をとられてしまうと非常に業務がなかなか効率的に回っていかないので、ことし予算編成のときをお願いしたのは、雇用対策でやっていて、どうしても必要な事業であれば予算要求してもよいということでは言いました。今何人かそういうことで継続してやっていただく予定の方がいるのですけれども、雇用対策の場合は1年で同じ例えば運転業務があっても、雇用対策なので、1年間しか勤められません。だから、今の方が幾らよくても、例えば来年同じ予算があっても、雇用対策は人に限っては1年しかできませんので、そういった面で雇用の継続ということからいうとなかなか難しいところがありますので、ぜひ必要なところがあれば予算を普通の予算でとって継続していきたいというふうな考えではいます。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、次に第3款民生費に移ります。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 ページ数で65ページですか、総合福祉センター管理運営事業というのがございますけれども、去年と比べますと、多少ではありますけれども、少し上がっておりますけれども、指定管理料とかあるのですけれども、これは毎年毎年上がるものでしょうか。その辺のところお伺いいたします。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 小泉議員さんの質問に答弁させていただきます。

65ページの総合福祉センターの管理運営事業でございます。昨年よりちょっと増額しているということですが、ご存じのとおり、総合福祉センターにつきましては指定管理制度をとりまして、3年間社会福祉協議会に指定管理をお願いしているところでございます。平成22、平成23、平成24、3年間だったと思います。スタートのときに指定管理料につきましては3年間社会福祉協議会のほうに計画書を出していただき、その金額に基づいて契約を行っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今課長の話でございますけれども、指定管理料は3年間で打ち切りなわけですね。

3年たてば、この指定管理料というのがありますよね。1,169万9,000円ですか、これは町のほうで社会福祉協議会に払う必要ないわけですね。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 答弁させていただきます。

社会福祉協議会と今のところ平成22、平成23、平成24年度まで指定管理してもらっています。平成24年度までで来ていますから、平成24年度中にまた指定管理の公募等をさせていただきますして、平成25年度からまた指定管理にさせていただくことになると思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 たまに福祉センター行ってみますけれども、社会福祉協議会のほうですけれども、皆さん方が本気で仕事をしているのでしょうかけれども、その中で指定管理料をいただいているのではなくて、一千何百万円ありますけれども、幾らか、何人かわかりませんが、いる中で、職員の方々も多少努力でもしなかったら無理ではないのでしょうか。そんなに毎日毎日忙しい用事があるのですか、あそこの場所で。だれが見ても、酔っぱらいのおじさん連中最近は減ったらしいですけれども、三十数人の方が、毎日だか知りませんが、行くそうでありますけれども、それ以外はほとんど何か催し物なければ余り用事がないのではないのですか。幾らかその辺のところを考えてもらって、町から指定管理料をいただけるからこれでいいのだけではなくて、自分たちも多少、社会福祉協議会かかれませんが、こういう

ことをしようとか、多少なり自分たちの給料を自分たちで取る形も必要ではないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 答弁させていただきます。

指定管理料の中身について説明させていただきます。総合福祉センターの施設管理でございます。電話、電気、ガス、水道とか浄化槽、いろんな以前職員がいたときに施設管理にかかっていた費用につきまして指定管理を社会福祉協議会のほうに支払っていることになっております。

以上です。

○町田勇佐久議長 では、次。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 72ページの災害救助費、一応科目だけという説明がございました。そして、その中で災害弔慰金とか見舞金は一応科目の中でも1万円ずつという形で設けてありますが、基本的な基準みたいな考え方の基準とかは考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 はい。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 この災害救助事業でございますが、先ほども申しましたように、科目設定をしております。実際に災害等起こった場合はここから費用を出すわけでございますが、その場合はまた補正等を行って、それに対応できるだけの費用を計上したいと思っております。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 では、民生費で3点お伺いさせていただきます。

まず、65ページなのですが、敬老会事業ですね。これ敬老会ということで、従来同様の形で開催をされるのかというのを確認させていただきたいというのが1点です。

それと、70ページなのですが、障害者社会参加促進事業について、平成24年度から市町村のほうへ移ってきたということなのですが、これ財源のほうは何か補助とかがあるのでしょうかというのが2点目です。

それと、3点目なのですが、81ページですね、地域子育て支援拠点運営事業の中で、ご説明にあったかわせみひろば、それからメープルの森に関して、どのくらいの利用者を見込んでいるのかというのを教えてください。見込みがあればでしたら実績の数字でも結構ですので、教えてください。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 富田議員さんのご質問に答弁させていただきます。

65ページの敬老会事業ですが、私のほうから答弁させていただきます。従来どおりかとお尋ねなのですが、昨年度は昨年町民会館で実施されたのと同様に考えております。ただ、アトラクションにつきまして、昨年度3組出たのですが、平成24年度につきましては2組程度で考えているところです。

以上です。

○町田勇佐久議長 大場課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 1番議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

障害者社会参加促進事業の中の障害者相談員報奨金、これが今年度新しく計上したもののなのですが、この事業というのが身体、知的障害者相談員への委託による報奨金でございまして、平成23年度いっぱいには県知事から委嘱によりその相談員が委嘱されておりましたが、平成24年の4月からは町からの委託になるものです。その財源につきましては特になく、一般財源で対応することになると思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 町田館長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

○町田 勉保育所長兼児童館長 私のほうからは、かわせみひろばとメープルの森について答弁させていただきます。

かわせみひろばにつきましては、児童館内で行っている事業なのですが、どのぐらい見込んでいるかというご質問なのですが、ちょっとこちら手元がないので、後でお答えさせていただきたいと思います。

メープルの森につきましては、旧芦小を利用して月に4回実施しているわけなのですが、実績で大体1回平均10組ですかね、大体親子で来ますので、20名を1回を予定しております。

以上です。

〔「はい、ありがとうございます」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 2点お願いいたします。

78ページの一時保育事業について、昨年の実績はどのくらいだったでしょうか。

あと80ページ、学童保育室の定員は30名を見込んでいるという予算どりでございますが、30名まで昨年も定員を満たされていたのかどうか、教えていただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 保育所長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

○町田 勉保育所長兼児童館長 それでは、若林議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

初めに、保育所の一時保育事業の関係なのですが、今回計上させていただきましたのが延べ人数で240人ということで、これは大体今の実績に基づいて計上させていただいております。

続いて、児童館のほうの学童保育室なのですが、今現在は、途中で親御さんが仕事等についてやめている方がいるので、28名ほどなのですが、年度当初は30名定員いっぱいでした。そして、今現在申し込みを既に受け付けているのですが、30名定員いっぱいということで予定しております。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、1点お願いします。

先ほど1番議員の富田議員から聞かれたのと同じところなのですが、65ページの敬老会事業でございます。予算が75万6,000円とってありまして、例年よりも若干少なくなっているものなのですが、これも町長のほうの所信表明で新たな政策を企画立案していくという創造する力を生かしたまちづくりということで、所信表明ですか、されております。ですから、近所のお年寄りからです、「近ごろの敬老会は軽いほうの「ケイ」だい」って言われたこともございますので、知恵を絞っていただきまして、これは町のアイデンティティーにもなると思いますので、74万円でも、例えば100万円でも500万円でも町の31億円の予算にしてみれば支出できる金額だと思っておりますので、町のアイデンティティーとして、ぜひとも敬老の方たち、お年寄りの方たちが喜ぶような事業を展開していただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか、お聞きします。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 4番、大野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

敬老会事業でございますが、昨年と比べて金額的には減額となっております。ただ、一応中身につきまして、式典とアトラクションで分かれているわけなのですが、アトラクションのほうで3つ団体があったのですが、2つにちょっと減らそうと考えております。中身につきまして、お年寄りの方が喜ばれるような敬老会に考えていきたいと思っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかになければ、次に4款衛生費に移ります。

質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ないようですので、次に第5款農林水産業費に移ります。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 97ページの農村公園の件なのですが、農村公園管理運営事業のところでは農村公園の管理については、担当している振興課がありますが、こういったところに管理を請け負ってというか、管理を出しているか、教えていただきたいと思っております。

○町田勇佐久議長 木崎課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 若林議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

現在農村公園の管理につきましては、芦ヶ久保にあります横瀬町森林組合のほうに草刈りですとかそういったものをお願いをしております。立地条件が近いというような形で森林組合のほうをお願いをして、管理をしていただいている状態でございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ありがとうございます。あとは、そういった農村公園も管理していただいていますので、ぜひこういうところにすごいすべり台もあるというような啓発もよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと1点、98ページの新規事業ということで市民農園をされるということがうたわれましたが、それはいつごろからどこの場所で、いつから募集をされるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○町田勇佐久議長 木崎課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 市民農園の関係でご質問がございました。3月1日から市民農園を使いたいという申請は今現在受けております。そして、できればもう4月から始めるというような形でございます。とりあえず貸し付け規定というものうちのほうでつくりまして、それに基づいてこれから、体験農園ですか、名前のほうも今募集しているところでございます。そんな関係で、4月1日から申し込みがあれば翌年の3月31日までを1回として、それを4回継続できますよ、通算5年できますというような規定になってございます。この5年間というのは、県のほうからこの用地を買い受けたときに5年間は同じ状態を維持するというような条項もありましたので、その辺の数字を基準として、貸し付け規定の中にはその数字を利用しまして、5年間まではやっていきたいと思いますという形でございます。そして、今現在1区画当たりが年間2,000円というような形になっておりますが、区画についてなのですけれども、現在あそこは平らな部分の場所が面積的に756平方メートルあります。それから、ちょっと1段下がりました315平方メートルというような形で2つの区分に分かれるということで、上の平らなところとちょっと傾斜なところという場所にちょっと条件が変わっておりますので、その辺を考慮しまして、まず平らな部分の畑でございますけれども、これが1区画当たり約80平米というのが一つの区画としております。それを9区画設けます。それから、ある程度傾斜がある部分でございますけれども、これは耕作せずにちょっと条件不利というようなことでございますので、面積を多目にしてございます。1区画当たり100平米でございます。そして、それを3区画設けるということでございます。現在の状況でございますが、今申請者が3名ほど申し込んでございます。まだこれからだんだん出てくるのだと思ひますけれども、そんな形で申し込みを受けながら実施をしていきたいと思っております。

〔「場所なんですけど」と言う人あり〕

○木崎泰明振興課長 まだこれからだと思ひますけれども。

〔「場所。山口浄水場のほう」と言う人あり〕

○木崎泰明振興課長 場所は山口浄水場の北側というのですか。

〔「回転場の」と言う人あり〕

○木崎泰明振興課長 そうですね。柳生園さんが……

〔「の向こうです」と言う人あり〕

○木崎泰明振興課長 そうです。はい。そういう形です。よろしくお願ひいたします。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 それでは、99ページの農業用水路等修繕料、こちらについて具体的に教えていただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 木崎振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 若林議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

農業用水路等修繕料というのが10万円見込んでございますが、これは各農業者団体がつくっておりますけれども、その使っている用水についてはできるだけその団体さんがある程度維持管理をしていただきたいというようなことでやっていたいでございますけれども、突発的にそれ以外のところで水路が決壊をしてしまったですとか、そういったものがあつた場合の予備的な修繕料としてここで予算化をしているわけでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま木崎課長さんより説明いただきましたが、今実際私たちというかグループで姿地区に6反歩ばかり田んぼをつくっております、大分水路が荒れておりまして、なかなか水持ちが悪かったりいろいろなところに支障を来しておりますので、どうか水利組合と調整しながら有効に活用していただきたいなと思うところでございます。どうぞよろしくお願いします。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 1点お聞きします。

91ページなのですが、衛生費のごみ処理費なのですが、この金額が大分少なくなっているのですが、この原因というのをちょっと教えていただけますか。

以上です。

○町田勇佐久議長 後では。

○4番 大野伸恵議員 済みません、失礼しました。

○町田勇佐久議長 後でまた一括してあれしますから。

○4番 大野伸恵議員 はい。

○町田勇佐久議長 ほかになければ、次に今度第6款商工費に入ります。

ございませんか。それでは……

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 104ページ、商工費、町の観光協会の補助金なのですが、この補助金が平成22年度は190万円、平成23年度が115万円、今年度が75万円となっているのですが、この辺の減額の要因は何でしょうか、教えていただければと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 それでは、大野議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思います。

団体への観光協会への補助ということでございますが、今回75万円ですか、そういった形で予算化してございます。去年までが105万円の補助金だったと思いますけれども、これは平成23年度に観光サイトを立ち上げますということで予算化をしていただきまして、皆様にご審議をいただいて予算化になったわけでございますけれども、それが立ち上がりまして、今度は観光のウェブサイトというものを立ち上げましょうということで、平成24年度の予算化を図りました。そんな関係で、本来観光協会のほうが独立した形で組織ができていれば、そのウェブサイトのほうも観光協会のほうにお願いをして、それを観光協会のほうで立ち上げてもらいましょうという当初の考え方だったのですけれども、今現在、大野議員さんご承知のとおり、観光協会の組織をある程度独立させましょうということで今我々も動いておりますし、また観光協会のほうにも相談をしております。そんな状況でまだ組織が立ち上がっていないものですから、とりあえずは本来は観光協会のほうでやるウェブサイトの立ち上げを町のほうである程度やりましょうというようなことで、この予算書の103ページをちょっと見ていただきたいのですけれども、この説明のところに観光ウェブサイトサーバー管理等委託料というのが40万4,000円ほど予算化してございますが、約40万円なのですけれども、その40万円を差し引いた部分が今度の観光協会の負担金というような形でご理解をいただければ、そういうわけでこれが下がったのかということでご理解いただけると思います。

○**町田勇佐久議長** ほかにございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 1点お伺いします。

103ページなのですが、観光費の中によこぜまつり補助金200万円ですが、従来同様だと思いますけれども、よこぜまつりも従来同様の形で考えられるのかというのが1点。

それから、これ観光費の中によこぜまつり補助金が入っているのですけれども、よこぜまつりの意味合いですね、これが観光ということなのか、住民の福祉ということなのか、その辺のところもご見解をお聞かせいただければと思います。

○**町田勇佐久議長** 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○**木崎泰明振興課長** 1番議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、よこぜまつりをどんな形で考えているのかと。方向性だと思うのですけれども、これは事業仕分けにかかりまして、そのときにご指示があったものについては、町としてよこぜまつりの目線はどこに向いているのだと。町内なのか町外なのかというようなご質問をいただきました。そのときに、よこぜまつりについては、これからは町内に目を向けて、それで祭りのほうを考えていきますというようなことで、去年、平成23年度ですね、そこでやったよこぜまつりはある程度今までの行事、それからアトラクション関係もそうだったのですけれども、その辺もある程度趣向を変えましてやった経緯がございます。そんな関係で、観光にくくれるのか、大きくくくれば観光というような形だろうと思いますけれども、その辺またどんなくりにするのかというのは今後また検討していきたいと思っております。

それから、補助金の金額が200万円というようなことでございますけれども、これも去年度250万円から200万円に落としたと、そんな関係がございます。それで、去年のよこぜまつりの決算が出ておりまして200万円はかからなかったということで、とりあえず200万円を見ておけばある程度のことはできるだろう

ということで200万円、平成24年度も見込みました。去年200万円を切ったというのは、ほかの補助事業がありましたので、それを使った関係上、200万円に満たないで決算ができたというような要因もございますので、その辺考えますと、やはり平成24年度の金額につきましては同額で200万円をお願いしたいという考え方でおります。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、次に第7款土木費に移ります。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 ページ数が107ページでございます。私道整備事業補助金というのが50万円ありますけれども、今まで数年間の間に私道関係の整備に対しまして補助金を出したことがあるかないかお尋ねをするわけでございます。

もう一点でございますけれども、ページ数が112ページでございます。トイレの修繕工事設計委託料50万円というのがあるわけでございますけれども、数日前私が職員の皆様方の資格の話をしていただきまして、その中で副町長さんが1級建築士を持っている人が1人いるという話を聞いたわけでございますけれども、ぜひとも1級建築士なんていうのはまれにいるものではございませんので、ぜひ職員の中で、修繕工事でトイレでしょうけれども、大した設計ではないかもしれませんが、ぜひ職員にやらせたらどうですか。せっかく資格を持っていましてもったいない気がするわけでございますけれども、その辺のところをお伺いいたします。

○町田勇佐久議長 柳課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 小泉議員さんの質問に答えさせていただきます。

まず、1点目、私道整備補助金の関係ですけれども、大野議員さんの一般質問でも答えさせていただきましたが、平成13年に1件あっただけで、ほかは問い合わせ等ありますが、実績に至った経緯はございません。

それと、トイレの関係ですけれども、1級建築士は横瀬町に、建設課にもいないのですけれども、いないということで、申しわけないですけれども、委託させてもらいたいと思います。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 1級土木施工管理技士がいるということで答弁させていただきました。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今の私道の補助金の関係でございますけれども、これからは多少なり私道に対しても補助金を出すわけですね。その辺のところ詳しく説明をしていただこうと思いますけれども。

○町田勇佐久議長 柳建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 小泉議員さんの再質問でございますが、私道整備補助金に関しましては一定の要件ご

ざいます。1つ目として、道路幅員が3メートル以上、2点目が公道に接する延長10メートル以上、3点目が接続先の公道が舗装してあるもの、4点目が構築後5年以上経過しているもの、5番目が2戸以上利用しているものが主なものでございます。

それと、対象事業といたしましては、舗装整備と側溝整備になっております。補助対象外といたしまして、横瀬町開発行為に関する指導要綱が適用される開発行為により築造された道路は補助対象外となっております。補助額に関しましては、補助対象経費から10万円を控除した残額の2分の1以内で、1,000円未満を切り捨て100万円を限度として、1私道につき1回限りという要綱になっております。大野議員さんの一般質問でありましたけれども、実績等がないので、内容等を確認はしてみるというお答えをさせていただきました。今後これに該当する私道等で要望があった場合には補助金の対象となりますので、申請いただければと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 113ページ、住宅等耐震診断耐震改修補助事業なのですが、これ昨年同様の150万円を計上されているのですが、何件見込まれているかということと、従来の実績がどうだったかということをお教えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○町田勇佐久議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 1番、富田議員さんの質問に答えさせていただきます。

実績でございますけれども、平成22年度から策定した要綱でございますが、平成22年度はなしでございます。平成23年度、ことしですが、耐震診断3件、耐震改修1件となっております。

それで、平成24年度の見込みですけれども、耐震診断補助金に関しましては1件5万円が出ますが、それを10戸見ております。それと、耐震改修ですが、最高額が20万円ですが、5戸分を見ております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございます。これは、災害がこの先見込まれる中で非常に意味重なるのかなという気もしますので、ぜひたくさん利用されるように啓発もかかっていたいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 111ページのウォーターパーク・シラヤマ、昨年県のほうで水辺の再生ということで整備がなされ、そして今年度町としてトイレの修繕工事をされるということですが、工事の内容と、いつごろの工事予定なのかということをお願いいたします。

○町田勇佐久議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 8番、若林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

内容ですけれども、左岸側のトイレ、中郷側です。そちらのトイレに関しまして、ウォーターパークができてから20年弱たつわけでございますが、多少老朽化してきておりますので、そこをリニューアルしたいということでございます。それと、右岸側のトイレに関しましては撤去を考えております。

それと、いつごろからということでございますけれども、平成24年度をかけてやりたいと思っています。以上でございます。

○町田勇佐久議長 8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 撤去するほうは神社さんがあるほうで、シラヤマパークも夏場になりますと、結構整備もされましたし、これから春先から夏にかけて非常に皆さん水辺を楽しみにしておりますので、トイレ等も短期間で効率的に使い勝手がいいようなものを平成24年度以内、さもなければそういった夏場を省いていただいて、もうちょっと秋口過ぎからというような工事のあれを考えていただけたらと思います。了解いたしました。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、第8款消防費に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 117ページなのですが、地域防災計画策定業務委託料が378万円とってあります。これは新規のようなのですけれども、この防災会議、防災計画の策定業務に対しまして、住民の協働参画ということでうたわれておりますので、防災会議委員、もしくはここの場所は危険だよというのは地域の方もよく知っておりますので、そういうものに対して地域の方を入れて、その知恵をかりながらつくることが必要かと思いますが、その点どうでしょうか、お聞きします。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 4番議員さんのご質問に答弁させていただきます。

やはり議員さんの仰せのとおり地域の方の知恵を出していただいて作成する、あるいは協働参画で女の方でしょうか、のこちらの会議のほうにというような部分も配慮して対応していきたいと思います。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、次に第9款教育費に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 数点お聞きします。

今までずっと見てきた中で、ここでちょっとお聞きしたいなと思ったのですが、例えば119ページに県の公立学校施設整備期成同盟会負担金2,000円、次のページの120ページに市町村指導主事会負担金2,000円ということで、こういうのが今までの中でもかなりちっちゃな数字のものがいっぱい入っております。これらの小さな金額について、スリムな予算、安易な前例踏襲を払拭してというふうな気持ちでこの予算書をつくってあるようなのですが、一度この小さな会費、負担金とかにつきまして精査し、決算書などを調

べていただいて、もし実績を上げられていないのならば金額を上げてあげたいし、実績がいつもと変わらないようなのであったら見直しが必要かと思うのですが、その点どうでしょうか、お聞きします。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 大野議員さんのご質問にお答えいたします。

公立学校施設の整備期成同盟会負担金、あるいは次のページの市町村指導主事会負担金とございます。いずれも金額は2,000円ということで少ないわけでございます。こちらについても、期成同盟会については細かい資料ちょっと来ていないので、内容等についてはまた精査して、検討を重ねていきたいと思っております。

それから、指導主事会のほうでございますが、指導主事集まりまして、かなりの活動をやっております。負担金2,000円ということでございますが、市町村の指導主事集まりまして、学校の指導等の検討等をさせていただいてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○町田勇佐久議長 8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 3点お願いいたします。

まず、横瀬中学校の、127ページ、電気料がございまして、横瀬中学校も体育館のほうに太陽光の設備が整われて、それとの兼ね合いというか、電気料はどうなのでしょう。その辺を教えていただきたいと思っております。

あと141ページの社会教育ですか、町民体育祭、昨年からちょっといろいろ種目等を変えていただいて、そういった町民の方たちの変更した種目の反響等はどうか、そういったあれは受けているかどうか、反響についてお伺いします。

あと129ページの横瀬小学校等にAEDの除細動器のリースということでふやしていただいているようですが、旧芦ヶ久保小、全般的にAEDを購入していただいたり、またリースとして大分整ってきていただいているようですが、小学校、また中学校なんかも棟が3つあったり、部活がやはり外でやっていたり、いろんなところでやっているので、全体的にやはり大分整ってきたと思うのですが、小学校でリースで何台、中学校でどういったところにあるというのを教えていただけたらと思っております。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 若林スミ子議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、電気料ということでございます。中学校の電気料、太陽光発電を設置しまして、その後どうなったかというご質問かと思っております。中学校の電気料につきましては、平成23年度ですが、今までに1月分まで来ております。実際に月平均14万5,579円となっております。前年度に比べて8,208円ほど減っております。

それから、町民体育祭の種目を変更して反響はどうかということでございますが、その種目についての細かいところまでは受けていないのですけれども、多くの町民の方に参加していただきまして、大変ありがとうございます。その辺では、なかなか種目の変更もあり、当時は体育指導員ですが、平成24年度からスポーツ推進委員となりますが、スポーツ推進委員の方を中心に種目の検討をさせていただいております。

す。今後も町民の方多くの方が参加し、多くの人に喜んでもらえるような、そんな種目を考えていきたいと考えております。

それから、AEDの関係ですが、AEDにつきましては小学校にあります。それから、体育館のところにもあります。2台、これはリースだと思えます。それと、中学校にも1つリースあります。それで、ないのが体育館のほうです。これにつきまして今年度、平成24年度の予算で対応させていただくと。これにつきましては備品の購入ということでございます。それから、町民グラウンドも設置してありませんので、町民グラウンドに設置をする予算を組ませていただいております。それから、町民会館ですが、町民会館にもリースとして1台置いてあります。

教育関係は以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ただいまのは了解いたしました。

あと1点、137ページの図書館の蔵書の件なのですけれども、倉庫のほうにも大分置いてある。被災地のほうで全く本当にそういった図書が流されてしまっているということですので、もし先方に希望等を聞いて、横瀬町で小学校の図書館とかに町の図書館の蔵書を送っていただいているわけなのですけれども、まだそれでも倉庫に図書があるものでしたら被災地等に送るお考えはいかがでしょうか。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 若林スミ子議員さんのご質問にお答えいたします。

現在町立図書館のほうにつきましては、図書の蔵書数は、2月末なのですけれども、5万145という数字になっております。

それから、蔵書に入っていない廃棄本等を、ちょっと数今把握していないのですけれども、そういった廃棄本等ある場合に、そういう被災地のほうに送るとかそういったことを今後の検討課題として、受け入れ先もございますので、そういったところを検討いたしまして、相手先が受け入れてもらえるならばそういったものも可能かというふうに考えております。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、2点教えてください。

133ページです。私は、いつも町民会館を使用させていただいているのですが、町民会館の電気に関係する金額で、電気料が530万4,000円とっております。これらは節電の考え方でLEDに交換したほうがよろしいのではないかと思いますので、その点どうでしょうかということが1点と、145ページです。自動ドアの保守点検業務委託料は66万8,000円とっております。これは、役場のほうも町民会館のほうも自動ドアがあるので、この予算書見てみたのですが、保守点検委託料というのは出てこなかったのですが、この点検は毎年毎年66万8,000円必要なのでしょうか、教えてください。

以上です。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 大野議員さんのご質問にお答えいたします。

町民会館の電気料の関係でございますが、確かに高額な金額となっております。その中で、LEDにかえていって電気を下げたらというようなことでございます。試験的に今年度何台か取りかえさせていただいてございます。LED調子がよければだんだん考えていかなければならないかというふうな考えであります。

それから、給食調理場の関係で、自動ドアの保守点検業務委託料ということで66万8,000円計上させていただいたわけですが、これは毎年計上するような形になるかと思えます。調理場につきましてはドライシステムというようなことでございます。それから、細菌ですね、細菌に余り外の空気が入らないような形で自動ドアが、ちょっと数は忘れてしまったのですが、数が相当数入っております。部屋ごとに出入り口からずっとありますので、その自動ドアの点検をするような形でございます。今後も引き続き点検をしながらやっていくような形になると思えます。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 121ページの小学校費から、ちょっと教育費の中で何カ所か関係するのですけれども、この中で賃金のことについてちょっと教えてもらいたいのですが、非常勤職員、臨時職員、それから委託料で扱っている部分、この辺の統一的な単価のことについては、どんなふうに町としては単価を決めておられるのか。

また、先ほどの緊急雇用の関係も中に含まれているかどうかわかりませんが、非常にその辺の、同じ役場の業務あるいは教育関係の業務に携わる中でかなりのアンバランスがあるのではないのかな、ちょっとその辺が納得できないところもあるので、その辺の根拠とか決定の仕方について教えてもらいたいと思います。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 賃金の関係については、予算編成のときにそれぞれいろいろ形態によって各賃金を計上していただくように指示はしてございます。中にはいろいろな要因がありまして、単価等指示の額でないものもあるようでございますけれども、その辺については各担当課のほうの事情によりまして計上しているようでございますけれども、財政のほうとしましてはやはりそれぞれ賃金は、ある程度統一した賃金の形態については、各担当箇所については示しはしております。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 予算編成のときはということで今説明がありましたけれども、ここ数年来こういう状態ずっと続いているのですね。きょうに始まったことではないのですよ。だから、私は余りにも同じ仕事をやっている人が極端に差があること自体もよろしくないなと思うし、臨時職員どういう仕事をやるか

大体わかりますし、非常勤職員、それとか校務員の用務員さんの場合は委託料で賄っていますよね。シルバーのほうからだと思うのですけれども。また、グラウンドにはグラウンドの整備員もいますし、いろいろな方いるのですけれども、何となくすっきりしない部分があるのです。だから、その辺についてもうちちょっとすっきりした形が欲しいなという気はするのですね。確かに余りそのところ膨らまし過ぎると大変だと思うのですけれども、とって下げ過ぎて、さらにそこに差をつけるということもよろしくないなという、そんな気がします。ちょっと学力向上のために必要な講師が来たりすると、これ全然違うのですよね。2倍も3倍もするのですよ、時間当たり。それから見ても、やっぱり子供たちのことを考えれば、同じように子供たちのために頑張っていたきたい。それには少なくともそういう、私なんか部外者が見てもそういう違和感を感じるのですから、その辺で少しでも支障があってはまずいなというのが考えられるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○町田勇佐久議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、お答えしたいと思うのですが、確かに言われるとおり多少差があります。教育委員関係をちょっと申し上げますと、確かに合わせたい部分もあります。幾つか例を出しますと、例えば支援員があります。これは、全額緊急雇用という体制になっています。免許を持っている者については1,000円、持っていない者については900円というような形をとっています。それから、学校の事務は町のほうで雇っているわけですが、これは町の規定で合わせてその金額でやっております。

それから、校務員については事業団の派遣のような形ですから、向こうの形で雇われていると。あるいは、給食センターにおいては給食センターの形、これは町の給料と同じだったのですけれども、その当時夏にはボーナスが出たりしていたわけです。そういうものはなしにするのだと、こう言われましたから、そこで40円なり50円なり上げて、ボーナスまでにはならないけれども、そういう形をとった。そういうことで多少違いがあるのですね。それを全部合わせるといのはなかなか難しい面があるのですけれども、これからまたそういったところも検討して、財政面のほうからもお話を伺ったりして、合わせてはいきたいところは合わせていきたいと、こんなふうには思っています。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。



◎延会の宣告

○町田勇佐久議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

大変どうぞご苦労さまでございました。

延会 午後 4時59分

平成24年第1回横瀬町議会定例会 第6日

平成24年3月13日（火曜日）

議事日程（第4号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算、議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第21号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書の上程、説明、質疑、委員会付託

1、陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書の上程、説明、委員会付託

1、発議第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される保育制度の拡充を求める意見書案についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
加藤芳男	参事兼 まち 経 営 課 長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
木崎泰明	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	村越和昭	教育次長
一柳俊一	代 表 監 査 委 員		

本会議に出席した事務局職員

富田等	事務局長	町田祥明	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 町田勇佐久議長 皆さん、おはようございます。
会期最終日となりました。引き続きご苦労さまでございます。
全員の出席でございます。ただいまから会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 町田勇佐久議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第15号～議案第20号の質疑、討論、採決

- 町田勇佐久議長 ただいま日程第1、議案第15号 平成24年度一般会計予算の質疑中です。



◎答弁の補足

- 町田勇佐久議長 ここで、昨日の質疑に対して答弁漏れがありましたので、答弁をいたさせます。
保育所長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

- 町田 勉保育所長兼児童館長 皆さん、おはようございます。昨日の1番、富田議員さんの質問に対しての答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。
拠点事業でありますかわせみひろばの平成24年度利用見込みについてのお尋ねに対してなのですが、実績を見まして、平成24年度、12世帯27人を見込んでおります。

-
- 町田勇佐久議長 それでは、第9款教育費の質疑を続行します。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。
特にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 町田勇佐久議長 それでは次に、第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いします。

4番、大野伸恵議員。

- 4番 大野伸恵議員 1点教えていただきます。

149ページの予備費なのですが、前年度に比べて大分多い金額が予備費に計上されております。また、前のページなのですが、財政調整基金も2,000万円多い3,000万円で予算化されていますので、予備費的な金額がかなり多くなっているのですけれども、もしこれで予備費でこのような金額で出すのだったらば、この議会でも質問がされました土地の購入とかのほうに視点を移してやっていくのがいいのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。教えてください。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 ご質問にお答えさせていただきます。

予備費でございますが、前年度当初に対して大分予備費の計上があるという話でございますが、予備費については予想外の支出に備えるべく計上するものでございますけれども、最近非常に集中豪雨、それから地震等、頻繁というのですか、ちょっと懸念される部分がございますので、前年比に比べまして多少なりともやはりそういうものに対しては備えていく必要があるかなということがございましたので、総合的な予算の31億三千何百万円のうちの予備費はこのぐらひは必要かなということで計上させていただきました。土地の購入とかいろいろありますけれども、そのような、先日も答弁させていただきましたけれども、交渉によりますので、土地の購入につきましてはあくまで相手側の意思にも確認が必要でございます。町が一方的に売ってくれと言って、はい、わかりましたということで成立するとも限りませんので、やはりその点はまた必要に応じてある程度財政的に捻出をしながら対処していきたいというふうに考えています。財調のほうも今後やはり財政上非常にまだ厳しい状況は続いておりますので、どのような状況が生まれるかもしれません。これから財政運営上、不測を来すこともなきにしもあらずということも頭の中に置きまして、やはり財政上の運営をしていく必要があるのかなというふうな意味からそのように考えて計上させていただきました。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、次に歳入に入ります。

歳入につきましては全般でお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 歳入に関して2点お伺いさせていただきます。

まず、13ページなのですが、町税の法人部門ですね、これが前年より本年のほうはかなり見積もりとして金額大きくなっているのですが、法人の部門の見積もりの仕方、根拠を教えてくださいと思います。

それと、25ページにふるさと納税寄附金、一番下の16款の寄附金の部門なのですが、1、ふるさと納税寄附金が10万円見積もられているのですけれども、これに関しては、これまでの実績がどうだったかということと、あとふるさと納税寄附金に関して何か働きかけをするようなことが計画されているのかどうかというところを教えてください。よろしくお願いします。

○町田勇佐久議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 1番議員さんからの質問で、法人住民税の法人税割の額が昨年より多いのはどのようなことなのかということで、ご質問に答弁させていただきたいと思います。

法人税につきましては、ご存じのように、昨年の基本的には3月が大体法人の方は決算のところが多いのですけれども、それから2カ月をしまして決算の報告ございまして、翌月、ですから6月になりまして、その前年の法人税に対しての税額が納入されます。その前の年、その前の年というふうに、年によってそれぞれ法人の税額が決算によりまして大分変動が多いわけでございます。そういうわけで、平成21年につきましては大変決算が割とよかったのですけれども、平成22年が決算が悪く、また平成23年、昨年は決算がよかったので、昨年の補正、12月、それからことしの3月補正で法人住民税を増額させていただきました。そういうことで、平成23年の法人税が大分多く決算がよかったということで、その前の年と昨年、平成23年度の決算等を勘案し、それはある程度ルールに基づきまして、決算の額に一定の割合を計算しながらことしの法人住民税の税額を決めさせていただきました。そういうことでご了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 1番、富田議員のお尋ねにお答えしたいと。

ふるさと納税の関係でございまして、制度が始まりまして、例年8件、8人から10件程度の方がおられます。そのような方から、今回の平成24年度につきましては平均1万円の方が非常に多いものから、1万円10件、10名になろうかと思っておりますけれども、そのような見積りをさせていただいて10万円という計上をさせていただきました。また、これにつきましては、納税いただいた方にはやりとりの中で町の特産品を、些少でございまして、気持ちとして、納税者の方に例えばシイタケとかブドウとかそういうものですね、町の特産品としている、横瀬町に産物としてできるものについて納税していただく方にはお贈りをさせていただいているというふうなことで、外にも一応そんなことで発信はしております。

以上でございまして。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 18ページなのですが、教育委員会の教育使用料についてですけれども、町民会館の使用料が去年度と比べて大分ふえております。これは多分町民会館の使用が秩父市の方の利用だと思っておりますけれども、このような顕著にあらわれたということは、横瀬町にとってもとてもよいことだと思っております。秩父の人が横瀬の施設を使ってよかったというふうに思っていただければ、また利用していただくチャンスもあると思っておりますので、所信表明でも人の交流の具現化ということで積極的に行っていきたいというふうなお話でしたので、町民会館のみならず、住民グラウンドとか体育館の使用も他町村の人にも開放するような形で進んでいったらどうかと思っておりますけれども、私の一般質問でも使用料を、町の人と町外の人との使用料をまず横瀬町から取り払ったらどうでしょうかということでお話しさせていただきましたが、その点この数字を見てどうでしょうか。

以上です。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 大野議員さんの質問に答えさせていただきます。

町民会館の使用料、これにつきましては、平成23年度大震災の関係等で市民会館が使えなくなったということで、かなり町民会館のほうを利用していただいております。来年度につきましても同じような状況が続くだろうということで、このような金額を計上させていただきました。

それから、町民グラウンドの関係ですが、やはりこちらについても利用のほうですね、体育協会と町の団体が主に使っているわけですが、あいているときには町外の有料で支払っていただいております。いただくのいいかと考えているところですが、今回話に出ておりました秩父の交流サッカーとかそういった面でも、グラウンドについては違うのですが、そういった大会でもできるような形がとればいいかなというようなことでは考えております。いずれにしましても、使用料多く町に入ってくる、そういうことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、13ページなのですが、町民税、固定資産税、軽自動車税、ここに滞納繰り越し分の歳入見込みがありますけれども、どの程度、全体の滞納額からしてみてもどの程度の割合でもって計上されておられるのか。特に軽自動車税47万円というのはかなり多いなという気はするのですが、軽の車とかバイク含めてだと思うのですが、そういった滞納状況と、滞納分どの程度の見込みをつけておられるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

17ページですけれども、ここに道路占用料があります。横瀬町の町道に電柱、電話柱等建柱してありますと道路占用料を払うわけですが、この道路占用料、単価的にはしばらく据え置いてあるのかなという気がします。国土交通省並びに県の単価から比べても、多分町の場合安いのかなという気はしますが、その辺の比較とこれらの改定の検討、そういったものはなされたのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、25ページなのですが、ここに財産収入の中で各基金の利子の関係があります。必要な基金として基金設定がしてあるわけですが、この中で特に浅見萬作翁の老人援護基金というのがありますけれども、これは元村長だった浅見萬作さんが町に寄附をして、基金設定がなされてきて現在に至っていると思っております。当時のお金で100万円だったのですね。ずっと残っているのですが、この基金についていつまで、未来永劫基金設定をしておかなければならないのかどうか、その辺についてどう考えておられるかお聞かせいただきたいと思っております。

28ページ、29ページにあります雑入の中でちょっと教えてもらいたいのは、まず28ページの財団法人自治総合センター助成金、自治総合センターの概要というのはどういうものなのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、29ページにも同じく財団、地域活性化センター助成金というのがあります。地域活性化センターというのはどういうものなのか、その辺につきまして概要をお聞かせいただきたいと思っております。

なお、こういった助成金については、多分ひもつきではないと思いますけれども、その辺のことについてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上、大まかに4点です。よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 12番議員さんの滞納の割合がどのぐらい今回徴収率で見ているのかということでご質問だと思います。そのことについてのお答えをさせていただきたいと思います。

町税につきましては、滞納分の約20%を見込んでおります。これは平成23年度の徴収できなかった分、これは約28%、それから平成22年度以前の滞納分につきまして20%、両方合わせて20%強の徴収率を見込んでおります。

続きまして、固定資産税でございますけれども、これにつきましては約16%見込んでおります。土地それぞれにつきまして徴収率を、当初の見込額に対しまして、合わせて16%それぞれをトータルさせていただいて計算させていただきました。軽自動車につきましては25%、軽自動車の滞納分につきましては、今年度の金額のおおよそ10%が滞納金額、そのうちの25%ということでございます。軽自動車につきましては、車検のあるようなものと、皆さん2年に1度車検をとるとかそういうときには、当然車検、納税証明書がないと車検も受けられないので、1年何かで忘れたとしても受けるわけなのですけれども、バイクとかそういう金額の低いものについては車検等がないとついおくれてしまったり、また町外等に転出され、個人の方は住所変更をされるのですけれども、軽自動車のものにつきましてなかなか所有者の住所変更等が登録されていないものがございます。どうしても町外のほうに滞納処分で追いかけることもしているわけなのですけれども、なかなか遠くなってしまうと追いかけてづらくなってしまったりするので、こういうふうな数字になっています。ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 12番、若林議員さんの道路占用料に関する質問にお答えさせていただきます。

道路占用料に関しましては、横瀬町では道路占用料徴収条例にのっとりまして徴収させてもらっているわけでございます。以前は道路法の中で占用料の標準というのがございましたけれども、今現在ございません。ということから、数年前から見直しが必要ということで検討はしているわけですが、実際の見直しに至っておりません。今後も検討を重ねて見直し等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 私のほうからお答えをさせていただくのは、自治総合センターの助成金の関係です。これにつきましては、歳出のほうでコミュニティーの助成金の関係に当たるものでございますけれども、これは宝くじ関係の団体でございます。そこで申請いたしますと、コミュニティー団体のほうでそこにセンターのほうから助成金をいただいて、歳出のほうでコミュニティーに係る助成事業と

して各団体への助成金。過去においてもそのような実績があるのですけれども、ことしも3団体歳出のほうでは助成金として予定計上させておりますけれども、それに充てるためでございます、結局それを自治総合センターのほうで判断して、最終的に町のほうへの団体を採択するかということで回答をいただいております。3団体で申請してございますけれども、全部それが採択されるかどうかはまだ、センターのほうのお任せでございますので、そちらのほうで判断していただく形になるかと思っております。内容については、そういう活動の中の宝くじをもとにしたものについての助成活動を行っているという団体というふうに聞いております。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 12番議員さんのご質問に答弁させていただきます。私のほうからは、浅見萬作老人援護基金について答弁させていただきます。

現在、浅見萬作老人援護基金の設置、管理に関する条例が制定されております。この目的としましては、老人援護のため、浅見萬作老人援護基金を設置するとなっております。基金の額については100万円でございます。基金の運用としまして、基金より生ずる利子により、基金の設置目的達成に必要な事業の実施に努めなければならないとなっております。そして、ねたきり老人、ひとり暮らしの老人などに対して援護を行うこととなっております。確かに、先ほど申されたとおり、利子が100万円ですと1,000円ぐらいになると思います。実際運用はできていないと思われま。今後について検討していきたいと思っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 それでは、12番議員さんのご質問にお答えします。

財団法人地域活性化センター助成金でございます。この地域活性化センターにつきましても、これも宝くじの助成金を原資として、イベントですとかそういったものに対して支援をする、補助をするというようなことを聞いております。そんな関係で、今回この助成金を利用して寺坂棚田などのイベントを実施しようということで、ここに100万円という予算を計上いたしております。

○町田勇佐久議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、税の関係ですけれども、滞納繰り越し分の徴収大変だというふうに思います。ただ、実態をしっかりと把握しながら、やむを得ない場合は不納欠損までしなければならないわけなので、その辺の実態をきちっと把握しながら、やはり努力目標としては数%でも上を見ながら徴収に当たっていただきたいな、そんなふうに思っております。非常に焦げついた部分ですから大変だというふうに思うのですけれども、やはりそういったことも、大変な作業でありますけれども、しっかりとやっていただきたい、そんなふうに思っております。特にこういった非常に経済的に低迷をしてくれている時代ですので、本当に現年課税分をまずはしっかりと徴収しなければいけないと思うのですが、滞納になったものについてはさらに徴収が厳しくなると思いますので、早目早目に手を打っていただく、そういうことが必要だというふうに思います。その辺につきましての税務課長の心構えを再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、道路占用料等については、ぜひ早急に結論を出していただきたい。私何年前にもこの問題ちょっと質問した経緯があったと思います。やはりできる限り町で収入確保できるものについて少しでもしっかりとした上積みができるような、そういうことが必要だというふうに思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

あと基金の関係ですけれども、昨今の低金利の中ではなかなか基金の運用というのが難しくなっているかと思ひます。それと、この基金設定をしたのがかなり前だったですね。当時私も議員でいたので、必要だというふうに思ったのですが、もう何十年か経過しますとこういった基金も見直しをしなければいけないかと思ひます。ぜひ見直しをしながら、いつまでも置かなければならないものだったらやむを得ないのですけれども、そうでない基金についてやはり基金を解消していく必要もあろうかというふうに思ひますが、ぜひその辺はよく検討していただきたいというふうに思ひます。

あと28、29ページの関係ですが、宝くじの関係ということでわかりましたが、こういった財団というのは、県の外郭団体としてあるのか、国の外郭団体としてあるのか、どちらかちょっとよくわからないので、その辺わかる範囲で願ひしたいと思ひますが。

それと、どういう構成というのか、なっているのか、その辺もぜひお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○町田勇佐久議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 12番議員さんから決意ということでお話をいただきました。町税は、当然町の財政の上では根幹をなすものでございます。現在景気低迷、大変就職も厳しい状態で、当然徴収、税額自体も減っております。また、なかなか支払いもできない方もふえております。そういう中で税をお願いするということは、大変心苦しいところもあるのですけれども、それはそれ、私は私の職務としまして一生懸命税収には取り組んでまいりたいと思ひます。

また、当然いろいろな事情で問題のある方、そういう方につきましては、今後も納税相談とかそういうものを通して、少しでも納税をしていただけるようお願いはしていくつもりでございます。よろしく願ひいたします。

○町田勇佐久議長 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 占用料のことに關してですけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、標準的なものが今なくなっているということで、近隣の市町村等の状況を見たのですけれども、かなりばらばらでございます。それで、私としましては、国道の占用料等が法律に載っているのですけれども、それを参考にしてはどうかというようなことで何年前前から考へているのですけれども、それが果たして正しいかどうかちょっとわかりませんので、また近隣町村、国、県等の占用料に關しましてもう少し調査いたしまして、横瀬町に合った占用料にしたいと考へています。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 お尋ねの2つのセンターの関係でございますが、これ窓口というのですか、県が一応窓口でまとめて申達をしていただいていると思います。県の団体ではなくて、国というのか、国の外の団体になろうかと思うのですけれども、そのような団体にはなっているようです。ただ、細かい組織の構成については、ちょっと私手元に資料がございませんので、申しわけありませんが、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 答弁させていただきます。

先ほどの基金の設置、管理に関する条例は、昭和50年に制定されております。議員さんおっしゃられるとおり、かなり年数等たっておりますので、今後見直ししていければと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたりまして質疑漏れがありましたらお受けいたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 数点お聞きします。

まず、全体の予算の関係なのですが、施政方針で行政改革を強力に推進しとありますけれども、この予算は大体約31億円であります。合併しない町として、前の行政改革で28億円規模の町を目指すというお話を聞いております。平成22年度の行政報告でも、平成23年度が29億円、平成24年度が28億円と見込まれておりますが、ことしのこの数字に対してどのようにお考えか、1点お聞きしたいと思います。

また、この横瀬町の予算でございますが、地元にお金を還元してほしいと私は思っております。ですから、ページはかなりなるのですけれども、清掃業務委託料とか植木等整備委託料、あと封筒の入れる委託料とかというのが入っています。また、消耗品の購入費など、給食の食材など地元の業者を使っていたきたいと強く思うのですが、その点配慮していただけるでしょうか。

また、土木費でリフォーム助成金も出ておりますが、これを利用されていることが少ないようですけれども、これも地元業者への育成がもとになっている予算だと思っておりますので、その点についても配慮していただきたいと思うのですが、そのお考えを教えてくださいたいと思います。

それから、給与明細費なのですが、151ページが77人、本年度職員数77人、154ページが級別職員数というふうになりますと79人というふうに出てきます。この2人の関係はどういうことなのかなというところでちょっとお聞きしたいのですけれども、任期つき職員の採用でなっているらしいのですけれども、そうしますとこの給料表のほうには、合計額には77人ですので、79人の2人分の給与は入っているのかどうかということが1点と、任期つき職員の採用基準についてはどのようにお考えなのか、教えてくださいたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 全体的な予算についての考え方についてお尋ねと思いますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

議員さんおっしゃる28億円、9億円というふうな数字おっしゃられるわけですが、まずはやはりどのぐらいの収入があるかということを見込みます。一般家庭も同じだと思うのですが、自分の家の収入がどのぐらいあって、何にどのぐらいを使って、何が重要か。重要度をある程度挙げた上で、例えば家の補修が必要だとかということもあろうかと思えます。町としてもそのようなことが言えるのではないかなと思いますけれども、町としてもやはり実施計画を立てておまして、3年のサイクルで見直しを行いながら、実施計画に基づいて予算づけをしていくという形になっています。やはり何といても収入ということが第一の条件になりますので、それが得られる見込みによりまして歳出を考えるということが第一原則かなと財政担当としては思っています。そのようなことから重要な事業、各箇所でのいろいろと要望等が入っているわけですが、それらもある程度取捨選択するなり重要度、どういうふうな形で今年度やるべきか、来年度で何とかなるか、次は翌々年度のほうに回しても事業実施としては効果が期待できるのかなというふうないろいろ計画を立てて各課で上がってくるわけですが、それに実施計画をもとに予算づけをしていくというふうな結果から、歳入に見合った歳出予算というような形で考えた予算でございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 私のほうからは、給料表の関係についてご質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

確かに151ページ、本年度の職員数というふうなことで77名、それで154ページ、こちらに79と、2人の差があるというふうなことでございます。この関係につきましては、一応この予算書を編成させていただく時点で任期つき職員のはっきりした職員数が予算書作成するときにはまだ未定でありましたので、そのようなことで77人の中には任期つきの職員を含まない数としてこちらに記載をさせていただきました。最終的に3名の方を平成24年度は任期つき職員として採用していきたいということで、3名というところでございます。それで、次の補正のときにはっきりしたこの辺の数字も反映した予算書をお示しいたいということで考えております。

それで、任期つき職員とはどういうのかというふうなことも触れられたご質問の中に話されたのかと思いますけれども、この任期つき職員につきましては、この言葉どおり任期を定めて横瀬町の職員として採用させていただくというふうなものでございまして、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、あるいは一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務というふうなことで、このような条例があるのですけれども、条例の中でこの条例を運用して採用させていただいてお世話になっているというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 予算の中で地元業者優先ということではありますが、当然町の仕事は地元業者優先ということで考えています。ただ、町の仕事は地方自治法とか町の規則とかそれにのっかって、例えば指名競争やるとか随意契約やるとか、法令に反して発注することはできませんので、そういう法律や規則の中で許される範囲で地元優先という基本で発注していきたいというふうに考えています。

○**町田勇佐久議長** 建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○**柳 健一建設課長** 質問の中でリフォーム補助金の話が出ましたので、ちょっとお答えさせていただきます。

リフォーム補助金の要綱にこういう要件がございます。補助対象リフォームに関しまして、「町内に事業所を有する横瀬町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された業者又は小規模事業者登録された業者が行うものであること」というのがありますので、当然町内に関係する業者さんにやっていただかなければ補助金はないということになりますので、ぜひ町内業者さんに申請していただければと思っています。

○**町田勇佐久議長** よろしいですか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 答弁ありがとうございました。地元にお金をなるだけ還元してほしいという考え方なのですが、もちろん入札とか一般競争入札とか法令に従わなければならないことは重々承知しておりますが、この一般競争入札とか指名競争入札は平等性であるという考え方は、私は少し疑問に感じています。大きなものと小さな事業者が平等にしろというのは、それは本当に平等なのかという考え方があるのですよね。大きな体格の者と小さな体格の者が一緒に戦うのは、同じ人間だから対等でしょうというふうに言われても、それはちょっと違うというふうに私は感じております。ですから、法律を無視しろとは言いませんが、地元業者の育成という横瀬町役場の地方自治体としての仕事もありますので、そのところをよくかんがみ実施していただきたいと思うのですけれども、どのようでしょうか、お聞きします。

○**町田勇佐久議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 法令や規則を守らないということは、我々公務員はできません。ただ、その基本だけは曲げると首になってしまいますから、またあるいは住民からそういった損害を与えたということで訴訟になることもあります。そういったことで、町だとかそういった公共団体が勝手なことができないようにということで法律とか規則とかそういうものをつくってあります。だから、その範囲で動かざるを得ないということはもう基本です。それ以外のことをやりましたら我々が捕まってしまうということになりますので、よろしくをお願いします。

○**町田勇佐久議長** 4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 答弁ありがとうございました。法律を犯せとは言っておりませんので、法律を犯さない範囲で知恵を絞っていただいて、横瀬町の発展に尽力していただきたいと思いますので、これ要望です。お願いします。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 2点ほどお尋ねいたします。

13ページの法人町民税の関係でございますけれども、昨年度を見ますと31%増ってありますけれども、先ほど来説明いただきましたけれども、本当にこうなるのかどうか。先ほど来税務課長は決算がどうのこうの騒いでいましたけれども、今の動向を見ておりますと、横ばいか、もしくはマイナスかと思っておりますけれども、その辺もう一回お伺いしたいわけでございます。

また、14ページの町たばこ税でございますけれども、今は日本じゅうが禁煙禁煙で騒がれている中で5.7%増ですか。どう考えても、歳入が減ってもふえることはないと思いますけれども、その辺どうに税金の比率を見たのかわかりやすく詳しく説明していただければいいと思いますけれども、その辺のところをお伺いいたします。

○町田勇佐久議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 10番議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

法人町民税の関係でございます。昨年度に比べまして三十数%の増額ということで、この見方はちょっと多過ぎるのではないかというお話だと思います。これにつきましては、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、前の年の決算につきまして今年度納税をいただくということでございますけれども、昨年の当初予算では大変少ない、低い金額でございましたけれども、12月、それから3月補正で増額をさせていただきました。これは平成23年の申告が、前の年の申告がある程度よかったということで、平成23年度申告をしていただいた金額がふえたということでございます。それに伴いまして、ことしにつきましては昨年、平成23年度の実績よりは予算では低く見積もらさせていただいております。当然これにつきましては、今後決算を出していただいてから平成24年度に収入が入ってくるわけですので、おっしゃるとおり景気等の動向にございますけれども、ある一定のルールで数字を計算させていただきまして、平成23年度の当初と平成23年度に納入をいただいた金額、その中間ぐらいの金額になろうかと思っておりますけれども、それを計上させていただきました。ご理解を賜りたいと思います。

また、14ページのたばこ税の関係でございますけれども、当然今禁煙、健康ブーム、そういうことで、たばこ税につきましても当然消費の面では落ちているというふうに感じてはいるわけでございますけれども、震災の後一時がくんと数量が減ったり、またその前の年にたばこ税の税額が大幅に上がりまして売り上げ等が落ちたわけなのでございますけれども、その中で多くの方が禁煙、減煙ということで一時購入する本数が落ちたわけでございますけれども、若干ここに来まして落ちついた数字になってきておりましたので、こういうふうな計算をさせていただいて、計上させていただきました。ご理解を賜りたいと思います。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 もう一度課長に申し上げますけれども、法人町民税の関係では31%増ってありますけれども、本当に上がると思っておりますか。よくもう少し明確な話をお伺いしたいわけでございますけれども、大体企業にも中間申告とか3月決算とかあるわけでありまして、今ほとんどの会社が3月決

算ですか、方が多いわけですがけれども、普通一般的に見て31%もどう見ても増額するとは思えないし、たばこ税の関係もだれが見ても、税率が上がったそうでございますけれども、私なんかヘビースモーカーでいるわけでございますけれども、一日も早くやめようと思っているし、その中で増額というのがありますよね。だれが見てもあり得ない感じがしますけれども、もう少し詳しく課長が間違いなく自信を持った話をしてもらいたいと思いますけれども、これがもし増額でも31%税金が上がらなかつたらどうなりますか。恐らく悪くても横ばいですが、そんな感じがしますけれども、もう少しわかりやすく説明をしていただけませんか。ぜひお願いいたします。

○町田勇佐久議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 10番議員さんの法人町民税の税額についてのお尋ねでございます。先ほども申しましたけれども、法人町民税につきましては昨年の12月、それからことしの3月補正で増額させていただきましたけれども、昨年の決算に基づきまして、その一定のルールでことしを見積もらさせていただきました。昨年、平成22年度の予算が当然その前の景気の関係で低かったわけで低く見積もっているわけなのですけれども、12月補正、3月補正で増額をさせていただきました。それと、その前の年の大体中間ぐらいの金額を計上させていただいておりますので、基本的には大体小泉議員さんのおっしゃる横ばいと同じような数字になるのかなと思います。ご理解を賜りたいと思います。

たばこ税の関係でございますけれども、昨年の当初予算では、平成22年と平成23年では700万円ほど減額した当初予算を計上させていただいております。ことしは100万円少し昨年よりは多くなったということで、これにつきましてもこここのところの消費の動向を見てさせていただきました。ただ、おっしゃいますように健康ブームでございます。減煙あるいは禁煙される方が多くなってくれば、当然これは下がってくることは予想されますが、あくまでもこれは昨年の予算に対しての増額ということでご理解をいただければと思います。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 それでは、全般に関することで2点お伺いさせていただきます。

1つが事業仕分けについてです。事業仕分けにつきまして、この決算にどういう形で、あるいはどういう考え方で反映されているのかというのが1つ。

それから、過去、一昨年、昨年と2回実施されてきたわけですがけれども、この効果がどうであったか。どう総括されているかというのが2つ目。

それから、平成24年度、どういう運営をされる予定なのかというのが3つ目です。これを教えてください。これが大きい1つです。

もう一つなのですが、要員と組織の運営を平成24年度どう考えられるかという部分です。先ほど4番議員さんの質問で、部分的には、数字的にはわかった部分もあるのですがけれども、今回3月で退職される方が多いと聞いています。その減る分をどういう形で補うのか、それからどういう形で配置するのか、今の組織の枠組みは変えずにいくのか、その辺のところをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお

願います。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 事業仕分けの関係について、私のほうが事務局を担当させていただいておりましたので、ご答弁させていただきますけれども、これにつきましては過去2回、2年行っておりまして、結果としては継続、それから一部見直し、それから廃止とかいうような形で仕分け人の方に結論づけていただいています。その各担当の事業箇所におきましては、該当した事業については結果に基づいて予算を要求してもらっているわけですが、これらについては実際今後、昨年実施しましたところには廃止というものもありましたので、それらも含めて今後予算を考えてくださいというふうな事業もごございます。また、再度一部よく見直していただいて、検討して予算計上してくださいということで、各箇所においてそれぞれ事業仕分けの結果に基づきまして検討していただいて、予算を計上してごございます。今までの傾向といたしましては、なかなか廃止までという事業仕分けの結果は数少のうございまして、継続あるいは一部見直しの上検討するとかいうふうな結果が多かったと思います。そのようなことをごございますので、結果として廃止が出たものもごございますので、今後廃止に向けて事業課のほうでは検討していただいて、予算計上してもらっているのもあろうかと思えます。そのようなことから、そういう事業仕分けのもとに予算を計上していただいているということからすれば、それなりの効果はあったのかなという気はしています。具体的には各事業ごとの中身の問題になりますけれども、総体的にはそんなことが言えるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 退職者に対応した人員計画ですが、横瀬町定員適正化計画というのがありまして、平成8年度105人程度だったのですが、今89人と90人という数字でちょっと今混乱があったのですが、今90人程度の定員がいます。その中で、事務系職員だけで6名程度退職予定になっています。そういった職員のうち、今3名を新規、それからまた1名追加で4名新規で採用しています。その穴埋めとして、今任期つき職員を5年間継続で、優秀であればというところがあるのですが、5年間継続で採用をできる職員を今募集しています。そういったことで、その任期つき職員で現在の定員は補う予定ですが、一応定員適正化計画によりますと、平成26年までに職員86人にしていくという目標があります。その目標に沿って、今退職者、それから採用というのを調整しながら今考えています。そういったことから、来年の計画については、今のところ変更する予定はありません。大体人数も任期つき職員でとりあえず補充していくという考えでいます。今年度退職者が多かったので、新規採用職員をだんだんならして考えていますので、そういった将来の定員と毎年毎年採用できる人数を平準化して、平成26年度に備えていきたいというふうに考えています。

今ちょっと間違いがありまして、任期つき職員は3年継続ということです。

以上です。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございます。追加でなのですけれども、事業仕分けに関しては、ぜひ町長か副町長のご見解をお伺いできればと思います。同じ質問です。

それと、要員のところは、今の足し引きのところはわかりました。そうすると、確認なのですけれども、各課の人員の割合とかそういうものは、基本的にはいじらないと。それから、組織のほうもいじらないという理解でよろしいですね。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 事業仕分けにつきましては、毎年、今2年目であります。町長の意向としても来年以降続けていくということで今考えています。それで、とりあえず対象事業が一回りするまではやりたいなということで町長とも話しています。

それから、今言ったように組織については、4月1日については原則動かさないということで考えています。幾らか構想はあるのですが、それはまだ構想中で、発表できる段階ではありません。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 それでは、以上で議案第15号に対する質疑を終結いたします。

ここで本休憩といたします。

再開は11時20分にします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時19分

○町田勇佐久議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎答弁の補足

○町田勇佐久議長 答弁漏れがございましたので、答弁をいたさせます。

まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 先ほどの12番議員さんの自治総合センターと地域活性化センターの組織の関係でございます。非常に国の外郭団体と似ている団体でございます。自治総合センターにつきましては、地方自治の関係者とか地方六団体の代表者等によって設立されているものでございます。そのような団体でございます。六団体というのは全国知事会とか全国都道府県議長会とか全国市長会、全国市議長

議長会、全国町村会、全国町村議長会というふうな形で六団体加入しているということで、地方の振興に資する事業について、宝くじの普及広報に活動を行っているというふうな組織になっております。

それから、同じようなことが言えるのですけれども、地域活性化センター、やはりこれにつきましても会員が全国の公共団体と、これについては民間の方も会員となっているというのが、ここがちょっと若干違うのかなという程度でございまして、やはりこの活性化センターにつきましては、まちづくりとか地域おこし等の地域社会の活性化のためにもろもろの活動を支援していくというふうな団体でございまして、中には国の役人の経験の方が名簿の中へ入っているようでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 続きまして、日程第2、議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、歳出全般について質疑をお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

〔なし〕と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、歳入全般についてお願いいたします。

〔なし〕と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたらお受けいたします。

〔なし〕と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、以上で議案第16号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

9番、関根修議員。

○9番 関根 修議員 歳入の介護保険なのですけれども、今年度から保険の料率の改定があって、こういう保険収入が多少上がる、保険料ですか、上がるということではありますが、3年前の策定以降、要支援、支援とか地域包括とかいろいろ予防介護の関係の補てんというのが出てきたわけなのですけれども、その関係で制度的に介護の給付が介護度だとか、要は介護保険の伸び率を抑制するという意味があって支援の部分ができたと思うのですけれども、その辺の結果ですかね、3年間、3年ではそんなに効果は出ないと思いますが、結果的にはまだ伸びている感がすると思うのですが、どのような介護度の進展とか、そういうのはおこなっているのか。要するに給付が急激にふえるような要因になっているのか、あるいはそれが幾らか抑制されているのか、そういう分析はしてあるかどうか。もししてあればその辺の、今度の策定の段階でそういうのは出ていると思うのですが、その辺がありましたら説明をしていただけたらと思います。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの関根議員さんからのご質問に答弁させていただきます。

初日の議会におきまして、保険料の基準額の改定にご承認いただきました。標準月額が4,400円ということになります。第4期の介護保険事業計画から3年たつわけなのですが、確かに被保険者数等につきましては今後ふえていく見込みとなっております。団塊の世代が平成27年にはピークとなる見込みとなっております。その関係もありまして、介護のサービス給付費につきましてはふえていくと思われております。第5期の介護保険事業計画につきましては、その辺の見込みに基づきましてサービス給付量等サービス給付費計画されております。

ちなみに、1月末の要介護などの認定者数を述べさせていただきます。要支援1が58名、要支援2が46名、そして要介護1が65名、要介護2、67名、要介護3が50名、要介護4が38名、要介護5が37名となっております。合計、要介護、要支援の認定者数が361名となっております。そして、1号の被保険者数、全体の数なのですが、2,280名となっております。

そして、先ほど申しました認定者の中でサービス給付を受けられている方が、居宅介護サービスが220名おります。そして、地域密着型につきましては37名、施設介護サービスが56名となっております。今後団塊の世代等がふえる関係で認定者数等もふえることとなると思います。なるべく保険料については抑えていきたいのですが、やはりサービスがふえることによって保険料も上げざるを得なくなると思われます。今後も適正な運営に努力していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、以上で議案第17号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑をお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、以上で議案第18号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑をお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 歳入に関して1点質問させていただきます。

3番の繰入金ですね、一般会計からの繰入金が当該年度1億4,376万円です。前年より1,000万円ちよつとふえていると思うのですが、下水道設備はメンテナンスにもそれなりにお金がかかると思いますが、これからの負担というのが非常に気になるのですが、わかる範囲で平成25年度以降この負担がどうなるのかと考えられているかというところをお教えください。よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 1番、富田議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

繰入金の関係でございますけれども、これは一般会計への繰入金でございます。昨年度に比べて1,053万5,000円ふえているということでございますけれども、このふえている主なものといいますと、これは平成18年に建築をしたいろいろな下水道施設がございます。そういった施設の償還の関係なのですけれども、利子償還に關しましてはその翌年度からすぐ発生するのですが、元利償還の場合は5年据え置きで発生するような形になります。ですから、平成18年度に建設した施設に対して元利償還が始まり、その元利償還の額が主な要因となっております。

そして、平成25年度以降ということでございますけれども、この繰入金は下水道事業全般にわたっていろいろな経費に充てていくわけでございますけれども、維持管理等におきましても使用料の増加とかそういうものはだんだんとふえてくると思います。そういった面もありますので、減る要素もあるのですけれども、逆にこれから先、今申しましたように起債償還等の額もまだふえていきますので、これから先少しずつまだふえていくのではないかなと思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、以上で議案第19号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算に対する質疑に移ります。

初めに、8ページから15ページまでの収益的収支に対する質疑をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、次に、16ページの資本的収支から最後の予定貸借対照表までに対する質疑をお願いいたします。

ございませんか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、1点教えてください。

17ページなのですが、原水施設費で姿見山浄水場2号ろ過池ろ過砂入れかえという工事で金額が大きく出ております。これは何年に1回かえるのかということと、これも浄水場はかなり年数がたっておりますので、維持管理費がこれからかかると思うのですけれども、その点も踏まえてのことなのでしょうか、お聞きします。

○町田勇佐久議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 4番、大野議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

原水施設費の中の委託料で、姿見山浄水場2号ろ過池ろ過砂入れかえ業務委託ということで1,102万5,000円の予算を計上させていただきました。これは、もう姿見山浄水場が使用開始してから三十数年たっております。ろ過池は、1号から4号までございます。その1号から4号まであるろ過池の中で、まだ砂の全部入れかえというのは今までやっておりません。天地返しというのですけれども、いろんなことをやっていて、水を浄化していくわけなのですけれども、浄化の速度がかなり遅くなってきています。というのはどういうことかということ、三十数年間そういった天地返し等もやっていませんので、細かい砂等いろいろ入ってしまっていますので、その辺を全部一回取り除いて、一回整備し直さないとその機能を十分発揮できないということで、申しわけございませんけれども、予算をとらせていただいたわけでございます。

それと、質問の中でもう一点あったのですけれども、その関係というのはどういうことなのだから、これからのその……

〔「だから、壊れるまで使うというのではなくて、少しずつ修繕していくという形でこれを考えればよろしいですねということですよ」と言う人あり〕

○町田 多上下水道課長 いずれにしましても、このろ過池は砂等はある程度定期的に、計画的に入れかえなくてはなりませんので、それはこれからも、それをどうのこうのというのではなくて、ずっと継続して使っていきたいと思っておりますので、砂等を入れかえて継続的に使っていけるようにこれからも修繕を繰り返していきたいと思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 水道事業会計の今回簡易水道というのはなくなって、水道事業、それに飲料水供給ということなのですけれども、本来ですと飲料水供給事業は特別会計で別個に切り離してもいいのではないかと思ったのですが、ちょうどかえる時期だったので、その辺については担当課のほうでは幾らか検討したのでしょうか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。今回第5期の拡張工事という中で、簡易水道のところなくなって水道事業会計の中に組み込まれているわけですから、本来的には飲料水供給事業そのものは別途にするのかなという気がしたのですが、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○町田勇佐久議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 12番、若林議員さんのご質問でございます。規模の小さな飲料水供給事業という施設に関しましては、本来これは埼玉県条例等で示されているものがございますので、水道法には入っていません。ですから、言われるとおり、水道事業としてそれを経営するということは少ないと思います。しかしながら、横瀬町等におきましては以前より、経営統合といいますが、施設のほうは統合されていませんけれども、経営的にはそういうかなり脆弱な事業に対しまして一緒に水道事業ということで考えていて、持続可能な水道事業としてとらえていこうという考えでおりますので、今後とも飲料水供給事業に

関しましては今回切り離してということは考えておりません。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 課長の説明もわからないわけではないのですけれども、本来的には水道事業会計の中に含まれない、いわゆる簡易水道も前特別会計でやっているところがあって、町としては視察をして、簡易水道とか飲料水関係は特別会計でやるのだ、そういうのをつぶさに見てきた経緯があるのですけれども、そういう点からいくと、やはり水道事業法の中でやる上水道の運営管理については、やっぱりそれはそれとして企業会計でやって、それ以外のものについては特別会計でやるのが筋なのかなと思ったのですね。今の課長の説明ですと、従来からのやり方で切り離さないということなのですけれども、本来的には切り離すべきではないかと思うのですが、これが一つのいいきっかけになるので、できれば切り離して特別会計で扱う。もう部分的には22区の入山のほうにある処花の飲料水供給事業と、これからどうなるかわかりませんが、松枝地区の関係だけになると思うのですが、ただこのままいって将来的に横瀬町の給水区域にそこまで持って行く予定があるのだったら別なののですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。そういう予定も立てておられるのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○町田勇佐久議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 12番、若林議員さんのさらなるご質問でございますけれども、確かに若林議員さん言われるように会計的には特別会計でやっていたところが多いようです。ただ、今の流れ的にはやはり、先ほど申しましたように脆弱な水道事業、そういうものを上水のほうになるべく統合して経営基盤の強化を図れということで国のほうでは報酬を出してやっているわけでございますけれども、会計的には今統合されているような状況ですから問題ないのですけれども、施設統合となるとなかなか難しくなると思います。認可の関係は、もう既に処花の飲料水供給事業に関しましては、区域は認可区域になっておりますので、それは問題ありません。ただ、もう一つ言われましたそのもう少し奥の松枝の組合組織で運営している浄水場ありますけれども、そのところはちょっとまだ認可入っていませんけれども、そちらのほうに関しましては平成24年度予算の中で、振興課長さんのほうから申し上げたと思うのですけれども、できる限りの援助といいますか、持続可能になるような援助をしていきたいということで予算的にも今回とらせていただいておりますので、そういった形で突き放すのではなくてしっかりと見ていかななくてはいけないなと思っております。ただ、今も言いましたように維持管理に関しましては、やはり私どももそう考えるのですけれども、なれたというか、ほかの水道施設も全部同じような形で維持管理していますので、ある程度上下水道課のほうで維持管理をしていくとなるとそれなりにスムーズに管理ができるのかなという気がいたしておりますので、会計的には確かに若林議員さんが言われるとおりにだ思うのですけれども、施設管理ということになりますと、やはり今の現状がよろしいのではないかなと思います。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、議案第20号に対する質疑を終結いたします。

以上で一括上程中の新年度予算6議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、討論に移ります。

まず、反対討論から受けたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 次に、賛成討論。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○6番 赤岩森夫議員 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま一括上程中の平成24年度横瀬町一般会計予算を初めとする特別会計予算6議案に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、かつて経験したことのない大惨事を引き起こしました。震災により大津波、続いて発生した原子力発電所の事故、一国の存亡にもかかわるほどの問題を提起し、いまだ復興の計画すら立たない状況にあるように感じます。国内外において、東日本大震災の復興財源の問題、社会保障問題、消費税率の引き上げ、TPP問題、ギリシャを震源とした海外経済の悪化、過去最悪の円高等難問が山積しております。このような状況下で、地方財政にも極めて厳しい水準にあることは認識しています。

さて、一般会計予算において、前年度よりほぼ同額の31億3,700万円が計上されましたが、町の将来像である「緑と風が奏でるところ和むまち」の実現に向け、また「住民主体のまちづくり」、「職員の質の向上及び組織の活性化」、「財政の健全性の確保」を町の運営方針として慎重に予算編成がなされていることと感じます。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は前年度よりほぼ同額の9億7,620万4,000円、介護保険特別会計は前年度より2,000万円増の6億4,845万円、後期高齢者医療特別会計は9,328万5,000円が計上されています。国民健康保険税は、前年度ほぼ同額の1億8,420万8,000円、介護保険料は7.9%、932万2,000円の増額の1億2,755万8,000円、後期高齢者医療保険が9.5%、640万円増額の7,380万円をそれぞれ計上されていますが、いずれも保険料改定によるものです。引き続き厳しい状況にあります。下水道特別会計は、下水道接続率も順調に推移し、使用料及び手数料の増収を見込み、積極的に事業展開が図られているとうかがえます。また、水道事業会計であります。前年度より2.7%減収見込みで1億9,098万5,000円の計上ですが、安心、安全な給水を確保するために努力している姿がうかがえます。

我が国の経済情勢に加え、政局の安定さに欠け、地方財政の逼迫がさらに進んでいる状況ではあります。第5次横瀬町総合振興計画により今年度の重点施策として、魅力プロジェクト、絆プロジェクト、希望プロジェクト等の成果ある執行を期待するものであります。

終わりに、6議案の上程に当たり、町長を初め執行部各位のご努力に対し敬意を表するとともに、感謝申し上げます。議員各位におかれましても、上程中の6議案に対しご賛同賜りますようお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○町田勇佐久議長 ほかに討論ございますか。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、賛成の立場で私も討論させていただきます。

まずは、執行部の皆様、大変だったであろう予算積み上げ策定の作業、大変お疲れさまでした。皆様のかかれた汗に対して敬意を表したいと思います。今回の予算なのですが、私は初めて審議に参加させていただきましたので、初めての者としてコメントをさせていただきます。

まず、よかった点、1つは開示です。横瀬町の開示は大変進んでおりまして、細かい委託費の個別項目まで数字が示されておりました。これは数年前からやられていることで、町長が進められてきた開かれた町政を具現化したものだと思います。実は、つくるほうは細かい数字が出るというのは非常に怖いものだし、その分気を使うことも多くなるわけですし、そこをクリアしていただいているというのは非常によいことだと思いました。ちなみに、先日これに先立ちまして広域議会の予算の審議があったのですが、広域議会はまだ予算において委託費の個別項目が開示されていませんでした。来年から開示を検討するというコメントもいただいております。横瀬町のほうが進んでおります。

2つ目、非常にわきの締まった予算だと思います。これも数年来町が進めてきました行政改革の成果だと思います。個別項目をつぶさに拝見しましたが、無駄遣いと目されるものは見える範囲ではなかったと思いますし、何より職員の方一人一人に無駄な金は使うまいという意識が徹底されているというのが非常によくわかりました。先日副町長がコメントされました補正の減額を恐れるなというのも非常に浸透しているなというふうに思いました。人体で例えて言うと、体脂肪率が落ちている状況というのですかね、そういうベースができ上がっているのはすばらしいと思います。

さて、問題はこの先どうするかです。今回の予算で私は幾つか課題もあると思っています。1つは、町長は所信表明の中で、前例にとらわれずということ、あとは選択と集中ということもコメントされていたと思いますが、その踏み込みがまだ足りないと思いました。何より横瀬町は今安穩としていられるような状況ではございません。例えばきょう審議した数字の中でも一般会計から他5特別会計へのお金、これが大体3億5,000万円弱だったと思います。では、これがこの先どうなるかということ、確実にふえると思います。それから、一方で入ってくるお金、企業からの町民税の法人の部分、ふえるかということ、これは減る予想をされる方が多いのだと思います。それから、では交付税がどうかということ、今のように欲しいものもらえるかということ、これもわかりません。つまり入りと出考えると、ほぼ100%間違いなく今より厳しくなるということが想定されます。人口もずっと減ってきています。それから、この横瀬の地で操業している会社さんの操業の規模がこの規模でいれるか、それから雇用がこの規模で守れるかということ、厳しいと考える人が多いはずなのです。これに対してどういうふうに対処していくかというのが私はこの町の今の一番大きい課題だと思います。その部分で目的意識を持って、危機意識を持って、そして問題を掘り下げて、それに対応できる組織をつくっていくということが求められているのだと思います。その点は、今回私は課題だというふうに認識をしました。さわされながら、横瀬町が予算でできることは限られています。これだけ絞っていただいている、予算でもう魔法の手はないはずなのです。何よりこの先の予算の執行をどうにさせていただくかというのが非常に重要だと思います。ぜひ一つ一つの事業、力を込めていただいて、気持ちを含めていただいて、同じ金を使っても倍の効果上げるように頑張ってくださいと思います。そういう意味も込めまして、賛成討論させていただきました。ありがとうございました。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ、討論を終結します。

これより本休憩といたします。

再開は午後1時。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決いたします。

なお、一括上程中ではありますが、各議案ごとに採決いたします。

日程第1、議案第15号 平成24年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第16号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第17号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第18号 平成24年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第19号 平成24年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、議案第20号 平成24年度横瀬町水道事業会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長あいさつ

○町田勇佐久議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程いたされました平成24年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算6議案につきまして、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、ご賛同をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

なお、新年度予算の執行に当たりましては、地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、諸事業を計画的に実施するとともに、より効果的なものとしてまいりたいと考えております。今後とも議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算可決に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○町田勇佐久議長 以上で町長の発言を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時05分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○町田勇佐久議長 日程第7、議案第21号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第7、議案第21号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、横瀬町固定資産評価審査委員会委員、浅見文昭氏は、平成24年3月23日で任期満了となるため、引き続き浅見文昭氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略いたしまして採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第21号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○町田勇佐久議長 日程第8、請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま議長よりご指名をいただきました、上程いただきました請願第1号の紹介議員といたしまして、一言発言をさせていただきます。

本請願につきましては、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書でございます。請願事項といたしまして、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書を提出していただきたいというものであります。

請願の理由ですが、平成18年4月、障害のある人もない人とともに、地域社会で生活できる仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行されました。しかし、法の施行直後から新たに導入された応益負担制度は、障がい者を自己責任、家族責任としました。障がいを持って生まれることや中途障がいを負うことは、本人や家族の意思とは全く別のことです。また介護保険との統合を前提とした制度設計から、障害程度区分が導入され、その障害区分程度により使える制度が限定され、しかも利用上限もあり、障がい者が生きることにお金がかかり、しかも今まで受けていた支援が受けられない事態が全国に広がりました。これは障がいを持っていても、人間らしく生きることができる憲法で保障された基本的人権とはほど遠い制度になってしまいました。

また事業者にとって収入は日割計算となり、利用者が休めば収入が減り、福祉の根幹である人件費を削る以外に道がなくなりました。不安定な経営は、障がい者に対しては安心した支援には結び付きません。このように障がい当事者から、様々自立支援法の問題点が指摘され、障害者自立支援法違憲訴訟になりました。

その後、政府は平成22年1月、障害者自立支援法訴訟の原告71名との間で、「速やかに応益負担を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。」と明言しました。また、「自立支援法の立法過程において十分な実態調査の実施や障害者の意見を十分に踏まえることなく障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことを心から反省の意を表明する」として基本合意文書を交わし、国と原告は和解しました。

一方、国連では平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に100か国以上が批准を終えていますが、我が国では国内法が未整備のため、批准に至っておりません。

これらの課題を受けて、自立支援法を廃止し、障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議では、自立支援法の賛成団体を含めて、すべての障がい者の願いを実現するために、障がい当事者、事業者、自治体関係者、研究者などから55名の委員を選出しました。その55名が一年半の激論の末に意見が一致し、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられました。

その内容は（めざすべき6つのポイント：骨格提言抜粋）

1、 障害のない町民との平等

平等と公平の確保のために、障害者総合福祉法がこの条件の裏打ちとなります。

2、 谷間や空白の解消

障害の種類や制度の谷間となり、施策を受けられないことをなくします。

3、 格差の是正

自治体間の財政事情から、障害者の生活や働く場の格差が大きくなっています。どこに生活していても一定の水準の支援が受けられるようにします。

4、 放置できない社会問題の解決

精神障害者の社会的入院や家族の介助に依存している状況から地域での支援体制を確立します。

5、 本人のニーズにあった支援サービス

個々のニーズや支援は様々です。個々の障害とニーズが尊重されるような新たな支援サービスの決定と仕組みとします。

6、 安定した予算の確保

財政面の裏打ちが絶対的な条件となります。給付、負担の透明性、優先順位を明らかにしながら、国民の共感が必要です。

以上とし、法の理念・目的・範囲の項では、「国は障害の有無、種別、軽重に関わらず障害者がどの地域に居住しても等しく安心して生活することができる権利を保障する義務を有すこと」明記し、障がい者支援の最終責任は国にあることを確認しました。

ですから、障がいの程度や種類、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害の定義を社会的障壁（日常・社会生活上で障壁となる事物、制度、慣行など）とした障害者基本法や、昨年8月の「骨格に関する総合福祉部会の提言」の精神に基づいた『障害者総合福祉法（仮称）』を着実かつ速やかに立法化する必要があります。したがって国においては下記の事項を十分に配慮した上で、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させ施行するよう、横瀬町議会として政府等関係機関に意見書を提出していただくよう強くお願いいたします。

なお、請願者につきましては、ここに記しております秩父市黒谷1163-1、社会福祉法人くわの実会、理事長、千島正行さん。また、秩父市大宮5739-10、キックオフ作業所、施設長、永井紳一さんからのものであります。

なお、この請願につきましては、ここにも書いてありますように、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を提出していただきたいというものでございます。

なお、参考のため、意見書の案文も載せておきましたので、よろしくお願いたします。

以上で紹介議員としての発言を終わります。

○町田勇佐久議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を賜りたいと存じます。

9番、関根修議員。

○9番 関根 修議員 所管の委員会に付託するのが適当かと思われます。

○町田勇佐久議長 それでは、ここでお諮りいたします。

ただいま発言がありましたように、この請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎陳情第1号の上程、説明、委員会付託

○町田勇佐久議長 日程第9、陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

陳情書につきましては、事務局長をして朗読いたさせます。

○富田 等事務局長 それでは、朗読いたします。

1 件名

年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書

2 陳情の趣旨

以下の3点の内容で年金減額を止めるよう意見書を国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ提出してください。

①高齢者の命綱である年金支給額の切り下げは止めてください。

②年金支給開始年齢のさらなる引き上げはしないでください。

③無年金・低年金者に対する緊急の救済措置を講じてください。

3 理由

野田民主党政権は、国民の生活の苦しみ厳しさをよそに、「年金額が本来より高い水準となっている」といって2013年度の公的年金額を減額と決定しました。このことに高齢者の悲鳴と怒りが広がっています。まず支給額の減額、3年程度かけて2.5%減額すると月額23万円の厚生年金受給者は月額6,000円の減額になります。その後もマクロ経済スライドとして0.9%削減します。受給開始年齢引き上げも3通り出されています。

年金は高齢者の生活を維持するための金額です。単身高齢者の30%が年収100万円未満です。国民年金だけの人の44%近くが受給を繰り上げて減額年金を受け取っています。

今後の改悪が実施されれば、高齢者は追い詰められ、孤独死などもさらに増えることが懸念されます。こうしたことを防ぐためにも陳情趣旨の3項目は切実で必要と考えます。

つきましては、横瀬町議会から国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ年金減額についての意見書を提

出していただきますよう陳情いたします。

平成24年2月28日

住所 横瀬町大字横瀬3084-3 氏名 大野隆雄

住所 横瀬町大字横瀬6554-8 氏名 山田 泉

住所 横瀬町大字横瀬1387 氏名 町田和穂

横瀬町議会議長 町田勇佐久様

以上であります。

○町田勇佐久議長 事務局長の朗読を終わります。

ここでお諮りいたします。この陳情第1号の取り扱いについて、ご意見を賜りたいと存じます。

何かございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいまの陳情書でございますが、町内から出た陳情書、今まで所管の委員会に付託をして審査をしていただくということになっておりました。今回もこの陳情につきましては、所管の委員会に付託をし、審査をしていただくようお願いしたいと思っております。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 それでは、ここでお諮りいたします。

ただいま12番、若林議員から発言がありましたように、この陳情第1号 年金減額について国（内閣総理大臣・厚生労働大臣）へ意見書提出を求める陳情書につきましては、これを所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時23分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○町田勇佐久議長 ここで、お諮りいたします。

ただいま2番、新井鼓次郎議員から、発議第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される保育制度の拡充を求める意見書案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される保育制度の拡充を求める意見書案についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 追加日程第1、発議第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される保育制度の拡充を求める意見書案を議題といたします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 議長よりお許しをいただきましたので、上程されました発議第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される保育制度の拡充を求める意見書案について、提出者として発言をいたします。

この意見書案について、会議規則第13条の規定により、別添のとおり提出いたしますということで、提案理由といたしまして、さきに本会議において採択した「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書」の趣旨に基づき、意見書を関係機関に送付したいので、この案を提出するものであり、原文を朗読いたします。

子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い
懸念される保育制度の拡充を求める意見書（案）

現在、国において検討されている新たな保育制度「子ども・子育て新システム」は、現保育制度を大きく変えようとするものであり、基本制度案要綱では、全ての子どもへ良質な成育環境を保障するとしているが、保育現場に市場原理が持ち込まれることから、福祉としての保育制度が維持されないこと、保護者の負担増につながる制度の見直しとなることなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が、大きく揺らぐ恐れがある。

現行の保育制度は国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、全ての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、検討されている制度改革の方向は直接契約・直接補助方式、応益負担を導入することから、この前提が大きく変わる可能性があり、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、旧法児童福祉法第24条に基づく市町村の保育責任を後退させ、保育の地域格差や家庭の経済状況による保育レベルの差を生みだすことになりかねない。

子どもの貧困や子育ての困難が広がるなか、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地では保育の場の確保が問題になっている。今、必要なことは国と自治体の責任で、保育・子育て支援などの制度を拡充し、そのための十分な財源を確保することである。

国においては、「子ども・子育て新システム」の導入をするにあたり、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て働き続けられる現保育制度のより一層の拡充を図るよう下記事項について強く要望する。

記

1. 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に示された保育制度は、旧法の児童福祉法第2条及び第24条に基づく国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させることなく、保育の実施が明確に義務づけられている公的保育責任を堅持、拡充すること。
2. 国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。
3. 規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

埼玉県秩父郡横瀬町議会議長 町 田 勇佐久

あて先としましては、内閣総理大臣、副総理・少子化対策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上で提出者としての趣旨説明を終わりにいたします。

○町田勇佐久議長 趣旨説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 議長からお許しをいただきましたので、ただいま新井議員からご提出のございました意見書に対する賛成者として発言いたします。

現在の就学前児童の保育に関する制度は、戦後できた専業主婦世帯向けの幼稚園と共働き世帯向けの保育所の二元体制となっており、両者の間には多くの違いがあります。例えば、釈迦に説法になるかもしれませんが、これらの根拠とする法令、幼稚園の場合は学校教育法、保育所は児童福祉法、所管官庁が幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省。施設の性格は、幼稚園が学校、保育所が児童福祉施設。対象児童が幼稚園は3歳から就業前の児童、保育所がゼロ歳から就学前の保育に欠ける幼児。年間開設数、幼稚園39週以上、春、夏、冬休みもあります。それから、保育所は300日以上、これは休日、祝祭日も対応するという事です。それから、教育、保育時間ですが、幼稚園が4時間を標準とし、各園で定める。保育所が8時間を原則とし、保育所が定める。そのほかにもあるのですが、このほか制度の原形がそのまま維持され、現状においては社会の変化とのずれが生じている等多くの懸念材料があります。これらの是正のための新システムにおいては、待機児童解消、学校教育法に基づく教育をすべての3から5歳児に保障する等々の利点もありますが、意見書に書かれているような懸念材料も多く、現状では、人、物、金それぞれの面において制度設計が不十分で、今後の課題も数多く残っております。

意見書は、新システムによる保育制度は一応肯定し、その制度構築の過程で、現行制度の中の残すべき

ことは残し、懸念事項の是正を図るとともに、国の責務、法律の一本化、恒久財源の確保等々の課題の解決とさらなる拡充を要望するものとなっております。

議員諸兄におかれましてもご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○町田勇佐久議長 提出者並びに賛成者の発言を終了いたします。

質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に伴い懸念される保育制度の拡充を求める意見書案は、これを原案のとおり決するとともに、内閣総理大臣、副総理・少子化対策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長並びに参議院議長へ提出することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決決定し、内閣総理大臣、副総理・少子化対策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長並びに参議院議長へ提出することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○町田勇佐久議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第3項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第3項に規定する調査を、会議規則第70条第1項及び第2項の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいをさせていただきます。

○町田勇佐久議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○町田勇佐久議長 以上で今定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成24年第1回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時35分